

# 両罰規定における法人の刑事責任と

## コンプライアンス・プログラム

—「企業システム過失責任」の導入をめざして—

川崎友巳

第一章 今日の法人处罚論	第二節 アメリカ合衆国におけるコンプライアンス・プログラムの発展
第一節 法人处罚論の現状	第三節 わが国におけるコンプライアンス・プログラムの発展
第二節 現行の両罰規定解釈論の課題	第四節 今日のコンプライアンス・プログラムの概要
第三節 コンプライアンス・プログラムの台頭	第五節 コンプライアンス・プログラムの可能性
第四節 本稿の目的	第四章 法人の刑事责任におけるコンプライアンス・プログラムの効果
第二章 現行の法人处罚規定解釈論の問題点	第一節 法人の刑事责任とコンプライアンス・プログラム
第一節 法人处罚規定解釈の矛盾	第二節 「相当の注意」の抗弁とコンプライアンス・プログラム
第二節 法人处罚に関する立法の系譜	第三節 代位责任の成立要件とコンプライアンス・プログラム
第三節 法人处罚規定解釈をめぐる判例の展開	第四節 起訴裁量・量刑とコンプライアンス・プログラム
第四節 法人处罚規定解釈をめぐる学説の動向	第五節 法人处罚におけるコンプライアンス・プログラムの効果
第五節 現行の法人处罚規定解釈の問題点	第五章 「企業システム過失責任」の導入をめざして
第六節 合理的な両罰規定解釈をめざして	第一節 両罰規定における「企業システム過失責任」の適用
第三章 コンプライアンス・プログラムの生成と発展	第二節 「企業システム過失責任」の課題
第一節 コンプライアンス・プログラムの誕生	第三節 立法論としての「企業システム過失責任」

## 第一章 今日の法人処罰論

### 第一節 法人処罰論の現状

近年わが国の法人処罰論では、両罰規定を中心とした現行法人処罰規定の解釈論から、新しい法人処罰規定の導入を目指した立法論へと関心が移りつつある。<sup>(1)</sup>こうした関心の変化は、過失推定説が通説化して以後、法人の犯罪能力や両罰規定における法人の刑事責任の性質に関する議論が沈静化する一方で、現行規定では対処できない多様で重大な被害をもたらす企業犯罪に対し、刑事法上、適切な対策を講じる必要性が強く認識されるようになつたことに起因しているといえよう。

それでは、現行の両罰規定では、今よりも適切な法人処罰を望むことは、もはやできないのであらうか。答えは「否」である。多様で重大な被害をもたらす企業犯罪に対応すべく両罰規定の解釈論の枠内で検討すべき課題は、なお残されている。しかも現実問題として、近い将来に立法的解決の展望が開けない今日、両罰規定を合理的に解釈し、その効果的な運用の実現に向けて努力する意義は小さくないものと思われる。

両罰規定の解釈論の枠内において妥当な法人処罰を実現するためには、少なくとも次の三つの要請の調和を図ることが要求されるであろう。①行政取締上、法人の活動を適切に規制するため法人処罰の実効性を確保する。②責任主義の原則に則る。③「システム」や「組織構造」など、現代の大規模化した企業法人に固有の性質を考慮する。

これまで両罰規定における法人処罰を検討するにあたっては、このうち①と②の要請の調和を図ることに主眼がおかれてきた。すなわち、本来、行政取締上の処罰の必要性に重点がおかれ、違反行為者が代表者であるか、末端の従業者であるかにかかわらず、その責任を法人業務主に無過失転嫁する趣旨であつた両罰規定に対し、昭和一〇年代ごろから責任主義の原則に反するとの有力な批判が加えられるようになり、この批判に応えるために、法人の刑事責任の性質を合理的に説明する必要が生じたのである。このため学説では、法人の刑事責任の性質を従業者の違反行為に対する選任・監督上の過失責任と解し、その過失責任が法人業務主と従業者の関係から推定されるという過失推定説が次第に支持を拡大し、今日では通説として確固たる地位を築いている。<sup>(3)</sup> そこでは、違反行為を実行した従業者に対する代表者の選任・監督上の過失責任を媒介にして、法人の責任が認定され、従業者とともに法人を処罰することを原則としながら、代表者が選任・監督上の注意義務を尽くしていたことが反証されれば、法人は処罰されないと説明されている。また判例においても昭和四〇年の最高裁判決において、この過失推定説が支持されるに至つた。<sup>(4)</sup> 他方、過失推定説では違反行為者が法人の代表者である場合を考慮の外においているが、一般的には、この場合にも過失推定説の延長上で判断し、代表者の故意・過失責任を媒介にして法人の責任を認定し、代表者とあわせて法人を処罰するといふ説明されている。<sup>(5)</sup>

## 第二節 現行の両罰規定解釈論の課題

しかし、過失推定説は、詳細な検討が加えられた結果、支持を拡大してきたわけではなく、あくまでも本来は無過

<sup>(6)</sup>

失転嫁責任の趣旨であった両罰規定を責任主義と調和させるための苦肉の策として生み出された感は否めない。このため現在広く認められている方法に従って両罰規定における法人と違反行為者の刑事責任を認定してみると、そのプロセスに本質的な問題が生じることになる。詳細は後に述べることにして、ここでは簡単に結論だけを指摘しておくと、通説的な法人の刑事責任の認定プロセスでは、法人の刑事責任を代表者の刑事責任を媒介として導いているが、違反行為者が代表者の場合には、代表者の故意・過失責任から法人の刑事責任を導いても、代表者はなお処罰されるのに対して、違反行為者が従業者の場合には、代表者の選任・監督上の過失責任から法人の刑事責任を導くと、代表者は処罰されなくなるという異なる処理が行われているのである。しかし、この処理の違いについて納得のいく説明は全くなされてこなかった。その結果として、はたして両罰規定における業務主や行為者の刑事責任は単一の原理から導かれているのか、あるいは法人の刑事責任は代表者の責任を媒介にして認定されているといえるのかといった疑問が生じてくるのである。

また、法人の刑事責任の性質を従業者の違反行為に対する選任・監督上の過失と解するのであれば、その注意義務とは、具体的にはいかなるものであるのかが検討されなければならないが、この内容も、代表者個人の注意能力を前提としていたのでは、大規模な企業法人の場合、末端の従業者の違反行為について法人の刑事責任を問うことは難しいため、判例および通説は代表者にきわめて高度の注意義務を課すことによつて、法人の刑事責任を認定している。たしかに、行政取締の目的を達成するためには、末端の従業者の違反行為についても、法人の刑事責任を問うことが効果的であろう。しかし、なぜこの場合に注意義務を高度化することが許されるのかは十分に説明が尽くされておら

ず、さらにこうした認定が、無過失免責が現実にはほとんど認められないという過失推定の形骸化を招いていることも否定できない。<sup>(7)</sup>

このように現行両罰規定解釈の問題性は決して見逃すことができず、その解消は、適切な法人处罚の実現のために必要不可欠といえよう。そこで、こうした問題を解消するために、法人の選任・監督上の過失責任を代表者の選任・監督上の過失責任から切り離して認定することは考えられないだろうか。そうすれば、違反行為者が代表者であるか、従業者であるかによって、代表者の責任が問われたり、問われなくなったりする点を無理なく説明することができる。また代表者個人の注意能力を基準とせずに法人の選任・監督上の過失の注意能力を導くことが可能となる。

さらに、法人の選任・監督上の過失責任を代表者の選任・監督上の過失から切り離すことによつて、前述した③の要請にも応える道が開ける。法人处罚の今日的な課題が、大規模な企業法人の違法行為の規制にあることをふまれば、法人内部の個々人には還元できない「システム」や「組織構造」といった企業法人に固有の性質を加味した解釈でなければ、両罰規定の効果は期待できない。従来の両罰規定の解釈では、こうした性質を考慮する可能性については、ほとんど論じられてこなかつたが、代表者とは独立した法人の過失を認めるのであれば、そこに企業法人固有の性質を考慮することが可能になる。しかし、こうした企業法人固有の過失責任を実現するためには、理論と実践の両面にわたつて十分な検討が必要であろう。こうした問題意識を前提とすれば、両罰規定における法人の刑事責任の性質や法人の注意義務の内容を再検討する必要がきわめて高いのである。

### 第三節 コンプライアンス・プログラムの台頭

ところで、こうした法人处罚論の動向とは別に、最近わが国では、企業による犯罪予防や法遵守のための自主的取り組みが注目されている。コンプライアンス・プログラムである。コンプライアンス・プログラムは、アメリカ合衆国で過去四〇年ほどの間に急速な発展を遂げ、その内容を高度化・体系化してきた。今日のアメリカ合衆国では、企業によるコハブライアンス・プログラムの実施は、犯罪予防のためだけでなく、企業が「善良な企業市民（good corporate citizen）」であるとの証として要求されている。<sup>(8)</sup> さらに、企業に対してコンプライアンス・プログラム導入のインセンティブを与えるため、効果的なコンプライアンス・プログラムを実施していたという事実を法人の刑事责任を判断する際に、免責事由や責任軽減事由として考慮する可能性が模索されている。現に、一九九一年にアメリカ合衆国の連邦レギュルで導入された「組織体に対する連邦量刑ガイドライン（Federal Sentencing Guideline for Organizations）」は、これを罰金刑の算定にあたり軽減事由とする」と明確に認めている。

こうしたアメリカ合衆国の動向には及ばないものの、相次ぐ企業の不祥事に対する社会的非難が高まる中で、失われた信頼を回復するために、わが国の企業もコンプライアンス・プログラムの重要性を認識しつつある。一部には、こうした企業の取り組みは、形式的なデモンストレイションに過ぎないとして、その効果を疑問視する声も聞かれるが、わが国でも企業犯罪の予防の観点からコンプライアンス・プログラムの導入は積極的に評価されるべきである。<sup>(9)</sup> あるいは、企業の社会的影響力の大きさをふまえれば、わが国においても企業に対し「善良な企業市民」である」と

を望むのは当然であり、コンプライアンス・プログラムは、そのための最低条件として実施が求められるべきなのである。

#### 第四節 本稿の目的

それでは、さらに一步踏み込んで、アメリカ合衆国と同様に、このコンプライアンス・プログラムに刑法上の効果を付与することはできないだろうか。つまり前述した三つの要請を調和させた新しい両罰規定の解釈を導くために、コンプライアンス・プログラムを注意義務の内容とした企業法人固有の過失責任の導入を検討するのである。こうした新しい過失責任の導入が可能であれば、企業犯罪に対する道が開かれるであろう。そこで本稿では、こうした企業自身によるシステムとしての法遵守の取り組みに着目した企業法人固有の過失責任を「企業システム過失責任」と名付け、その導入の可能性と課題を探ってみたい。

以下では、まず前述した両罰規定解釈の問題点を詳細に検討するために、わが国の法人处罚規定をめぐる立法、判例、学説の史的展開を整理することにしたい。そのうえで、次にコンプライアンス・プログラムを注意義務の内容とした企業法人固有の過失責任の可能性を探るために、コンプライアンス・プログラムの発展経緯をたどり、今日のコンプライアンス・プログラムの内容を概略する。さらにアメリカ合衆国において、企業法人がコンプライアンス・プログラムを実施していた場合に、その刑事责任の判断にどのような影響が認められているのかを考察する。最後に、以上の検討をふまえて、コンプライアンス・プログラムを注意義務の内容とした企業法人固有の過失責任の可能性を占

いたい。

- (1) 一九九〇年以降の文献で、法人処罰に関する立法的な対応の必要性を指摘するものとして、伊東研祐「法人の刑事責任」  
芝原邦爾ほか編『刑法理論の現代的展開総論II』(日本評論社、一九九〇)一〇七頁以下、大谷實「企業犯罪と法人処罰」  
『刑法解釈論集II』(成文堂、一九九〇)一頁以下、同「法人処罰の在り方——将来の立法の選択肢——(一)・(二)・完)」  
同志社法学四三巻二号(一九九二)一頁以下、四三巻三号(一九九一)一頁以下、板倉宏「企業犯罪と組織体犯罪概念」  
本大学法学部法学研究所法学紀要三三巻(一九九二)七頁以下、板倉宏・南部篤「法人の刑罰強化とその意味」税務弘報三  
九巻一三号(一九九二)一〇頁以下、青木紀博「アメリカにおける『法人責任』論の試み」産大法学三〇巻三・四号(一九  
九七)一頁以下、京藤哲久「法人の刑事責任——序論的考察」『内藤謙先生古稀祝賀・刑事法学の現代的状況』(有斐閣、一  
九九四)八五頁以下、長井圓「企業活動に対する刑事法的規制」北大法学論集四六巻二号(一九九五)九五頁以下、神例康  
博「企業の刑事責任に関する法理について」刑法雑誌三六巻二号(一九九七)九四頁以下、吉岡一男「企業の犯罪と責任」  
法学論叢一四〇巻五・六号(一九九七)七二頁以下、佐伯仁志「法人処罰に関する一考察」『松尾浩也先生古稀祝賀論文  
集・上巻』(有斐閣、一九九八)六五五頁以下、神山敏雄「日本の経済犯罪——その実状と法的対応」(日本評論社、一九九  
六)二七二頁以下。さらに、拙稿「企業犯罪論の現状と展望(一)・(二)・完)」同志社法学四七巻四号(一九九五)二五七頁  
以下、四七巻五号(一九九六)二九七頁以下、同「企業殺人(corporate homicide)と企業の刑事責任——英米における企  
業への殺人罪の適用が意味するもの——」同志社法学四九巻四号(一九九八)一四六頁以下を参照。
- (2) これに対しても、両罰規定における代表者や従業者の処罰に関する解釈論については、最近新しい最高裁決定が相次いでいる。たとえば、法人代表者を罰する際の両罰規定適用の要否について、最決平成七年七月一九日(刑集四九巻七号一二頁)、  
両罰規定における正犯・共犯の成否について、最決平成九年七月九日(刑集五一巻六号四五三頁)、両罰規定における「代理人」の意義について、最決平成九年一〇月七日(刑集五一巻九号七一六頁) 参照。

- (3) 西田典之「団体と刑事罰」「基本法学2——団体」(岩波書店、一九八三)二七五頁、中森喜彦「法人の刑事責任」Law  
School五一号(一九八二)三一頁、垣口克彦「法人処罰の問題性——法人処罰論の現状と課題——」阪南論集社会科学編

二二二卷三号（一九八七）六頁、伊東研祐・前掲注(1)論文一二七頁以下、松原久利「現行の法人処罰の在り方とその理論上の問題」同志社法学四二卷四号（一九九〇）一〇二頁、青木紀博「現行の両罰規定の在り方とその実務上の問題点」京都学園法学一六号（一九九四）五四頁、芝原邦爾「現代の企業犯罪」『現代の法6 現代社会と刑事法』（岩波書店、一九九八）一五四頁。

また、平野龍一『刑法総論I』（有斐閣、一九七一）一二六頁、福田平・大塚仁『刑法総論I』（有斐閣、一九七九）一一四頁（大塚）、内藤謙『刑法講義総論（上）』（有斐閣、一九八三）一一〇五頁、川端博『刑法総論25講』（青林書院、一九九〇）一二二頁以下、同『刑法総論講義』（成文堂、一九九五）一三〇頁以下、曾根威彦『刑法総論』（弘文堂、新版、一九九三）六五頁、町野朔『刑法総論講義案I』（信山社、第二版、一九九五）一二二六頁、吉岡一男『刑事法通論』（成文堂、一九九五）五〇頁、莊子邦雄『刑法総論』（青林書院、第三版、一九九六）九七頁、浅田和茂ほか『刑法総論』（青林書院、改訂版、一九九七）五八頁〔山中敬一〕、井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法』（日本評論社、一九九七）六五頁（丸山）、大谷實『刑法講義総論』（成文堂、第四版補訂版、一九九七）、佐久間修『刑法講義〔総論〕』（成文堂、一九九七）五九頁、野村稔『刑法総論』（成文堂、補訂版、一九九八）九三頁、前田雅英『刑法総論講義』（東京大学出版会、第三版、一九九八）一〇五頁なども参照。

(4) 最判昭和四〇年三月二六日（刑集二一卷二二号2211111頁）。

(5) 西田典之・前掲注(3)論文二七五頁、中森喜彦・前掲注(3)論文三一頁以下、垣口克彦・前掲注(3)論文六頁、伊東研祐・前掲注(1)論文二二八頁以下、松原久利・前掲注(3)論文一〇三頁、青木紀博・前掲注(3)論文五五頁以下、芝原邦爾・前掲注(3)論文一五四頁、平野龍一・前掲注(3)書一二六頁以下、町野朔・前掲注(3)書一二六頁、齊藤信治『刑法総論』（有斐閣、第三版、一九九八）五九頁以下、野村稔・前掲注(3)書九三頁。

(6) 伊東研祐・前掲注(1)論文二二三頁以下。

(7) 伊東研祐・前掲注(1)論文二二六頁。

(8) Steven A. Herman, Joseph E. Murphy & Win Swenson, *In Search of Government's Ideal Role in Fostering "Good Corporations"*

両罰規定における法人の刑事責任のハザードマップ・クロック

同上社法學

10 (六〇八)

rate Citizenship”, in CORPORATE CRIME IN AMERICA: STRENGTHENING THE “GOOD CITIZEN” CORPORATION 356, 357-74 (U.S. Sentencing Commission ed. 1995); Charles J. Walsh & Alissa Pyrich, *Corporate Compliance Programs as a Defense to Criminal Liability: Can a Corporation Save Its Soul?*, 47 RUTGERS L. REV. 605, 680-81 (1995); William S. Laufer, *Integrity, Diligence, and the Limits of Good Corporate Citizenship*, 34 AM. BUS. L. J. 157, 157-81 (1996); Richard S. Gruner, *Compliance Programs and Corporate Liability: A Look into the Future*, in CORPORATE COMPLIANCE : CAREMARK AND THE GLOBALIZATION OF GOOD CORPORATE CONDUCT 199, 201 (Carole L. Basri, Joseph E. Murphy & Gregory J. Wallace co-chaired 1998).

(9) 佐久間修「マーク・カバナムスと経済犯罪」法學セミナー(五) (一九九八) 八二頁。

## 第一章 現行の法人处罚規定解釈論の問題点

### 第一節 法人处罚規定解釈の矛盾

わが国の法人处罚論は、古くからいつの問題を合理的に説明するに至らなかった。ひとは、法人の犯罪能力の問題であり、他は、法人处罚の根拠の問題である。一見したところ、両者は別々の問題ではなく、相関関係をもつてゐる。つまり、法人の犯罪能力を認めなければ、法人处罚の根拠は法人自身の行為責任を問うものと解かれるのに対して、法人の犯罪能力を認めなければ、法人处罚はあり得ないと解するのが最も自然な帰結となるはずである。しかし、わが国の判例および学説の大勢は、長く間りの立場を採用せず、法人の犯罪能

力を否定しながら法人処罰規定の存在を認め、その根拠を法人自身の行為責任以外に求めるという第二の道を歩んできた。

このように矛盾ともとれる解釈が行われてきた背景には、わが国に固有の事情があった。すなわち、諸外国の動向を範として、わが国でもようやく刑法学が芽吹きはじめ、旧刑法典に代わって現行刑法典が施行された明治四〇（一九〇七）年よりも以前から、行政取締り上の要請を受けて法人処罰規定が存在していたために、ドイツ刑法学の影響を受け、法人の犯罪能力を否定する立場が通説化した後も、すでに存在する法人処罰規定の意義を説明する必要に迫られたのである。このため、わが国では、法人に受刑能力だけを認めて、法人処罰の根拠については従業者の違反行為の責任が業務主である法人に転嫁されたもの（いわゆる「他人の行為に対する責任」）と解されてきたのである。

その後、わが国の法人処罰規定は、両罰規定にほぼ統一され、法人の犯罪能力に関する肯定説が有力化してきた。しかし、こうした環境の変化にもかかわらず、法人処罰論の抱えた矛盾は完全には解消されないまま今日まで残されている。このため前章で述べたように、法人処罰規定の解釈にあたつてもさまざまひずみが生じているのである。とりわけ、このひずみは、法人の刑事責任の性質や今日通説化している過失責任説における法人の注意義務の内容を詳細に検討すると明らかになってくる。

そこで、本章では、わが国の法人処罰のあり方を問い合わせ直す足がかりとして、法人処罰規定解釈の今日的な問題点を明らかにしたい。まず、法人の刑事責任の性質と法人の注意義務の内容に焦点を当て、法人処罰規定とその解釈の發展経緯を立法、判例、学説という三つの観点からあとづけていく。次に、こうした発展経緯をふまえて、今日の法人

処罰規定解釈がどのような本質的問題を抱えているのか考察する。そして最後に、浮かび上がってきた問題を克服するため、今後の法人処罰規定解釈論がすすむべき方向性を示したい。

## 第二節 法人処罰に関する立法の系譜

### 一 代罰規定の採用

(1) 法人処罰規定の誕生 前述したように、わが国で最初の法人処罰規定は、現行刑法典が施行された明治四〇年より以前から存在していた。すなわち、明治三三（一九〇〇）年に制定された「法人ニ於テ租税及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律」（明治三三年法律第五二号）は、「法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ租税及葉煙草專賣ニ關スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ體刑ニ處スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」と規定して、代表者や從業者が法人の業務に関連して違反行為を行ったときに、法人のみを処罰するという「代罰規定」を採用したのである。<sup>(1)</sup>

当初国会に提出された同法の政府案は、法人に犯罪能力がないことなどを根拠に、業務に関連し代表者や從業者らによって違反行為が行われた場合には、原則として代表者（代表者が複数の場合は、その全員）を処罰するという規定を採用していた。<sup>(2)</sup>また、同法が成立するまでの貴族院と衆議院の審議の中では、法人の犯罪能力を否定する立場から法人処罰に反対する見解も唱えられた。<sup>(3)</sup>しかし、最終的には主として次のような理由から法人処罰規定が設けられた。すなわち、違反の防止のためには、不法の利得を法人から徴収する必要がある。しかし、業務主が自然人の場合

に刑罰を科し、法人の場合に行政罰を科しては法の權衡を失する。また、法人に自由刑を科すことができなくても、罰金刑を科すことは可能である。<sup>(4)</sup>

(2) 明治三三年以降の展開 これ以後、法人の活動を効果的に規制するために、しばしば「法人ニ於テ租税及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律ヲ準用ス」との一条が設けられ、あるいは同法と同様に、法人の代表者や従業者の違反行為について、法人だけが罰せられるという「代罰規定」が採用された。<sup>(5)</sup>たとえば、前者の例として、保険業法（明治三三年法律六九号）一〇〇条の二、鉱業法（明治三八年法律第四五号）一〇六条、漁業法（明治四三年法律第五八号）六五条、売薬法（大正三年法律第一四号）一九条などをあげることができる。これに対して、後者の例として、電信法（明治三三年法律第五九号）四二条、毒物劇物営業取締規則（明治三三年内務省令第五号）二〇条、屠場法（明治三九年法律第三二号）一六条、中央卸売市場法（大正一二年法律三三号）二五条などがあつた。<sup>(6)</sup>

## 二 代罰規定から両罰規定へ

(1) 両罰規定の登場 その後、大正末期から昭和初期の一時期に制定された立法において法人处罚規定は影を潜め、業務主が法人の場合は、法人に代わって代表者に罰則を適用する旨を定めた規定が採用されるようになった。こうした規定が採用された理由は必ずしも明らかではないが、法人の犯罪能力を否定する大審院判例の立場との整合性を図ることが主な要因の一つであったものと思われる。<sup>(7)</sup>しかし、前述の「法人ニ於テ租税及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律」の法案審理の中でも論じられたように、代表者を罰するだけでは、法人に不法の利益を残

すことになり、犯罪予防の観点からも効果的でない。また、代表者の関知していなかつた違反行為について代表者を罰することは妥当でない。こうした問題点が認識され、行政取締りの目的を達成するためには、むしろ法人とともに違反行為者自身にも刑罰を適用すべきとの指摘が学説において有力化していった。<sup>(8)</sup> 折しも、昭和時代を迎えたわが国では、金融恐慌や第二次世界大戦のために経済統制法令が強化され、法人处罚の必要性が急速に高まりつつあった。<sup>(9)</sup>

こうした動向と相まって、昭和七年の資本逃避防止法（昭和七年法第一七号）以降、法人の業務に関連し代表者や従業者が違反行為を行つたときは、その行為者とともに法人業務主も处罚するという両罰規定が多数法定化されていったのである。<sup>(10)</sup>

(2) 法人处罚規定をめぐる戦後の動向　両罰規定による法人处罚は、戦後の立法でも引き続いて採用され続けた。

当初の両罰規定の規定形式には多様なものがあり、適用上いくつかの混乱を招いた。たとえば、戦後の一時期、両罰規定に業務主の無過失免責を定めた但書が採用されたことがあった。そこで、それまでに制定されていた但書の存在しない両罰規定とどのような根拠から区別されているのかを説明する必要が生じた。しかし、その合理的基準が見あたらなかつたために、但書の有無にかかわらず両罰規定における業務主の責任については無過失免責が認められ、但書はその趣旨を明確にしただけという見解や但書の存在する場合に無過失免責が認められるということは、裏を返せば、但書のない場合は、無過失免責は認められないという見解が主張された。<sup>(11)</sup>

また一時的に、従業者が違反行為者の場合に、従業者と法人だけでなく、法人の代表者にも刑罰を適用するという三罰規定が注目された。<sup>(12)</sup> さらに昭和四〇年代には、刑法改正作業が活発化し、その中で両罰規定の改善や新しい法人

処罰規定の導入などが検討課題としてあげられたことから、法人処罰の立法論が活発化した。<sup>(13)</sup><sup>(14)</sup>

しかし、両罰規定の規定形式は次第に定形化され、三罰規定を採用した法令も現実には少数にとどまつた。また立法論も、当時焦眉の課題であった公害罪法（昭和四五年法一四二号）が刑法典から独立して制定された後は、刑法改正論争の中で埋没し、結論でのないまま沈静化していった。こうして両罰規定は、結果的に「安定した地位を保つて」<sup>(15)</sup>きた。今日では、両罰規定を有する法令の数は五〇〇を上回り、罰則付法令全体の六〇パーセント以上を占めるに至つている。

### 第三節 法人処罰規定解釈をめぐる判例の展開

#### 一 法人の刑事責任の性質

(1) 無過失転嫁責任 大審院の判例をみると、わが国では法人の犯罪能力は明確に否定されていたことが分かる。<sup>(16)</sup>このため大審院には、一方では、法人の犯罪能力を否定しつつ、他方において、現に存在する法人処罰規定における法人の刑事責任の性質を合理的に説明する必要があった。そこで大審院は、まず代罰規定について、業務主処罰の刑事责任の性質が無過失転嫁責任であると判示した。

たとえば、大判大正一二年二月二七日は、取引所法三三一条の六に関して、代罰規定を業務主の意思の有無を問わず、業務に関する従業者の違反行為につき、当然業務主に罪責を負わせる法意であるとした。同様の趣旨は、大判昭和一三年三月四日<sup>(18)</sup>でも述べられた。これら二つの判決は、いざれも自然人業務主に関するものであったが、法人業務主の

刑事責任の性質についても、次のように無過失転嫁責任と解された。まず、大判昭和一〇年一月二五日<sup>(19)</sup>は、法人处罚規定が存在しない貯蓄銀行法一八条違反の罪について法人への刑罰の適用を否定したものであったが、判決の中では、法人处罚が従業者の違反行為について刑罰を法人に適用する趣旨であることが指摘された。また、大判大正一三年四月一二日<sup>(20)</sup>では、法人の従業者が自動車取締令に違反した事案に関して、罰則を法人に適用するにあたって、法人が選任・監督につき相当の注意を払っていたか否かは問わないと明言された。

こうした大審院の姿勢は、両罰規定が登場した後も変わらなかつた。たとえば、国家総動員法四八条について、大判昭和一六年一二月一八日<sup>(21)</sup>は、従業者の違反行為について業務主が处罚される場合に、業務主の行為や意思は何ら介入しないと判示し、大判昭和一七年九月一六日<sup>(22)</sup>は、代理人が業務に関連して違反行為を実行したときは、業務主に故意・過失があるか否かを問わず、常に刑事責任を負わせると述べた。

(2) 過失責任　このように大審院判例は、法人の刑事責任の性質を代表者や従業者の違反行為について法人に無過失転嫁責任を課したものであり、責任主義の原則の例外であると解していたのである。こうした判例の立場は、當時の学説においても広く支持されていたが、経済統制法規が強化される中で両罰規定が急増すると、法人处罚規定を責任主義原則の例外として位置づけること自体に無理が生じ始めた。<sup>(23)</sup>このため学説では、昭和一〇年代半ばに、法人の刑事責任の性質は従業者に対する業務主自身の選任・監督上の注意義務に違反した過失責任であるという見解が主張されるようになり、急速に支持を拡大していった。<sup>(24)</sup>また前述したように、立法段階でも両罰規定に相当の注意を尽くしていたことを証明した場合の免責を但書として付すものが現れた。さらに、とくに第一次世界大戦後の判例・学

説においては、それまでの刑法の運用に対する反省をふまえて、日本国憲法の下で「責任主義の貫徹が図られ」<sup>(26)</sup>るようになつた。こうした動向を背景として、最高裁は昭和三一（一九五七）年と昭和四〇（一九六五）年の判決において従来の見解を改めるに至つた。<sup>(27)</sup>

まず、最大判昭和三二年一一月二七日<sup>(28)</sup>は、入場税法違反の事案に関連して次のように述べ、明文の無過失免責規定の存否にかかわりなく、自然人業務主の刑事責任の性質を過失推定説に求めることが明らかにした。<sup>(29)</sup>「同条は事業主たる、人の『代理人、使用人其ノ他ノ従業者』が入場税を逋脱しまたは逋脱せんとした行為に対し、事業主として右行為者らの選任、監督その他違法行為を防止するために必要な注意を尽さなかつた過失の存在を推定した規定と解すべく、したがつて事業主において右に関する注意を尽したことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れ得ないとする法意と解するを相当とする」。

そして、最判昭和四〇年三月二六日<sup>(30)</sup>は、従業者が、法人の業務に関して当時の外為法二七条一項三号後段、三〇条三号に違反したとして、法人業務主が起訴された事案について、次のように述べ、業務主が法人の場合についても過失推定説を採用するとの判断を示した。「事業主が人である場合の両罰規定については、その代理人、使用人その他従業者の違反行為に対し、事業主に右行為者らの選任、監督その他違法行為を防止するために必要な注意を尽くさなかつた過失の存在を推定したものであつて、事業主において右に関する注意を尽したことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れ得ないとする法意と解するを相当とすることは、すでに当裁判所屡次の判例（中略）の説示するところであり、右法意は、本件のように事業主が法人（株式会社）で、行為者が、その代表者でない、従業者で

ある場合にも、当然推及されるべきである」。

(3) 法人業務主の刑事責任の性質に関する判例の状況 最判昭和四〇年三月二六日によつて、法人業務主の場合にも、過失推定説を採用することが明らかになつた。しかし、本判決においても、法人業務主の刑事責任の性質について、なおいくつかの不明確な点が残された。第一に、本判決が採用した過失推定説は、法人の犯罪能力についても従来の判例の立場を変更し、肯定説に立つて、法人自身の過失責任を認めたものなのか、それとも法人の犯罪能力については従来通り否定説を維持しつつ、法人の代表者の過失責任を法人に転嫁することを意味しているにすぎないのかが明らかでない。第二に、最判昭和四〇年三月二六日では、従業者が違反行為を実行した場合の法人業務主の責任が問題となつたが、法人の代表者が違反行為を実行した場合には、法人処罰はどう根拠づけられるのかが明らかでない。<sup>(31)</sup> このように判例の姿勢には不明な点が残されたことから、後述するような学説の対立が存続することとなつた。

## 二 法人の注意義務

(1) 大審院のリーディング・ケース 今日、わが国の判例は、両罰規定における法人業務主の刑事責任の性質を従業者の選任・監督上の過失と捉え、その過失は、被告人が相当の注意を尽くしたという反証がない限り推定されるという過失推定説を採用している。それでは、判例は、いったいどのような注意をどれだけ尽くせば、法人業務主が免責されると考へていいのであろうか。<sup>(32)</sup>

大判昭和三年三月二〇日は、製糸製造・販売を業とする法人の従業者が、蚕糸業法三九条二項に違反し、蚕の育成の際に必要な衛生措置を怠ったとして同法四四条（但書で「相当ノ注意ヲ為シタルトキハ此ノ限りニ在ラス」という無過失免責を認める代罰規定）によつて法人自身が起訴されたという事案において、免責が認められるためには、一般的・抽象的な注意・監督では足らないという「相当の注意」の基準を示した。本件では、被告人である法人は、違反行為を防止するために、①厳格な人選、②遵守事項の掲示、③講習会、④戒告などを実施していたが、こうした措置は、なお抽象的な注意・監督の域を出ないと判断された。

(2) 無過失免責を否定した戦後の下級審判例 大判昭和三年三月二〇日の姿勢は、戦後の下級審の判例においても「ほぼ踏襲されながら、発展し」<sup>(34)</sup>、多くの事案において厳格な基準に沿い法人業務主の無過失免責が否定されてきた。このように戦後の下級審において、業務主の無過失免責の成否が問題とされたのは、主として労働基準法一二二条一項但書および二項の無過失免責の成否、すなわち、事業主が「違反の防止に必要な措置」および「違反の防止・是正に必要な措置」を講じたと認められるか否かについてであった。

たとえば、佐賀家判昭和二十四年八月二三日は、旧労働基準法六四条に違反し、一八歳未満の者に坑内労働をさせたとして事業主が起訴された事案において、免責が認められるためには、「単に一般的に違反行為をしないように注意を与えたというだけでなく特に当該事項につき具体的な指示を与えて違反の防止に努めたことを必要とする」と判示した。

また、大阪高判昭和二十五年一月二十五日<sup>(37)</sup>は、労働基準法旧六一条に違反し、一八歳未満の女子に時間外労働を行わ

せたとして事業主が起訴された事案において、免責のためには、代表者が労務責任者に対して「単に一般的に労働基準法第何条の違反なきよう防止せよと注意したのみでは足りない」<sup>(38)</sup>と述べ、東京高判昭和四八年二月一九日<sup>(39)</sup>も、労働基準法旧六二一条一項に違反し、一八歳未満の者に深夜業を行わせていたとして事業主が起訴された事案において、免責のためには、代表者が従業員関係の担当者に対して「深夜使用の禁止に關し單に一般的、抽象的に注意を与えていただけでは足りないのであって、特にその禁止につき進んで積極的、具体的に支持を与えて違反の防止に努めたことを必要とする」とし、代表者ら幹部が年少者を深夜に使用しない意向を持つていただけでは、その要件を充たしたとはいえないと判示した。

このほか、事業主の具体的な措置に対して検討を加えた判例としては、①労働基準法旧三二一条一項違反（時間外労働）の事案につき、労働基準法に違反する時間外労働に従事させてはいけない旨の注意書を各職場の入口に貼つただけでは、未だ違反防止に必要な措置とはいえないとした判決（甲府地裁昭和二六年三月一四日<sup>(40)</sup>）、②労働基準法旧二四条二項違反（賃金遅払）の事案につき、単に金融に奔走しただけでは、遅払の防止に最善の処置をとったとは輒く判定しがたいとした判決（東京高判昭和二五年一二月一九日<sup>(41)</sup>）、③労働基準法旧三二一条一項違反（時間外労働）の事案につき、代表者が息子に注意を与えていただけでは、足りないとした判決（木津簡判昭和二五年三月六日<sup>(42)</sup>）、④労働基準法旧六二一条一項違反（一八歳未満の女子の深夜業）の事案につき、相当の経歴、社会経験を有するものを採用、監督業務に就かせていただけでは、監督義務を全くしていたとはいえないとした判決（大阪高判昭和四一年九月二九日<sup>(43)</sup>）などがある。

他方において、労働基準法以外では、長崎簡判昭和四〇年二月三日が、船舶職員法一八条一項に違反し、港湾浚渫作業の際に作業船の船長として法定資格のない者を乗り組ませたために法人業務主が起訴された事案につき、違反防止のためには、船長に対しても船舶の使用を一度禁止しただけでは足らず、以下のような措置を採る必要があるとして、業務主の免責を否定した。①船舶の繫船繩に施錠する。②随時船舶を監視する。③保管状況を定期的に報告させる。④違反行為の禁止を従業者に十分注意する。⑤事実が判明したときは、事実を調査し、無資格者の乗船を防止する。

また、福岡高裁昭和四五年二月一三日は、<sup>(45)</sup>鉱山保安法六条二項に違反し、発破作業に従事する資格のない者に夜間の隣接鉱区との同時発破という危険な作業を行わせたとして業務主が起訴された事案につき、①保安規定が定められ、保安委員会が設置されていたこと、②照明や命綱の設備があったこと、③隣接鉱区と切羽の交換や発破協定を行つていたこと、④採鉱夫の教育訓練を随時実施していたことを認定したが、保安規定に夜間の発破や同時発破に関する規定が存在せず、既存規定も十分に遵守されていなかつたこと、照明が必要な時間帯に使用されていなかつたことなどを根拠に免責を認めなかつた。

(3) 無過失免責を認めた下級審判決　これまでの判決は、業務主（事業主）の無過失免責を否定したものであった。これに対して、従来の判例の基準に沿いながら業務主（事業主）の免責を認めたものとしては以下の判決がある。<sup>(46)</sup>大阪地判昭和二四年七月一五日は、労働基準法旧六〇条二項に違反し、一八歳未満の者に時間外労働を行わせたという事案につき、以下の違反防止措置が実施されていたことを認定し、法人事業主の免責を認めた。①労働基準法施行

前に全国の工場に労働基準法準備委員会を設置し、違反防止対策を研究させていた。②全国の工場長・人事課長を集め同法の説明会を実施した。③同法施行後、これを社長回章によつて全国の工場に伝達し、普及徹底を図つた。④工場では各課から代表を集めて指導教育を行つた。⑤従業員の宿舎や休憩所に同法の抜粋を掲示し、その普及徹底を期した。⑥月一回の課長会議で、人事課長に同法の説明をさせた。

大阪地判昭和二十四年八月一日は、労働基準法旧五六条一項に違反し、就労最低年齢の一五歳未満の者を雇用していだとして自然人事業主が起訴された事案において、違法の防止・是正に必要な措置を講じたか否かという判定は、主として「指導監督の義務を果たしたかどうか」という見地から之を定むべきであるとし、その義務の範囲や程度は、「当該事業に於ける機構及職制がどのように定められているか、そしてその機構及職制に於て事業主がどのような職責に當つているか」という観点から各場合に応じて具体的に之を定められなければならない」という従来に比べて詳細な基準を示した。そして、この基準に沿つて本件事案を検討し、以下の点を認定して免責を認めた。①事業主は主に对外折衝にあたり、労務関係は工場長の責任において専従の労務主任に任せていた。②労務主任には、所員中最も歴が高く、労務関連の仕事の経験者を配していた。③事業主が労務主任らに対して法規を研究して間違いを起こさないように注意していた。④過去に違反が発覚した後、直ちに制限年齢未満の労働者を解雇する手続をとらせていた。  
⑤工場長らに再三防止・是正措置につき注意を与え、工場長から違反を完全に除去したという返答を得ていた。

さらに、同様に自然人事業主に関する事案であるが、注意義務の内容について詳細な検討を加えており注目されるのが、高松高判昭和四六年一一月九日<sup>(49)</sup>である。本判決は、店舗新築工事の鉄骨の組立作業中にクレーン車の操作を

誤って現場上空の高圧電線に接触させ、従業者一人が感電死し、二人が火傷を負ったとして、工事を請負っていた事業主が労働基準法旧四二一条（危害防止措置）違反で起訴された事案において、無過失免責が認められるためには、「事業主が、単に一般的、抽象的に違反防止の注意、警告をしただけで足りるものではなく、違反行為の発生を有効に防止するに足りる相当にして具体的な措置を実施することを要すると解すべきである」と述べ、従来の判例の立場を支持したうえで、「相当にして具体的な措置とは、当該事業所の機構、職制をはじめ、事業の種類、性質、更には事業運営の実状等当時の具体的な状況によって決すべきものが相当である」として、前記大阪地判昭和二四年八月二日と同趣旨の基準を採用した。そして、この立場から、本件事案を検討し、①危害防止措置を電力会社に依頼するよう元請に強く依頼していたこと、②被告人と元請の間では、防護措置は元請側の責任で講じるのが慣例化していたこと、③元請から防護措置を講じる確約を得ていたことなどを認定し、「違反の防止に必要な措置をとつたと認めるのが相当である」と判示した。

(4) 法人業務主の注意義務に関する判例の状況 以上的判例の分析からは、なお免責の要件となる業務主の注意義務について明確な基準を読みることはできない。ただし判例は、両罰規定において法人業務主が免責されるための注意義務の内容として、単に代表者が一般的、抽象的な注意を払っていただけでは足りず、特にその禁止につき進んで積極的、具体的に違反の防止に努めることを求めているのは間違いない。具体的な事案を検討すると、免責が認められたのは、①法人の代表者が信頼に値する立場の者から違反は存在しないとの確認を得ていた場合と②組織として多重的できわめて綿密な防止措置を講じていた場合といえよう。

また、注意義務の程度についてもかなり高度な義務を尽くしていたことを要求している。判例の設定する注意義務が業務主にとつていかに高い要求であるかは、両罰規定の適用に当たって、昭和三二年以降も、過失の推定が破られる事例がほとんど存在しないことから伺える。このため、判例の姿勢は、実質的には無過失責任を問うに等しいとの批判が唱えられている。<sup>(50)</sup>

#### 第四節 法人処罰規定解釈をめぐる学説の動向

##### 一 法人の刑事責任の性質

(1) 明治・大正期の学説 わが国では一九七〇年代半ばまで、学説上、法人の犯罪能力否定説が多数を占めていた。このように法人の犯罪能力否定説が圧倒的に優位な状況は明治時代より続いてきたものであった。<sup>(51)</sup>このため判例と同様、学説においても、早くから法人の犯罪能力を否定しつつ、現に存在する法人処罰規定における法人業務主の刑事責任の性質を説明する必要があった。

明治・大正期の学説は、法人の刑事責任の性質を「他人の行為に対する責任」、すなわち無過失転嫁責任と解していいた。この点も判例と同様であった。そこでは、法人に不当な利益を残さないため<sup>(52)</sup>、あるいは一般予防の観点から<sup>(53)</sup>、法人を処罰する必要があるとして、法人の犯罪能力は認められないが、受刑能力は認められると説かれた。法人処罰は、犯罪主体と受刑主体が同一であることを要求する刑法の一般原則の例外と考えられたのである。<sup>(54)</sup>

ところで、当初の学説は、法人の犯罪能力に関する帰結を法人の本質から導いていた。<sup>(55)</sup>そこでは、法人の本質を法

律上の擬制と捉える法人擬制説に立てば、法人は適法な目的の範囲内においてのみ存在し、犯罪の成立要件である自然的な意思を有さないから犯罪能力がないとの結論に至り、法人の本質を機関の意思や行為を通じて表彰される実在と捉える法人実在説に立てば、法人の意思や行為が観念できる以上、法人には民法上の不法行為能力だけでなく、犯罪能力もあるとの結論に至ると説明されていたのである。<sup>(56)</sup> ここから法人擬制説では、法人の刑事責任の性質を代表者や従業者の違反行為についての無過失転嫁責任と解することになり、法人実在説では、法人の刑事責任の性質を法人の機関の故意・過失行為から導かれた法人自身の行為責任と解することになるとされていた。そして当時の学説は、擬制説を支持し、法人の犯罪能力を否定していたのである。

しかし、大正末期になると、法人の犯罪能力の有無を法人の本質論からではなく、行為論や刑事責任の本質など犯罪成立の基本的要件との関係から導こうとする見解が次第に目に付くようになつた。<sup>(57)</sup> こうした見解が唱えられた背景には、わが国の民法の学説において法人実在説が有力化したため、法人の本質論が法人の犯罪能力否定説と直接結びつかなくなつたことやドイツにおいて法人の行為能力や刑事責任の本質との調和しないことを根拠にして法人の犯罪能力否定説が展開され始めたことの影響などが伺える。<sup>(58)</sup>

(2) 昭和期の展開 昭和期を迎えて、法人処罰の形式が代罰規定から両罰規定に移行された後も、学説では、法人の刑事責任の性質を無過失転嫁責任と解する立場が通説であった。<sup>(59)</sup> しかし、前述したように、法人の犯罪能力否定説を犯罪成立の基本的要件との関係から導く見解が増えていくにしたがつて、他方において法人業務主の刑事責任の性質を無過失転嫁責任と解し、責任主義を軽視することとの矛盾が次第に意識されるようになつた。<sup>(60)</sup> そして、責

任主義の原則を尊重する立場から、両罰規定における法人業務主の刑事責任の性質を過失責任に求める見解が唱えられるようになったのである。

この見解は、法人業務主の刑事責任の性質を違反行為を行つた従業員に対する法人自身の選任・監督上の過失と捉えるものであり、さらに、次の三つの説に細分化して理解することができる。①法人業務主の過失は擬制されたものであつて、法人に免責は許されないとする過失擬制説。<sup>(61)</sup>②法人業務主の過失は、行政取締上の必要性から推定されており、法人が無過失を立証すれば免責されると考える過失推定説。<sup>(62)</sup>③法人業務主の過失も、通常の過失と同様に検察官によつて立証される必要があるとする純過失説。<sup>(63)</sup>このうち過失推定説が、責任主義の原則と行政取締り目的の達成という両罰規定に求められた二つの要請を巧みに調和させているとして戦後も支持を拡大し、通説的地位を築いていった。<sup>(64)</sup>

ただし、過失責任説の通説化は、法人の犯罪能力の肯定説の有力化へと直結しなかつた点は留意する必要がある。

過失責任説は、法人の犯罪能力肯定説からだけでなく、否定説からも支持されてきたのである。肯定説においては、法人が代表者を通じて意思を有し行為することを根拠に、従業者の違反行為に対する代表者の監督上の過失が、法人自身の監督上の過失であると解されてきた。<sup>(65)</sup>これに対して否定説においては、法人は意思や肉体をもたないので法人自身の過失といふのは観念できないが、法人に無過失転嫁責任を課すにあたつては、法人と代表者の関係を考慮し、従業者の違反行為について代表者に監督上の過失が認められることが要件となると解されてきたのである。かつて転嫁責任説は、従業者の違反行為さえ存在すれば、ただちに法人に刑事責任を負わせる説を意味していたが、今日では、<sup>(66)</sup>

代表者の過失責任の存在を前提にして法人に刑事責任を課す説へと変容と遂げた。これが、法人の犯罪能力否定説が支持する「過失責任説」である。

転嫁責任説が変容した主な要因としては、以下の三点が推測される。①昭和二〇年代に明文の無過失免責規定を設けた両罰規定が増加したが、かつての転嫁責任説では、このタイプの両罰規定を法人業務主に適用する場合の説明が困難であった。②判例も昭和三二年と昭和四〇年の最高裁判決において過失推定説を採用することを明確にしたため、こうした判例の立場と調和を図る必要があった。③かつての転嫁責任説が、処罰の不当な拡大であるとの批判を受けたため、何らかの形で刑事責任を限定することが求められていた。このように過失責任説が、法人の犯罪能力を肯定するか否定するかにかかわらず支持されたことから、前述したように、昭和四〇年の最高裁判決についての理解も分かれる結果となつたのである。

## 二 法人の注意義務

(1) 法人の注意義務の現状と問題点 今日、学説においては、両罰規定における法人の刑事責任の性質は従業者に対する選任・監督上の過失責任とする立場が多く支持を集めている。とりわけ、従業者が業務上行う行為は常に法人の選任・監督に基づく行為であるという点にかんがみて、従業者の違反行為については、法人の過失が推定されるという過失推定説が通説となつていて<sup>(67)</sup>いる。この法人に対する注意義務の内容について、学説においては、「一般的、抽象的な注意では足りず、特にその禁止につき進んで積極的、具体的に違反の防止に努めることが必要である」とい

う判例の立場が広く支持されている。たとえば、法人に対する注意義務の内容を「業務全般において一切違反行爲無からしむべく注意監督するの義務、換言すれば、總ての従業者等をして一切違反行爲を爲さしめないよう萬全の注意監督を爲すべき義務」<sup>(68)</sup>とし、あるいは、過失の推定が破られるのは、「それが不可抗力に基づいた」場合、または「監督の全然不可能な」<sup>(70)</sup>場合であるという見解などは、法人にきわめて高い注意義務を課した判例の姿勢と軌を一にしているものといえよう。<sup>(71)</sup>

しかし、これでは、法人に求められる注意義務は、平均的な一般人が遵守可能な注意義務を前提とした刑法上の通常の過失とは性質の異なるきわめて高度なものとなってしまう。<sup>(72)</sup>前述したように、法人の刑事責任は、一般に代表者の過失を同一視あるいは転嫁したものと解されているが、今日の大規模企業において、代表者が末端の従業者の選任・監督までを自ら行うことは不可能である。また、従業者の選任に関する過失は、従業員の違反行為から遠くきわめて抽象的であり、この点について積極的、具体的に違反防止に努めることも現実には考えられない。<sup>(73)</sup>しかも、判例が採用する過失推定説がいうように、この過失が推定されるならば、監督過失と従業者の違反行為との間の因果関係までもが証明不要となり、従業者の違反行為は客観的処罰条件に等しいとの指摘さえ存在する。<sup>(74)</sup>

今日の通説的な理解では両罰規定における法人の過失責任の推定を覆すことはほとんど不可能である。過失推定は単なるフィクションに過ぎず、実質的には無過失責任であるといつても過言ではない。<sup>(75)</sup>このため、こうした現状を無批判に追認したのでは過失責任説の根拠そのものが崩れかねないと危惧が示されているのである。<sup>(76)</sup>このように過失推定説が形骸化している現状を克服するために、学説上、二つの有力な主張が展開されている。一つが、代表者の過

失を要件としない古い無過失転嫁責任説への回帰であり、他が、注意義務の内容の実質化である。<sup>(77)</sup>

(2) 無過失転嫁責任説への回帰 このうち、古い無過失転嫁責任説への回帰は、主として検察サイドから主張されてきた。その契機は、昭和三二年の大法廷判決における下飯判事の補足意見に求められる。そこでは、現代の事業の性質から「従業員の当該業務に関して為した事実上の行為は同時に事業主自身の行為と看做して一向に妨げない」という「事業それ自体」の性格に着目して、両罰規定における事業主の責任も、事業の性格自体から当然に事業主に帰属されなければならないから、従業員の違反行為の存在だけを構成要件とする事業主独自の責任があるとして、このような無過失転嫁責任は憲法上否定されていないとの見解が述べられた。<sup>(78)</sup> 古い無過失転嫁責任説への回帰を支持する立場は、ほとんど過失の推定が破られない判例の現状は、こうした見解を反映していると理解することができるとして、行政取締目的の実効性を確保し、犯罪の抑止効果を高めるためには、代表者の選任・監督上の過失を要件としない無過失転嫁責任説が適切であり、最も実態に即していると主張するのである。<sup>(79)</sup>

しかし、こうした古い無過失転嫁責任説への回帰の主張が、過失推定説が支持を拡大していった過去の経緯を完全に無視していることは否定できない。行政取締目的の実効性を確保するために、責任主義との調和を図った過失推定説を破棄することは責任主義を軽視することになろう。こうした批判が多数を占め、古い無過失転嫁責任説への回帰は、問題提起としてのインパクトは持つものの支持を拡大するには至っていない。

(3) 注意義務の内容の実質化 これに対しても、責任主義にも配慮しながら、現状の克服を目指すのが、注意義務の内容の実質化を図る見解である。この見解は、過失推定説が形骸化している原因を、大規模化・複雑化のすすんで

いる企業法人の実態を無視し、法人の過失責任の前提として、代表者に末端の従業者の違反行為を防止するための直接的な選任・監督上の注意義務を要求している点にあると考える。大規模な企業法人において、代表者個人が、そうした注意義務を直接的に尽くすことはほとんど不可能である。このため、ひとたび違反行為が発生すれば、結局、法人の刑事責任が無過失に問われるのと変わらない状況となると指摘するのである。

そこで、注意義務の実質化を図る見解は、法人が免責されるための注意義務を平均的な代表者に遵守することが期待される範囲に限定する一方で、注意義務は、代表者が直接履行する必要はなく、制度・組織を通じて行えば足りるとして、その具体的な内容を「違反行為を防止、監督するための制度上ないし組織上の措置義務と、この措置が有効に機能するように注視、監督する措置義務」<sup>(80)</sup>とすべきと主張する。<sup>(81)</sup>ただし、この見解は、他方において行政取締目的の実効性の確保にも配慮し、「監督過失の内容を、違反行為防止のための管理統制組織の不備にまで拡張」<sup>(82)</sup>することから、「特定の個別的・具体的な違反行為の予見可能性を前提とする注意義務ではなく、当該業務の性質等から一般的・抽象的に予見され得る違反行為の防止の為の組織制度的措置義務を課そうとするものであって、伝統的な過失概念を若干緩める」<sup>(83)</sup>ことになる。この見解は、近時支持を拡大しつつあるが、行政取締上の必要性を根拠として、伝統的な過失概念を緩めることが妥当であるかは問われねばならない<sup>(84)</sup>。他方、さらに一步すすんで、この見解の延長上には、「必ずしも代表者によつて違反行為の防止措置が直接的に講じられている必要はなく、システムとしての防止作用が備わつていれば足りる」<sup>(85)</sup>として、注意義務の内容を自然人に対するものとは異なる性質として構成する可能性が存在するという指摘もある。

## 一 法人の刑事责任の認定プロセス

(1) 認定プロセスの概要 現行法上、法人处罚を定めるにあたっては、ほとんどの場合、両罰規定が採用されている。この両罰規定において、法人の刑事责任を認定するプロセスは、法人の犯罪能力肯定説と否定説で異なる。しかし、そのいずれの見解に立つにせよ、従業者が違反行為を実行した場合と法人の代表者が違反行為を実行した場合に分けて説明される。

第一に、法人の犯罪能力を肯定する見解に立つと、従業者が違反行為を実行した場合、法人の刑事责任は次のプロセスに従つて認定されることになる。<sup>(86)</sup> ①違反行為を実行した従業者を特定する。②従業者の違反行為について、選任・監督上の注意義務を有する代表者を特定し、その代表者の選任・監督上の過失を認定する（過失推定説では、代表者が十分に注意を尽くしていたことを反証しない限り、その過失が推定される）。③代表者の過失を法人の過失と同一視する。④従業者の行為責任と法人の選任・監督上の責任が問われる（図1参照）。これに対して、代表者が違反行為を実行した場合、法人の刑事责任は次のプロセスに従つて認定される。①代表者の故意・過失による違反行為を特定する。②代表者の故意・過失責任を法人の故意・過失責任と同一視する。③代表者の行為責任と法人の行為責任が問われる（図2参照）。

第二に、法人の犯罪能力を否定する見解に立てば、従業者が違反行為を実行した場合、法人の刑事责任は次のプロ

セスに従つて認定されることになる。<sup>(87)</sup> ①違反行為を実行した

図1 法人の刑事責任の認定プロセス①  
(犯罪能力肯定説／違反行為者：従業者)

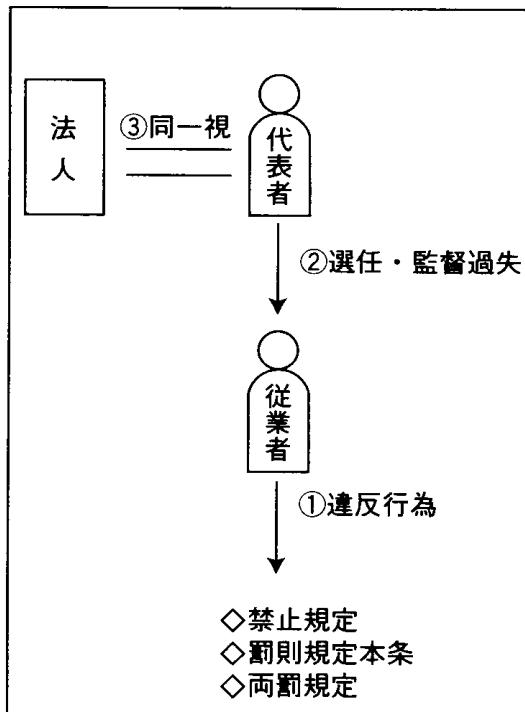
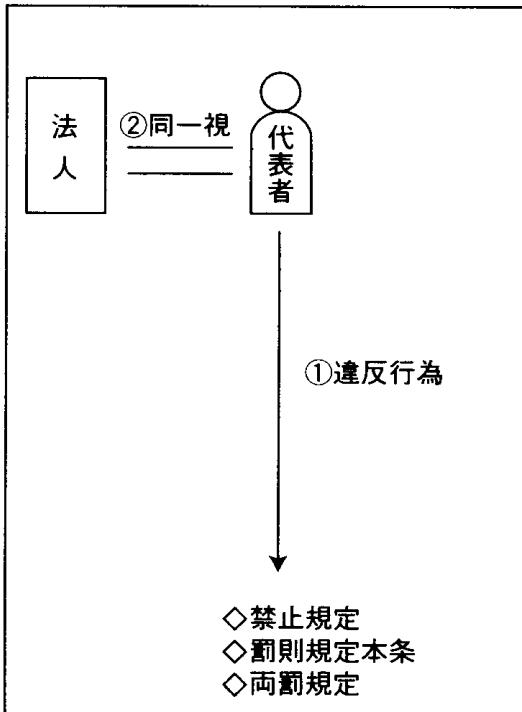


図2 法人の刑事責任の認定プロセス②  
(犯罪能力否定説／違反行為者：代表者)



従業者を特定する。②従業者の違反行為について、選任・監督上の注意義務を有する代表者を特定し、その代表者の選任・監督上の過失を認定する。③代表者の過失を法人に転嫁する。④従業者の行為責任と法人の無過失転嫁責任が問われる（図3参照）。これに対して、代表者が違反行為を実行した場合、法人の刑事責任は次のプロセスに従つて認定されることになる。①代表者の故意・過失による違反行為を特定する。（図3参照）。②代表者の故意・過失責任を法人に転嫁する。③代表者の行為責任と法人の無過失転嫁責任が問われる（図4参照）。こうしてみると、法人の犯罪能力肯定説と否定説の認定プロセスはそれほど大きく変わらないことが分かる。両説の差異は、代表者の責任を法人の責任として同一視するのか、それとも法人に無過失転嫁するのかという点に限られるのである。したがって、実際の両罰規定の運用にあたっては結論に差はない。最近、現行の両罰規定の存在を前提とする限り、

図4 法人の刑事責任の認定プロセス④  
(犯罪能力否定説／違反行為者：代表者)

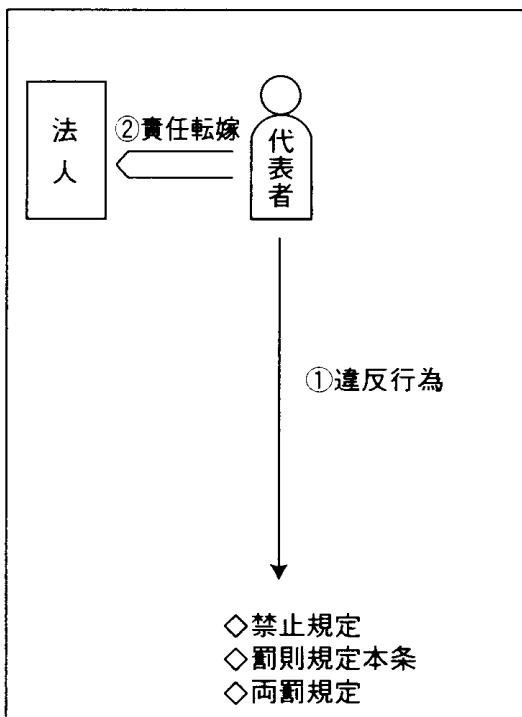
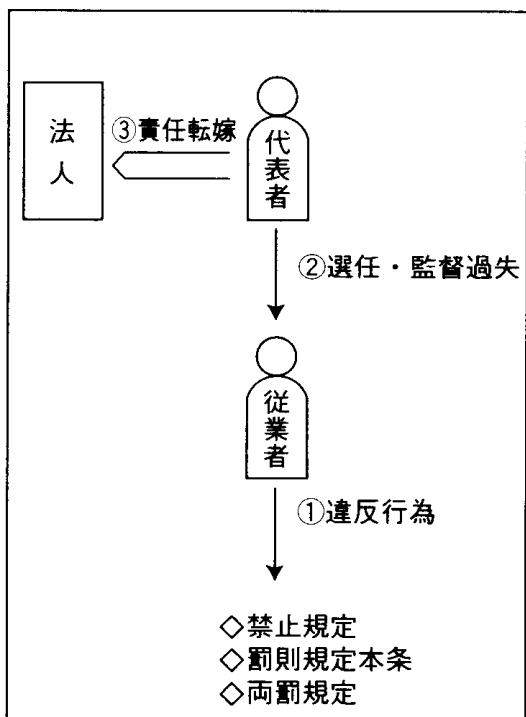


図3 法人の刑事責任の認定プロセス③  
(犯罪能力否定説／違反行為者：従業者)



法人の犯罪能力について論じる実益は少ないという主張がみられるのも、こうした事実に着目した帰結といえよう。<sup>(88)</sup>

#### (2) 認定プロセスの問題点

しかし、両説には共通した本質的な問題点が存在する。前述したように、法人の犯罪能力肯定説と否定説は、いずれも法人の刑事責任の認定プロセスを従業者が違反行為を実行した場合と代表者が違反行為を実行した場合に分けて考える。そして、従業者が違反行為を実行した場合には、代表者の選任・監督上の過失が、法人の過失と同一視されたことによって、あるいは法人に転嫁されたことによって代表者の刑事責任は問われなくなると解している。これに対して、代表者が違反行為者であった場合には、代表者の故意・過失が法人の故意・過失と同一視され、あるいは法人に転嫁されても、代表者の刑事責任は問われるのである。<sup>(89)</sup>もちろん、代表者が違反行為を実行した場合、法人は自らの故意・過失による「行為責任」を問われるのであり、従業者が違反行為をしたことに対する監督責任を問われるの

に比べて相対的に刑事責任が軽いという説明はありえる。しかし、「監督責任」も代表者の選任・監督上の過失行為の責任を問題としているのであるから、その意味では「行為責任」である。そこからは、同一視や無過失転嫁が、代表者の刑事責任の認定に、二つの異なる効果をもたらす理由は導けない。なぜ、法人の刑事責任と同一視したり、転嫁したときに、代表者の刑事責任が問われなくなる場合と、なおも問われる場合があるのであろうか。<sup>(90)</sup> このような従来の認定プロセスが内包する問題点は、代表者処罰の根拠をいかに捉えるのかという問題だけにとどまらず、そもそも両罰規定における業務主や違反行為者の処罰根拠をいかに捉えればいいのか、あるいは法人の刑事責任は、代表者の責任を同一視または転嫁して導かれたものといえるのかとった両罰規定解釈の本質にかかる疑問を呼び起こさずにはおかないのである。

ただし、こうした問題点が存在するからといって、従業者が違反行為を実行した場合に、従業者と法人だけでなく、代表者も処罰したのでは両罰規定とは別に三罰規定が存在する意義が失われる。<sup>(91)</sup> また、代表者が違反行為を実行した場合に、法人だけを処罰したのでは、両罰規定の「行為者を罰するほか」という文言が合理的に説明できなくなるし、代罰規定から両罰規定に移行した過去の経緯を無視することにもなろう。両罰規定においては、従業者が違反行為を実行した場合に、従業者と法人が処罰され、代表者が違反行為を実行した場合に、代表者と法人が処罰されるという結論自体は妥当である。したがって、問題はその認定プロセスにある。

この認定プロセスの問題は、代表者の刑事責任を前提として、法人の刑事責任の認定することによって生じている。たしかに、これまで「過失があるかどうかは誰についてみるとなるかは、事業主が自然人であるときはその者、

法人であるときは代表者についてみると「『法人』を処罰し得るか否か」という点を考察するに際し、『法人代表者』が『違反防止措置義務』を履行したか否かという具体的・実質的判断が特に重大となる<sup>(93)</sup>と考へられてきたものと思われる。しかし、そうした前提に立つ限り、前述した両罰規定解釈の本質的な問題点は解消できないのである。法人の犯罪能力の問題ともかかわってくるが、今日ほぼ通説化しているように、法人の犯罪能力を肯定するのであれば<sup>(94)</sup>、代表者の注意義務とは別に、法人の性質を考慮に入れた法人固有の注意義務を前提とすることは可能なはずである。両罰規定の合理的な解釈のためには、法人の選任・監督上の過失の認定と代表者の選任・監督上の過失の認定を完全に切り離す必要がある。

## 二 法人の注意義務の内容と程度

(1) 両罰規定における法人の注意義務の問題点とその克服 　 今日の判例および通説は、両罰規定における法人の刑事責任の性質を従業者の違反行為に対する選任・監督上の過失と理解している。そして従業者が業務上行う行為は、通常法人の選任・監督に基づく行為であるという点を根拠に、従業者の違反行為については、法人の過失が推定されるという過失推定説が、行政取締目的と責任主義の要請の調和に配慮した見解として広く支持されている。

しかし、両罰規定の実際の運用において、法人が注意義務を全くしていたとして免責されるケースはほとんど見られない。こうした運用の実態は、これまで法人業務主に対して、個別具体的で、きわめて高度な注意義務が要求されてきたことに起因している。これでは実質的に無過失責任を課しているに等しい。法人に対しても、現実に無過失免

責の可能性を保障するべきである。このような観点からは、責任主義の原則から過失推定説を維持しつつも、近時有力に主張されているように、法人に対する注意義務の内容を実際に法人業務主が実施可能なものに限定する一方で、「違反行為を防止、監督するための制度上ないし組織上の措置義務と、この措置が有効に機能するよう注視、監督する措置義務」<sup>(95)</sup>と解して、現実の企業組織の実態に即したものに改めることが適当であると思われる。

(2) 実態に即した法人の注意義務を採用するにあたっての疑問　ただし、法人の刑事責任の認定プロセスについて、代表者の過失の存在を前提にした現在の方法を維持したままで、はたして、そのような企業組織の実態に即した法人の注意義務を採用することが妥当であるのかという点については疑問が残る。前述したように、法人の刑事責任の認定プロセスにおいて、従業者の違反行為について法人の選任・監督上の過失を認定するにあたっては、代表者の過失を認定し、これを法人に帰属する方法が用いられている。したがって、注意義務の内容を違反行為を防止・監督する制度上・組織上の措置義務とその注視・監督義務とした場合、法人の過失を認定するにあたっては、まずそうした義務を代表者が履行していたかどうかが判断されることになる。前述したように、代表者にそうした実質的な注意義務を課すためには、特定の個別具体的な違反行為についての予見可能性ではなく、当該業務の性質等から一般的・抽象的予見可能性を前提とすることになり、伝統的な過失概念よりも緩やかな注意義務を設定することを意味する。しかし、無過失責任に近い実務の運用実態を根拠として、こうした予見可能性の緩和を認めるることは許されるのだろうか。それが責任主義との調和に配慮したものといえるのであろうか。

また、はたして実際問題として、代表者に実効性のある違反行為の防止措置を実施し、その効果を注視する能力が

期待できるのであろうか。たとえば、防止措置として、単に倫理綱領などを採択し、法人の方針として掲げるだけならば、代表者にも実行可能である。しかし、これだけでは、企業組織の実態に則した従業者の違反行為を防止するための措置として十分ではない。やはり、違反行為の防止のため、より具体的に、①従業者にとって容易に理解できる行動規準の作成、②その周知徹底を図るための諸施策の実施、③違反行為発生時の処理手続の明文化と運用、および④これらの対策を実施するための責任者の確定などが要求されるであろう。「公害罪を例にとれば、保安設備たとえば事故の警備装置が十分に維持管理されており、警報が出たとき担当者のとするべき処置について合理的なルールが定められ、かつ必要な訓練を履行している」ことなどが、「脱税などの場合には、無過失免責は考えにくいが、事務的監督機構の完備、法令遵守に関する従業員教育の徹底」などが考えられる。おそらく、大企業において末端従業者の違反行為が発生した場合、こうした義務を代表者個人が履行していたかどうかを判断すれば、無過失免責が認められることは、まずあり得ない。結局、それでは過失推定説の形骸化を解消することにはならないのである。

注意義務の実質化を支持する見解の中に、同時に、「法人組織内に独立性の高い下部組織（支店、事業部、工場等）の存する場合には、これらの組織管理者の行為をも、それが法人としての政策決定に基づく限りにおいて、法人に帰属せしめる方向を立法論としてのみならず解釈論としても検討すべき」という主張が見られるのは、これらの疑問点に配慮した結果であろう。しかし、たとえ一定の組織管理者の過失についても、法人に帰属するとしても、企業組織体としての性質をもつた法人と自然人とのギャップを完全に埋めることはできない。「システム」や「組織構造」といった企業組織体の性質は、その活動の中で発生した違反行為の責任を個々の自然人には還元できず、管理システム

の不備や組織構造上の欠陥に求めるしかない「複雑さ」<sup>(99)</sup>を兼ね備えている。とりわけ、大企業では、その性質が顯著に現れる。

本来、注意義務の実質化を図る見解は、過失推定が形骸化している両罰規定解釈の現状を改善することを目指していたはずである。しかし、その見解も、代表者個人の注意能力を前提としている限りは、行政取締上の目的を達成するため、注意義務を一般の過失よりも緩和することを認めざるを得ず、その内容も個人の能力では履行不可能なものを見定しなければ、実際の効果が期待できないことになるのである。

(3) 法人固有の注意義務 こうした問題点を解消するためには、業務主が法人の場合には、代表者とは関係なく、「法人が法人自体として尽くすべき注意義務」<sup>(100)</sup>を設定するほかない。法人に対しても、その規模、組織構造、業務内容などに見合った注意義務を課すためには、法人の注意義務を代表者の注意義務と切り離し、企業のシステムとしての防止体制を十分に整備し、その防止体制の具体的活動が手抜かりなく行うこととして再構成するべきなのである。<sup>(101)</sup> そうすれば、注意能力の基準は、同一規模の企業法人となり、注意義務の内容や程度も平均的な企業法人に遵守が期待できるものとして把握することが可能になるので、通常の過失概念より緩和したことにはならない。また代表者個人の能力では履行不可能であっても、企業法人としては、業務の性質から予見し得る違反行為の防止のために、制度的・組織的な措置を講じることは可能であり、また必要であろう。さらに、このように法人の刑事責任の認定プロセスを代表者から切り離すことは、前述したように、現在の認定プロセスの本質的な問題を解消するためにも適当である。

## 第六節 合理的な両罰規定解釈をめざして

### 一 両罰規定解釈の問題点の背景

現在の両罰規定の解釈は、法人の犯罪能力を認めるかどうかにかかわらず、次のような本質的な問題を抱えている。第一に、従来の法人の刑事責任の認定プロセスでは、違反行為者が従業者の場合に法人とともに代表者の刑事責任も問われるという結論を合理的に説明できない。第二に、今日の判例および通説が支持する過失責任説における法人の注意義務の内容が明確でなく、また実質的に責任主義に沿った両罰規定の運用ができていない。

こうした問題が生じている背景は、立法の発展経緯を振り返れば明らかである。すなわち、元来、両罰規定は、違反行為者が代表者であるか、従業者であるかにかかわらず、その違反行為者の刑事責任を問うとともに、業務主である法人にも無過失転嫁責任を課す趣旨であった。しかし、その後、無過失転嫁責任説には、責任主義に反するという有力な批判が向けられるようになつた。そこで、この批判に応えるために、両罰規定解釈に伝統的な刑法理論の枠内で合理的な説明を加えようと試みたのが、現在の過失責任説であった。こうした試みの結果、一見したところ、責任主義との調和のとれた両罰規定解釈が可能になつたように見える。しかし、現実には、行政取締上の必要性から法人に対して積極的に刑事責任を課すことを目的とした両罰規定の立法趣旨と責任主義の要請に応えるために後になつて生み出された過失責任説の間には、埋めることのできないギャップが残り、大きな歪みを生じさせることになつたの

である。

とりわけ大きな歪みを生み出した原因は、過失責任説が、法人の刑事責任を代表者の刑事責任を媒介にして導こうとした点にある。伝統的な刑法理論は、自然人を対象として構成されていることから、法人の刑事責任もこの枠組みの中で説明が試みられ、代表者の刑事責任が法人の刑事責任の前提とされたのであろうが、両罰規定はこうした前提に立って立法化されておらず、また現実の法人には自然人の存在を前提としたのでは捉えきれない固有の性質がある。企業法人が大規模化するに従って、自然人の存在を前提とした理解との乖離は大きくなっている。そして、結果として、前述したような問題を抱えることになったのである。

## 二 両罰規定解釈の問題の解消のために

したがつて、前述した両罰規定解釈の問題を解消するためには、企業の注意義務を代表者の注意義務と完全に切り離す一方で、その内容を「システムとしての違反防止体制の整備と運用」として、企業固有の性質に適合したものにすることが必要である。しかし、システムとしての過失を採用しても、注意義務の内容が、「違反行為の態様に応じ、先差万別であり一律にはいえない<sup>(102)</sup>」というのでは、せっかく企業に対して注意義務を課し、違反行為の防止を促す効果が薄れてしまう。両罰規定を設けた法令ごとに、その内容が異なるのは当然であるが、可能な限り注意義務の内容を具体化、定形化し、法人に実行可能な内容をある程度明確に提示してこそ、その実行が期待でき、また違反に対する非難も合理性を確保できるものと思われる。さらに、実際の両罰規定の運用において、法人による無過失の立証

(また検察官の過失の立証)を容易にし、あるいは促進することにもつながるであろう。<sup>(103)</sup>

このような観点から注目されるのが、アメリカ合衆国で発展し、最近わが国の企業でも独禁法の分野を中心導入がすすみつつあるコンプライアンス・プログラムである。コンプライアンス・プログラムは、企業が、その活動にあたって規制を受ける法令を遵守するために自主的に実施する施策であるが、その内容は、まさに「システムとしての違反防止（法令遵守）体制の整備と運用」である。そこで、このコンプライアンス・プログラムを法人固有の注意義務の内容とすることはできないだろうか。つまり、法人には、業務内容と規模に応じて法令を遵守するためのコンプライアンス・プログラムの実施が注意義務として要求され、従業者の違反行為が発生した場合、法人はコンプライアンス・プログラムを適切に実施していたことを証明する。そして、この証明が認められれば、違反行為は法人内の個人が自己の利益のために法人の活動を利用したものと判断され、法人の過失推定は破られ、無過失として免責されるのである。この提案が実現されれば、企業法人に対し、固有の性質を考慮に入れた注意義務を課すことができ、しかもその内容もある程度定形化されているため、法人も反証の可能性を実際に確保することができる。問題は、はたしてコンプライアンス・プログラムが、法人の注意義務とするに値するかどうかである。そこで次章では、コンプライアンス・プログラムの概要を考察することにしたい。

- (1) 「法人ニ於テ租税及葉煙草専賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル法律」の制定以前にも、きわめて例外的にではあるが、法人处罚を明示した規定が存在した。たとえば、明治九年に改正された国立銀行条例一一〇条（明治九年太政官布告一〇六号）は、「此條例中現ニ罰金ノ明文無キ箇條ヲ犯ス「アルキハ其時ニ當リ其裁判所（又ハ府縣ノ聽斷主任官員）ニ於テ相當兩罰規定における法人の刑事责任とコンプライアンス・プログラム

ト思考スル罰金（三圓ヨリ少ナカラス五拾圓ヨリ多カラサル額數）ヲ右犯罪ノ銀行又ハ頭取取締役其他ノ役員ニ命スヘシ」と規定していた。しかし、「」の太政官布告は、明治政府が財政制度の範をもとめたアメリカ合衆国の National Bank Act をほとんどそのまま模したものであつて、法人による犯罪現象を自覺した上で立法ではな」かつたとされる（田中利幸「法人犯罪と両罰規定」中山研一ほか編『現代刑法講座第一巻・刑法の基礎理論』（成文堂、一九七七）一一七一頁）。また、実際明治三二年までにこの規定が適用された事実もなかつた（『帝國議會委員會議錄第一三巻・第一四回議會〔明治三二〕・三三年』）（臨川書店、復刻版、一九九五）一一七頁）。

(2) 当初議会に提出された法案は、次のように規定していた。「法人ニ於テ租税及葉煙草專賣ニ關スル事犯アリタルトキハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ノ法人ノ代表者タルト雇人其ノ他ノ從業員タルトヲ問ハス其ノ業務ヲ執行スル社員取締役理事又ハ外國會社ノ代表者ヲ處罰ス但シ其ノ業務ヲ執行スル社員取締役理事又ハ外國會社ノ代表者中専ラ法人ノ業務ヲ執ル者アルトキハ其ノ者ノミヲ處罰ス

體刑ヲ科スヘキ場合ニ在リテハ前項ノ規定ヲ適用セス其ノ行爲ヲ爲シタル者ノミヲ處罰ス」大日本帝國議會誌刊行會編『大日本帝國議會誌・第五卷』（大日本帝國議會誌刊行會、一九二七）六頁。

(3) 大日本帝國議會誌刊行會編・前掲注(2)書一六九頁。また、法案の審議に際して、政府委員の若槻禮一郎大蔵書記官は法人に犯罪能力がなく、したがつて法人を処罰することは立法論としても採用できないとする見解に立つていた（大日本帝國議會誌刊行會編・前掲注(2)書一二一頁）。その見解の詳細については、若槻禮一郎「法人ノ刑事上ノ責任」法学志林三号（一九〇〇）一頁以下参照。

(4) 大日本帝國議會誌刊行會編・前掲注(2)書一六九頁。

(5) 宇津呂英雄「法人处罚のあり方」石原一彦ほか編『現代刑罰法大系1——現代社会における刑罰の理論』（日本評論社、一九八四）一八三頁。

(6) 勝本勘三郎『刑法要論（總則）』（有斐閣、一九一三）一一〇頁以下、池田克「特別刑法に於ける犯罪主体と刑罰主体の異なる場合の歸納的觀察」司法資料一八九号（一九三四）一一四三頁以下など参照。

(7) 田中利幸・前掲注(1)論文二七七頁。また、前述したように太蔵書記官であった当時に法人処罰に強く反対していた若槻禮一郎が、法人処罰が影を潜めたのと同じ時期に、太蔵大臣、内務大臣を歴任し、大正一五年一月からの約一年二ヶ月間と

昭和六年四月からの八ヶ月間には首相に就任していることは興味深い。

(8) 久禮田益喜『日本刑法總論』(巣松堂、一九二五)一〇七頁、泉二新熊「現行法ト他人ノ行爲ニ因ル刑罰制裁」法学志林一一卷四号〔一九〇九〕三一頁以下。

(9) 高橋勝好「両罰規定における業務主体処罰の原由(上)」警察研究一九卷七号(一九五八)二二頁。

(10) 両罰規定が採用された法規の詳細については、八木胖『法人の犯罪能力』(良書普及会、一九四八)一〇頁以下。

(11) 両罰規定は、業務主の処罰について無過失免責の文言を規定しているものと、していないものがあるほか、現在も次のような類型が存在している。①業務主に罰金以外の制裁を科す規定があるものと、ないもの。②法人格のない社団、財団などにも業務主責任を課しているものと、課していないもの。③違反行為のもとになる義務の名宛人が一定の身分の者に限定されているものと、されていないもの。こうした相違が、実際の両罰規定の運用を複雑で、困難なものにしてきたことは否定できない。棚町祥吉「業務主体の刑事責任」警察学論集二八卷三号(一九七五)二頁以下、東條伸一郎「企業犯罪と両罰規定」法律のひろば二九卷四号(一九七六)四頁以下、土本武司『過失犯の研究――現代的課題の理論と実務』(成文堂、一九八六)一五四頁以下。

(12) 三罰規定としては、労働基準法一二二条二項、船員法一三五条などがある。八木胖・前掲注(10)書一三一頁以下、田中利幸・前掲注(1)論文二八〇頁以下。

(13) 刑法改正草案の作成にあたって、法制審議会は、草案中に法人処罰規定は設けず引き続き検討すべき事項とした。これを受けて、法務省刑事局は「現代の要請に適合した刑法改正を考える場合には、法人処罰に関する規定を刑法に取り入れるかどうかは別として、刑法改正の一環として法人処罰の問題を検討する必要があるものと思われる。ただ、法人処罰は、法人の犯罪能力の有無や刑法上の責任主義との関係、また法人を処罰する犯罪の類型、処罰の要件、処罰の内容をどうするかなど、複雑かつ困難な問題を多数含んでいるので、更に検討を続けることとした」(法務省刑事局編『刑法全面改正の検討

結果とその解説』（大蔵省出版局、一九七六）七四頁）と述べ、法人处罚の問題を継続して検討していくことを表明した。

そこで、法務省は、昭和五〇年二月刑事局に法人处罚に関する検討小委員会を設置し、この問題に関する議論を続けた。

その結果は、第一次検討結果（昭和五〇年六月）を経て、第二次検討結果としてまとめられた（調査解説「法人处罚のあり方」検察月報二九号〔一九七六〕一頁以下参照）。また、この結果を踏まえたと思われる立法論が小委員会のメンバーらによって展開され学界においても注目を集めた（飯田英男「法人处罚に関する立法上の問題点」ジュリスト六七二号〔一九七八〕八一頁以下、藤永幸治「法人处罚に関する立法上の諸問題——両罰規定の運用実態からみて」刑法雑誌二三卷一・二号〔一九七九〕一三一頁以下。また、大谷實「法人处罚の在り方——将来の立法の選択肢（一）」同志社法学四三巻二号〔一九九二〕一六頁以下参照）。

(14) 当時、立法論の必要性を正面から論じたものとして、藤木英雄「法人に刑事责任がありうるか」季刊現代経済一四号（一九七四）一六二頁以下、同「法人の犯罪、法人の处分行為」『平場安治博士還暦祝賀・現代の刑事法学（上）』（有斐閣、一九七七）四九頁以下、板倉宏「企業犯罪の理論と現実」（有斐閣、一九七五）二〇頁以下、同「企業組織体責任論と法人处罚」刑法雑誌二三巻一・二号（一九七九）一〇八頁以下など参照。

(15) 田中利幸・前掲注(1)論文二七九頁。

(16) 大審院判例は、大判明治三六年七月三日（刑録九巻一二〇二頁）が、法人の代表者が、法人名義で誣告文書を提出した事案について、「法人ハ無形人ニシテ唯々其目的ノ範圍内ニ於テ人格ヲ享有スルニ過キサルヲ以テ犯罪ノ主體タル能力ヲ有セサルヲ原則ト」すると判示し、法人への誣告罪の適用を否定して以来、一貫して法人の犯罪能力を否定してきた。たとえば、①新聞紙法違反について、大判明治四四年一月九日（刑録一七巻五二頁）、②横領について大判大正一二年一二月一日（刑集二巻八九五頁）、③関東大震災後の商品の売り惜しみを禁じた大正一二年勅令四〇五号違反について、大判大正一四年六月九日（刑集四巻三八三頁）、④名誉毀損について、大判昭和五年六月二十五日（刑集九巻七号四三三頁）、⑤詐欺について、大判昭和八年六月二〇日（新聞三五八八号一六頁）、⑥取引所法違反について、大判昭和九年三月二〇日（評論二四巻刑法一一二頁）、⑦取引所法違反について、大判昭和九年一一月二二日（刑集二三巻二〇号一五四一頁）、⑧貯蓄銀行条例違反に

ついて大判昭和一〇年一一月二五日（刑集一四卷一二一七頁）など参照。なお⑦の判例批評として、草野豹一郎「判批『刑事判例研究第一卷』（巖松堂、訂正再版、一九三八）三三二頁以下、⑧の判例批評として、瀧川幸辰「判批」『刑事法判決批評（第二卷）』（立命館出版部、一九三七）八頁以下、日高義博「判批」香川達夫・川端博編『新判例マニュアル刑法I』〔総論〕（三省堂、一九九八）四六頁以下。

法人の犯罪能力に関する判例の詳細は、金澤文雄『総合判例叢書刑法』――法人の刑事责任・両罰規定』（有斐閣、一九六二）六頁以下、田中利幸「企業体の刑事责任」西原春夫ほか編『判例刑法研究1刑法の基礎・構成要件・刑罰』（有斐閣、一九八〇）一八一頁以下参照。

(17) 刑集二卷一三四頁。本判決の要旨は以下の通りである。「取引所法ハ其ノ規定セル事項取締ノ目的ヲ完全ニ貫徹センカ爲ニ同法第三十二条ノ六ノ規定ヲ設ケタルニ外ナラスシテ詳言スレハ所謂從業者ニシテ主人タル仲買人即チ新法ニ所謂取引員ノ業務ニ關シ同法第十一條ノ四若ハ第十二條第一項ノ規定ニ違反スル行爲アリタルトキハ主人タル仲買人自身ノ意思ノ有無ヲ問ハス法ノ擬制ニ依リ當然當該業務ノ主體タル仲買人ニ罪責ヲ負ハシメ全然仲買人ヲシテ事實上該行爲ニ關スル意思ノ存 在セサリシコトノ反證ヲ舉クルコトヲ許ササル法意ナリト解スヘキモノトス」。

(18) 新聞四二四八号一三頁。本判決の要旨は以下の通りである。「取引所法第三十二条ノ六ハ所謂從業者ニシテ主人タル取引員ノ業務ニ關シ同法第十一條ノ四ノ規定ニ違反スル所爲アリタルトキハ其ノ所爲ニ對スル主人タル取引員自身ノ認識ノ有無如何ヲ問ハス法ノ擬制ニ依リ當然當該業務ノ主體タル取引員ニ罪責ヲ負ハシムルノ法意ナルヲ以テ……」。

ただし、大判大正一二年二月二七日と大判昭和一三年三月四日については、いずれも「法ノ擬制ニ依リ」業務主に責任を負わせるとされていたため、過失擬制説に立ったものであるとの理解も示されている（金澤文雄・前掲注(16)書五五頁）。

(19) 刑集一四卷二二一七頁。本判決の要旨は以下の通りである。「明治三十三年法律第五十二號其ノ他特別法令ノ罰則中法人ヲ處罰スル規定ニ存リテモ最モ多クハ法人自體ノ犯則行爲ヲ認メス從業者ノ犯則行爲ニ付テ罰則ヲ法人ニ適用スヘキ趣旨ヲ明示スルニ依リテ之ヲ考察スルモノ我現行刑事制裁法令ノ大系ハ法人ノ犯罪行爲能力ヲ否定スルモノナルコト知ルニ難カラサ

ルカ故ニ敍上本院判例ノ趣旨ハ明白ナル根據ノ存スルニ非サレハ反対ノ解釋ヲ容ルモノニ非ス。本判決の判例批評として、内田文昭「判批」内藤謙編『判例ハンドブック〈刑法総論〉』(日本評論社、第2版改訂版、一九九六)四二頁。

(20) 刑集一七巻三〇五頁。本判決の要旨は以下の通りである。「取引所法第三十二條ノ六ニ所謂『自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス』トハ會員又ハ取引所員ハ苟モ其ノ從業者カ其ノ會員又ハ取引員ノ爲其ノ業務ニ關シ違反行爲ヲ爲シタル以上其ノ責任ヲ負フヘキ趣旨ヲ明ニシタリト解スヘキヲ以テ會員又ハ取引員ニ於テ從業者ノ行爲ニ付所論ノ如ク反対ノ指揮ヲ爲シタル場合ニ於テモ監督上ノ責ヲ荷ヒ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得サルモノト謂ハサルヲ得ス尚酒造税法第三十二條酒精及酒精含有飲料税法第二十三條酒母醪及麹取締法第十五條麥酒税法第十九條織物消費税法第二十一條及骨牌税法第二十条等ニ於テモ從業者ノ行爲ニ付事業主ニ罪責ヲ負ハシムル類例夥多存シ所論ノ如ク本件ノミ仁愛ニ適セサル解釋ヲ爲スモノト云フハ當ラサルモノトス原判決ハ第一點ニ説明セルカ如ク被告人ノ從業者ノ行爲ナルモ被告人ニ付不可抗力ニ依リ發生シタルモノト認ムヘキ事跡ナキヲ以テ原判決ニ於テ取引所法第三十二條ノ六ヲ適用シテ處斷シタルハ所論ノ如ク法律ノ解釋ヲ誤リ之ヲ不當ニ適用シタルモノト謂フヘカラス」。

(21) 刑集二〇巻七〇九号。本判決の要旨は以下の通りである。「國家總動員法第四十八條ニ依リ從業員カ同條列挙諸法條ノ違反行爲ヲ爲シタル結果其ノ主人カ處罰セラル場合ニ在リテハ該違反行爲ノ遂行ニ付主人ノ行爲乃至意思ハ何等介入セス單ニ行爲者タル從業員ノ違反行爲ニ付主人トシテ從業員ト同一罪責ノ下ニ處罰セラルモノナルコト同條ノ法意ニ照シ疑ヲ存セス然レハ其ノ處罰法条モ亦從業員ト全然同一ノ適用ヲ受クヘキモノナルコト勿論ナリトス」。

(22) 刑集二一巻四一七頁。本判決の要旨は以下の通りである。「國家總動員法第四十八條ハ營業者ノ代理人カ其ノ營業者ノ業務ニ關シ同條列挙法條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ營業者ニ故意又ハ過失アリタルと否トヲ問ハス常ニ之ニ対シ同條所定ノ刑責ヲ負ハシムル法意ナルコト疑ヲ容レサルカ故ニ原判決カ右事実ニ付被告人ニ於テ所論ノ如キ故意又ハ過失アルシヤ否ヲ審理セスシテ前記法條ヲ適用處斷シタルハ毫モ違法ニ非ス」。

(23) 大判昭和一五年九月二一日(新聞四六二九号三頁)は、法人处罚の根拠を無過失転嫁責任としながら、同時に、責任主義原則との調和を図るため、両罰規定による法人处罚を「行政处分若ハ保安处分」であるとの見解を示した。しかし、この判

決に対するは、「刑法第九条に明定する罰金を法人に対する関係に限つて刑罰に非ずと解することはもはや刑法解釈の限界を越脱したものであつて、妥当でない」（金澤文雄・前掲注(16)書三五頁。）との評価が強く、その後の判例にも影響を与えた。

- (24) 美濃部達吉「經濟事犯の刑事責任に就いて（一）」法学協会雑誌六一巻七号（一九四三）一七頁以下、同①『經濟刑法の基礎理論』（有斐閣、一九四四）二九頁、同②『行政刑法概論』（勁草書房、一九三九）二九頁。また、小野清一郎「刑事判例研究錄（昭和一六年度・一一）・國家總動員法四八條による業務主の責任と犯罪競合」法学協会雑誌六〇巻九号（一九四二）一五七三頁。

(25) 詳細については、本章第四節参照。

- (26) 大谷實『刑法講義総論』（成文堂、第四版補訂版、一九九六）三一六頁。このほか、三井誠「責任主義」三井誠・町野朔・中森喜彦『刑法学のあゆみ』（有斐閣、一九七八）一八一頁参照。

(27) 下級審判決ではあるが、昭和三二年判決よりも前に、大分地佐伯支判昭和二八年七月八日（高等裁判所刑事判決特報二六号一一二頁）は、「法人の代表者、法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人若しくは人の業務又は財産に関してなす行為は、通常、法人若しくは人の意思に基いて、法人若しくは人のためになされ、その法律上の効果も法人若しくは人に帰属するのであるから、代表者従業者等のなす行為は、法人若しくは人の業務又は財産に関する限り（主觀的、客觀的にみて、以下同じ）法人若しくは人その者の行為として理解されるのである。されば法人の代表者、法人若しくは人の従業員等が法人若しくは人の業務又は財産に関してなした行為は一面において行為者その人の犯行であると共に、他面においてはその事業主である法人若しくは人その者の犯行である。詳言すると、代表者従業者等が『法人若しくは人の業務又は財産に関し』犯罪構成要件に該当する有責違法な行為をなすときは、それは直ちに法人若しくは人が同一の行為をなしたことに帰着するのであつて、ただ現行刑法上、その法人若しくは人を処罰するためには特に明文を必要とし、いわゆる両罰規定は其の趣旨に出でた規定に外ならないのである。即ちいわゆる両罰規定は決して他人の行為に対する責任ではなく、又故意過失の有無を問わず处罚することを定めたものでもないから、刑法総則の規定となんら矛盾するところはない」と判示

していた。

- (28) 刑集一一巻一二号三一―三頁。なお本判決の判例解説として、岩田誠「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇（昭和三二年度）』（法曹会、一九五八）五九六頁以下。また、判例批評として、下村康正「判批」法学新報六六巻九号（一九五九）六五頁以下、木村静子「判批」ジユリスト一〇〇号（一九六〇）一七四頁以下、大塚仁「判批」『行政判例百選（新版）』（有斐閣、一九七〇）二七九頁以下、板倉宏「判批」法学セミナー二四二号（一九七五）一〇五頁以下、福田平「判批」『刑法判例百選I 総論（第二版）』（有斐閣、一九八四）二八頁以下、伊東研祐「判批」行政判例百選I（有斐閣、第二版、一九八七）二二二八頁以下、内田文昭「判批」内藤謙編・前掲注（19）書四三頁、村井敏邦「判批」『刑法判例百選I 総論（第四版）』（有斐閣、一九九七）八頁以下、日高義博「判批」香川達夫・川端博編・前掲注（16）書五〇頁以下。さらに、安平政吉「両罰規定と違憲問題——最近における大法廷の判例を中心として——」上智法学論集二巻一・二号（一九五八）一頁以下参照。
- (29) 本判決に依拠し、業務主の責任の性質を過失推定説と判断した判決として、最判昭和三三年二月七日（刑集一二巻二号一七頁）、最判昭和三七年三月一六日（裁判集刑一四一号五〇三頁）、最判昭和三八年二月一六日（刑集一七巻一号一五頁）などがある。
- (30) 刑集一九巻二号八三頁。なお本判決の判例解説として、藤井一雄「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇（昭和四〇年度）』（法曹会、一九六六）一八頁以下。また、判例批評として、内田文昭「判批」『刑法解釈論集（総論I）』（立花書房、一九八二）七七頁以下、同「判批」内藤謙編・前掲注（19）書四四頁、沼野輝彦「判批」『刑法判例百選I 総論』（有斐閣、第二版、一九八四）三〇頁以下、江口三角「判批」『刑法判例百選I 総論』（有斐閣、第四版、一九九七）一〇頁以下、前田雅英「判批」『最新重要判例250刑法'98年版』（弘文堂、一九九八）一一頁、日高義博「判批」香川達夫・川端博編・前掲注（16）書四八頁以下。
- (31) この点に関しては、東條伸一郎「両罰規定適用上の若干の問題」研修四〇八号（一九八二）七〇頁、松原利久「現行の法人処罰の在り方とその理論上の問題」同志社法学四二巻四号（一九九〇）一〇五頁、青木紀博「現行の法人処罰の在り方とその実務上の問題点」京都学園法学一六号（一九九四）五五頁以下。

(32) 田中利幸・前掲注(16)論文一八九頁以下。

(33) 刑集七巻一八六頁。本判決の要旨は以下の通りである。「所論被告會社力判示雇人ノ作業ニ付相當ノ注意ヲ爲シタリトシテ論旨ニ揚クルトコロハ何レモ營業上當然ノ事ニ属シ、又從業者ニ對シ其ノ從業者ノ人選ヲ嚴ニシ法令ニ違反スルコトナカラシメンカ爲、遵守スヘキ事項ヲ揭示シ或ハ講習會ヲ開催シ戒告ヲ爲スカ如キハ適當ナル從業者ヲ得ルト共ニ其ノ作業上ノ過誤ヲ戒ムル所以ナリト雖此ノ如キ抽象的注意ヲ爲シタレハトテ作業ノ實際ニ就キ之ヲ監督スルニ非サレハ遺漏ナキヲ期スル能ハサルコト勿論ナルヲ以テ假令被告會社カ所論措置ヲ執リタルトスルモノ之ヲ以テ直チニ蠶絲業法第四十四條但書ニ所謂相當ノ注意ヲ爲シタルモノト爲スラ得ス」。

(34) 田中利幸・前掲注(16)論文二〇二頁。

(35) 労働基準判例集第一集三一〇頁。

(36) 労働基準判例集第一集三一〇頁。

(37) 労働基準判例集第一集三〇七頁。

(38) 労働基準判例集第一集三〇七頁。

(39) 判例タイムズ三〇二号三一〇頁。

(40) 判例タイムズ三〇二号三一〇頁。

(41) 労働基準判例集一巻三一一頁。本判決の要旨は以下の通りである。「弁護人は被告人會社は各職場の入口に労働基準法に違反する時間外労働に従事させてはいけない旨の注意書を貼つていたのであるから、事業主である被告會社としては違反の防止に必要な措置はしていた旨主張するが、押収にかかる時間外勤務届綴（十月分及び十二月分と表示）によると被告會社の甲府工場に於ては昭和二十三年十月頃以来労働者に時間外労働をさせていた事実が認められ、被告會社代表の当公廷の供述によれば同代表者は當時東京の本社に居り月二、三回位甲府工場を巡視する事実を認められ、従つて右時間外労働の事実もこれを認識していたものと認めるの外ないから、前記貼紙をしたことだけでは未だ以て違反防止に必要な措置とは認められないでの弁護人の右主張はこれを採用できない」。

(42) 労働基準判例集一巻三一五頁。本判決の要旨は以下の通りである。「被告人等被告人会社の職員が金融に奔走したことは之を認め得るがこれありとて直ちに本件賃金の遅払の防止に最善の処置をとつたことは輒く判定しがたい。賃金は前記の如く労働者の生活の資であつてその遅払或は不払は労働者にとつて正に死活問題であること、被告人の原審公判における供述により明らかなように十月十六日から十一月九日までの間四回に亘り十月分の賃金は全額その支払を了した事実とを綜合するときは同被告人が労働基準法第二百二十一條二項にいわゆる違反の防止又はその是正に必要な処置を講じたとするためには同被告人が単に金融に奔走したというに止まらず不要不急の資産の処分、売掛代金の回収その他賃金の不払を防止するためには有効適切と認められるあらゆる手段を尽したか否かに關し尚一段の審理を遂げなければならない。原判決が判示のように賃金調達に奔走した事實を以て直ちに右法条にいわゆる必要な措置を講じたものと認定したのはいさか審理不尽のそしりを免れない」。

ただし、原審である長野地諏訪支判昭和二十五年五月三〇日（労働基準判例集一巻三一五頁）は、インフレ、労働争議の激化、金融引締め政策による資金繰りの悪化などの事情の中で、資金不足を開拓するために金融業者に融資を懇願するなど金策に奔走し、所定日に全額を支払えなかつたものの、その後も会社幹部をあげて資金調達を図り、期日を経過した後に賃金を支払い終えたという努力は、「賃金支払いに必要な措置を講じたものと謂える」と判示した。

(43) 労働基準判例集一巻三一二頁。本判決の要旨は以下の通りである。「被告人弁護人は被告人会社の代表者代表取締役は前記違反行為をやめるよう必要な措置を講じたから被告人会社に対しても無罪を主張するけれど当公廷における被告人および証人の各供述によれば同代表者は本件違反の時間外労働につき時折息子の被告人に注意していたようであるが、仮にそうだとしても單に注意しただけでは違反防止に必要な措置を講じたとはいひ得ないから弁護人の右主張は採用することはできない」。「又被告人会社の代表者は本件違反行為を知り乍らその是正に必要な措置を講じなかつたものであるから被告人会社に対しては」免責は認められない。

(44) 最刑集二一巻九号一二二八頁。本判決の判旨は以下の通りである。「代表者は多忙のため、同会社の業務一般は被告人に委せ、ただ月一回位、従業員に終業態度につき訓示する程度で、専ら被告人をトルコ娘の採用、監督に当らせ、又前記のと

おり経歴、経験を有する者をして右被告人を補佐せしめていたが、同人等はトルコ娘を採用するについては、履歴書をとるが、戸籍謄本ないし抄本をとるわけでもなく、その年齢の確認はきわめて杜撰で、本人の自称を鵜呑みにするに過ぎず、そして違反行為につかせていた者で単に相当の経歴、社会経験を有する者を採用、監督の業務に就かせていただけでは、違反防止につき注意、監督義務を尽くしていたとはいえず、その他前記免責要件を充足したものと認むべき証左はない。被告会社は違反行為に対する処罰を免れることはできない」。

(45) 下級裁判所刑事裁判例集七巻二号一三七頁。本判決の要旨は以下の通りである。代表取締役の行為は、船舶職員法一八条一項に違反するものであり、「被告会社においてこれを防止するためには、右第一五大宝丸を繫船するについて、その繫船繩に施錠をして隨時これを検査して監視し又従業者をしてその保管状況を日々報告せしめるなどして、未だ登録替えの終つていない船舶を引船として使用しないよう監督し、『小型船舶の船籍及び積量の測定に関する制令』第一条（第一三条において両罰規定がある）に違反しないように注意し、もし右大宝丸を就航させている事実が判明したときは直ちにその乗組員の資格を調査し、無資格者を乗り組ませない要注意を怠らないようすべきあ」る。

(46) 判例時報六〇五号九九貞。本判決の要旨は以下の通りである。「被告人経営の米庄鉱山において、保安規定が定められ、保安委員会が設けられていたこと、照明や命綱の設備があり、隣接鉱区との切羽の交換や発破協定をなし、採鉱夫の教育訓練も隨時なされていたことは証拠に現われるけれども、反面、右保安規定には夜間又は薄暮時の発破若くは同時発破等に関する規定が不備で、本件事故後に規定されていることなどに徴すると、右保安規定のみでは必ずしも十分でなかつたことが窺われ、更に、既存規定の遵守も完全になされていたとは認められず、照明設備が存しても、これを必要とすべき発破作業の時間に使用されていなかつたことなどに照らすと、保安係又は保安委員会の活動も必ずしも十分であつたとは認め難い。(中略)このようみてくると、被告人の従業者らに対する選任、監督、指導その他従業員の反保安行為を防止するに必要な注意に欠くる点があつたことは否定しがた」い。

(47) 労刑集四号五〇七頁。本判決の要旨は以下の通りである。「被告会社では全国六〇有余の工場を有し、之等に対する指導事項の伝達は、会社代表者たる社長から各工場長宛の回章の方法が採られ、右回章を受領したる各工場代表者は、直ちに之

を一般従業員又は工場長回章によつて、各課長に伝達する方法が採られて来たのであるが、労働基準法の施行に際し、其の普及徹底を図る為にも、之の方法が採られ、殊に被告会社においては其の徹底を期する為、既に昭和二〇年四月全国各工場に指令して、労働基準法準備委員会を設置し、之が実施に伴う対策を研究せしめ、同年八月各工場長及び人事課長を集合せしめて、其の説明会を実施すると共に、責任者を設置して其の対策の研究に当らしめた外、其の施行されるに及んでは、直ちに社長回章によつて各工場に伝達してその普及徹底を図り、此の回章に接した前記淀川工場では、同年一二月頃、各課から一名宛参考せしめて其の指導教育を為し、更に女子従業員に対しては、宿舎の部屋毎に、男子従業員に対して其の休息所に夫々労働基準法の抜粋を掲示して其の普及徹底を期し、又毎月一日、一五日に各課長会議を開催して、人事課長をして之が説明を為さしめる等、末端従業員に対しても周知徹底せしめていた事実を認定するに足る。従つて、会社代表者は其の違反の防止に必要な措置を講じていたものと謂うべく、偶々前掲事情に因り、本件被告人の違反行為があつた故を以て、直ちに会社代表者がその防止に必要な措置を講じなかつたものとは断定し得ない」。

(48) 労刑集四号五一二頁。本判決の要旨は以下の通りである。「思うに同法条に於て従業者の違反行為について原則的に当然に事業主が刑事責任を負う事になつてゐるのは、従業者に違反のない様事業主が之を指導監督する義務あるものとし此の義務を履行することに因て従業者の違反行為の防止乃至是正を図ろうとする政策的意図に基くものであつて従つて同法条に於て事業主の為の免責事由になつてゐる違反の防止乃至是正に必要な措置を講じたか否かという判定は主として右の指導監督の義務を果たしたかどうかという見地から之を定むべきであり又右義務の範囲及程度は當該事業に於ける機構及職制がどのように定められているか、そしてその機構及職制に於て事業主がどの様な職責に當つてゐるかという観点から各場合に応じて具体的に之を定めなければならないものと解される」。「此の製作所に於て事業主である被告人が主として資材、燃料等の入手関係で對外折衝に當り製造部の管理及び工員の雇入解雇等の労働者に関する事項は工場長をして工場長の責任に於て労務主任をして之に当らしめていたという機構乃至職制は吾人の常識に照し何等不合理のものとは思われない。殊に労働基準法施行後は同法の遵守に関する事項は工場長の責任に於て労務主任をして之に専従せしめ而も此の労務主任には所員中最も歴の高い大学乃至専門学校出身者で且つ労務関係の仕事のあるものを配置した上絶えず同人等に対し法規をよく研究

して間違いを起さない様に注意して居つた事と前記第一の如く第二回臨検後、違反あることを知らされるや直ちに該當者全員を調査させて、その解雇手続を採らせ、其の後工場長に違反の防止及是正に就いて再三の注意を与える工場長から最後的に違反を完全に是正除去したという返答まで得て居つたという点と更に第一の如く本件違反が主として従業者の法規の誤解に基づ因する不用意による犯行であつた点等を併せて考えると、被告人は事業主としての従業者に対する前掲指導監督の義務は之を果したものであり従つて之に依り本件違反の防止及是正に必要な措置を採つたものと認めるのが法第二二一条の法意に副う見方であると考える。

(49) 判例タイムズ一七五号二九一頁。本判決の判例批評として、吉田淳一「判批」警察学論集一五卷六号（一九七二）八五頁

以下、鈴木義男「判批」研修二八八号（一九七二）六七頁以下。

(50) 小島建彦「両罰規定における法人处罚と従業者处罚の関係」刑法雑誌一三三卷一・二号（一九七九）一二三頁、西田典之「団体と刑事罰」『基本法学2——団体』（岩波書店、一九八三）一七五頁以下、宇津呂英雄・前掲注(5)論文一九七頁、東條伸一郎「両罰規定」伊藤榮樹・小野慶二・莊子邦雄編『注釈特別刑法第一巻』（立花書房、一九八五）二四一頁、垣口克彦「法人处罚の問題性——法人处罚論の現状と課題」阪南論集社会科学編二二卷二号（一九八七）八頁、伊東研祐「法人の刑事责任」芝原邦爾ほか編『刑法理論の現代的展開・総論II』（日本評論社、一九九〇）一二六頁、松原久利・前掲注(31)論文一〇四頁以下、青木紀博・前掲注(31)論文五八頁以下。

(51) 当時、法人の犯罪能力を否定していたものとして、富井政章『刑法論綱』（岡島書店、一八八九）一一二頁、江木衷『現行刑法原論卷之二』（有斐閣、一八九二）一二二頁、岡田朝太郎『日本刑法論』（有斐閣、一八九四）一一一頁以下、古賀廉造『刑法新論』（一八九八）三〇一頁（この点を指摘するものとして、中義勝・浅田和茂「古賀廉造の刑法理論」吉川経夫ほか編『刑法理論史の総合的研究』（日本評論社、一九九四）一二七頁）、牧野英一「法人ノ刑事责任ト其代表者ノ刑事责任」法学志林一〇卷三号（一九〇八）二四頁、同『日本刑法上巻總論』（有斐閣、一九一六）一〇三頁、若槻禮次郎「法人ノ刑事责任」法学志林三号（一九〇〇）一頁以下、泉二新熊「大審院判例の趨勢（二）犯罪の主體（法人ノ犯罪能力）」法学協会雑誌一四卷号（一九〇六）一六七頁以下、同・前掲注(8)論文九頁、同『日本刑法論』（有斐閣、訂正増補改版一八

版、一九一四）一五七頁以下、大場茂馬『刑法總論下巻』（中央大学、一九一三）六〇九頁、岡田庄作『刑法原論（總論）』（明治大学出版部、増訂第一六版、一九二四）一一一頁以下、久禮田益喜・前掲注（8）書一〇六頁など多数に昇る。

これに対し、明治・大正期の学説において、法人の犯罪能力を肯定したものには、民法学の立場から法人の本質として実在説を主張した松本烝治「法人ノ能力ヲ論ス」法学志林七巻二号（一九〇五）一三頁以下、F・リストの主張を基礎にして、立法論として法人の行為能力を認めた小疇傳「法人ハ犯罪ノ主體タルコト可能ナリヤ」「法典質疑問答第八編・刑法・國際公法・國際私法全」（有斐閣、一九一〇・信山社、復刻版、一九九四）一二〇頁以下、同『新刑法論』（清水書店、一九一〇）一五八頁以下、立法論として勝本勘三郎・前掲注（6）書一一〇頁、山岡萬之助『刑法原理』（清水書店、訂正増補第一六版、一九二四）一〇四頁、久禮田益喜『刑法學概說』（嚴松堂、改訂四版、一九三四）一七三頁以下などがある。

（52）宮本英脩『刑法学粹』（弘文堂、一九三二）一七四頁、瀧川幸辰『犯罪論序説』（交友堂、一九三八）一七頁以下。

（53）牧野英一「人格なき社団と刑事责任」警察研究一五巻一号（一九四四）一四頁以下。

（54）たとえば、泉二新熊博士は、「我現行刑法ハ原則トシテ法人ノ犯罪能力ヲ認メス而シテ犯罪主體ト受刑主體トノ同一ヲ要求スル結果トシテ法人ノ受刑能力モ亦原則的ニ之ヲ否認ス、然レトモ所謂行政刑法中ニハ法人ヲ處罰スルノ明文ヲ設クルモノ少カラス」と認めた後、こうした規定の趣旨は、「罪ヲ犯シタル者ハ代表者等ニシテ罰則ヲ適用セラルル者ハ法人ナルコト文理解釋上明白ナリトス、果シテ然ラハ我行政刑法中ニ於ケル法人ノ處罰ハ之ヲ他人ノ行為ニ因ル刑罰制裁ノ一ナリト爲ササルヘカラス」と説かれた（泉二新熊・前掲注（8）論文一九八頁以下。また、同・前掲注（51）書一五七頁以下も参照）。

また、牧野英一博士は、「刑事上ノ責任ハ制裁ナリ制裁ハ制裁ニ依テ剝奪セラルヘキ法益ヲ有スル能力アル者ニ於テ常ニ之ヲ受クルノ能力ヲ有ス換言スレハ人ハ自然人タルト法人タルトヲ問ハス苟モ權利能力アル以上ハ刑罰能力アリト謂ハサルヘカラス故ニ權利能力アル者必スシモ行為能力アルニ非ストノ事實ヨリ推論スルトキハ刑罰ヲ受クルカ故ニ犯罪能力アリト謂フハ論理上稍早計ナリ」と述べて法人の受刑能力を認め、さらに「固ヨリ刑法ノ固有ノ範圍内ニ於テハ刑罰ノ主體ハ犯罪ノ主體ナリ然レトモコレ原則トシテ刑罰ハ犯罪ノ主體ニ科スト謂フニ過キス幾多ノ特別法ハ他人ノ行為ニ關シテ責任ヲ生スルノ例ヲ認ムルコト尠ナカラス（例ヘハ酒造税法三二條）」として、法人の处罚根拠を「他人ノ行為ニ関スル責任」、すなわ

ち無過失転嫁責任であると説かれた（牧野英一前掲注(51)論文二七頁以下。なお、同『刑法總論（講義案）』（有斐閣、訂正第五版、一九二三）三九頁以下、同・前掲注(51)書一〇六頁以下）。

さらに、大場茂馬博士は、「然ルニ眼ヲ轉シテ廣義ノ刑法ノ範圍ヲ一覽スレハ法人ヲ處罰スル規定ヲ有スル法律少カラス。

(中略)正面ヨリ之ヲ觀ルモ法人ハ犯罪ノ行爲者ニ非スシテ其行爲者ハ現ニ其行爲ヲ爲シタル法人ノ代表者、雇人其他ノ從業者タルコト法文上明瞭ニシテ唯法人ハ之ニ付キ罰則ノ適用ヲ受クルモノニ外ナラス」（大場茂馬・前掲注(51)書六二一頁以下）。

このほか無過失転嫁責任説を支持するものとして、勝本勘三郎・前掲注(6)書一一〇頁、宮本英脩『刑法大綱』（一九三

○)三五頁。

(55) 牧野英一・前掲注(53)論文二三頁以下。

(56) 岡田朝太郎・前掲注(51)書一二二頁以下、泉二新熊・前掲注(8)論文五頁以下、同・前掲注(51)書一五八頁以下、勝本勘三郎・前掲注(6)書一〇七頁以下、岡田庄作・前掲注(51)書一〇九頁以下、久禮田益喜・前掲注(8)書一〇四頁以下、山岡萬之助・前掲注(51)書一〇二頁以下、牧野英一・前掲注(54)書三八頁以下、同・前掲注(51)書一〇八頁以下、安平政吉『日本刑法總論』（巖松堂、一九四四）二五六頁以下などがある。

(57) 山岡萬之助・前掲注(51)書一〇四頁、宮本英脩『刑法學粹』（弘文堂、一九三二）一七二頁以下、瀧川幸辰・前掲注(52)書二二頁以下、小泉英一『刑法要論〔總論〕』（巖松堂、一九四〇）七五頁、小野清一郎『新訂刑法講義總論』（有斐閣、一九四八）九六頁、井上正治『刑法學（總則）』（朝倉書店、一九五一）四四頁。

(58) ドイツの学説のわが国への影響については、金澤文雄「法人の處罰について(1)」政經論叢六卷一号（一九五六）一五五頁以下など参照。

(59) 瀧川幸辰・前掲注(52)書二三頁以下。無過失転嫁責任を支持する根拠について、瀧川幸辰博士は次のように論じられた。

「法人の處罰を規定する諸法令の目的とするところは、精々法人の代表者その他の從業者が法人のために租税等の負擔を免れさせることを防止する程度のもの、それ以上の目的を含まない。罰せらるべき行爲者は、實は法人の代表者その他の個人で

あるが單に個人を罰するに止めるることは、法人が個人の責任において不當の利得を計畫するおそれがあるので、政策的見地から法人に刑事責任を負はしたまでのこと、理論的にいへば法人が個人に代つて刑事責任を負うのであって。法人自體の刑事責任を一般に認めたわけではない」(瀧川幸辰・前掲注(52)書二三頁以下)。「法人の代表者等の行爲が直接業務に關して行はれた限り、法人が他人——自然人なる法人の代表者等——の犯罪につき刑事責任を引受けることに帰着する」。「他人なる自然人の犯した犯罪の刑事責任を法人に引受けさせ立法理由は各取締規則の目的により必ずしも一様ではないが、多くは、財産を有しない代表者等の負擔において法人が罰金・沒收を免れるの計畫を防止するという政策的見地に基くと解してよい(59)」(瀧川幸辰・前掲注(52)書二七頁以下)。

また、植松正博士は、次のように説かれた。「自然人の行爲につき、法人が處罰される例は、現行法上、特別規定によつて幾多認められているところであるが、これは一個の行爲を法人の行爲であると共に獨立の責任を負担するに過ぎ」ず、「法人は特別規定によつて刑罰主體とはなり得るが、犯罪主體とはなり得ない」(植松正「犯罪の主體」警察研究二卷九号(一九五〇)六二頁)。

(60) 美濃部達吉②・前掲注(24)書二九頁以下、小野清一郎・前掲注(24)論文一五七三頁、佐伯千仞『刑法總論』(弘文堂、一九四四)一三二頁、団藤重光「いはゆる代罰・兩罰規定に關する一考察」法律時報一六巻二二号(一九四四)一九頁、八木畔・前掲注(10)書八〇頁以下、草野豹一郎「法人の處罰に關する一考察(一)」刑法雜誌一卷一号(一九五〇)四二頁以下など参照。また、責任主義の原則と合致しないとして両罰規定の違憲・無効を主張したものとして、定塚道雄「代罰責任・法人の犯罪能力」日本刑法学会編『刑法講座(3)責任』(有斐閣、一九六三)一七四頁および一八五頁以下。

(61) 田中二郎「經濟統制罰に關する法律上の諸問題——判例を中心とする經濟統制罰の研究」法学協会雑誌六〇巻三号(一九四二)四四九頁、小野清一郎・前掲注(24)論文一五七三頁以下、植松正『再訂刑法概論I 総論』(勁草書房、一九七四)一二三頁。

(62) 美濃部達吉②・前掲注(24)書六四頁以下、佐伯千仞「經濟犯罪の理論」大隅健一郎・佐伯千仞編『新法学の課題・國防國家と法秩序』(日本評論社、一九四二)二〇二頁以下、金澤文雄・前掲注(16)書六七頁以下、大谷英一「兩罰規定に關する

一考察」法と政治一巻三・四号（一九五〇）四七頁以下、八木胖・前掲注（10）書二三四頁、同「法人の處罰と業務主体過失推定規定」法学新報五八巻三号（一九五一）六七頁。

- (63) 飯塚敏夫「従業員の価格違反と事業主の責任」日本法学九巻二号（一九四三）一三三頁。純過失説を支持するこれまでの見解として、神山敏雄「両罰規定と業務主の刑事責任」法学セミナー二二七号（一九七四）八五頁、三井誠「法人処罰における法人の行為と過失——企業組織体責任論に関連して」刑法雑誌三三巻一・二号（一九七九）一五一頁、同「挙証責任と推定(2)」法学教室一一七号（一九九八）一〇九頁。さらに、曾根威彦『刑法総論』（弘文堂、新版、一九九三）六五頁も参考照。

- (64) 中森喜彦「法人の刑事責任」Law School五一号（一九八一）三二頁、三井誠・前掲注（63）論文一〇九頁。
- (65) 平場安治『刑法総論講義』（有信堂、一九五六）五五頁以下、伊東研祐・前掲注（50）論文一二四頁。
- (66) 法人の犯罪能力を否定し、過失推定説に立つ見解として、福田平・前掲注（18）書七二頁以下および一二二頁以下、永井敏雄「事業者处罚の法理と法人处罚の法理」警察学論集三一巻六号（一九七八）一二六頁。
- (67) 本稿第一章注（3）参照。
- (68) 八木胖・前掲注（10）書八四頁。
- (69) 美濃部達吉・前掲注（24）論文二〇頁。
- (70) 福田平・前掲注（18）書七三頁。
- (71) 伊東研祐・前掲注（50）論文一二五頁以下。
- (72) 鈴木義男「両罰規定による法人の刑事責任の根拠」研修二一一号（一九六六）六三頁。
- (73) 鈴木義男・前掲注（72）論文六二頁。
- (74) 鈴木義男・前掲注（72）論文六四頁。過失推定説が、因果関係の特定も一切不要とする趣旨であるとすれば、「それは単に責任主義に反するだけでなく、罪刑法定主義にも反する」（西田典之・前掲注（50）論文二六七頁）といえよう。
- (75) 青木紀博・前掲注（31）論文五八頁以下。

(76) 江口三角・前掲注(30)判批一一頁。

(77) 伊東研祐・前掲注(50)論文一二五頁以下、松原久利・前掲注(31)論文一〇四頁以下、青木紀博・前掲注(31)論文五八頁以下。

(78) 刑集一一巻一二号二一一八頁以下。

(79) 高橋勝好・前掲注(9)論文四五頁以下、棚町祥吉「業務主体の刑事責任」警察学論集二八巻三号(一九七五)一〇頁以下、土本武司・前掲注(11)書一七〇頁以下。

(80) 香城敏麿『行政罰則と経営者の責任』(帝国地方行政学会、一九七一)一二二八頁以下。

(81) 田中利幸・前掲注(16)論文二〇五頁、西田典之・前掲注(50)論文二六七頁、伊東研祐・前掲注(28)判批二二九頁、同・前掲注(50)論文一二六頁、

(82) 西田典之・前掲注(50)論文二七六頁。

(83) 伊東研祐・前掲注(50)論文一二五頁以下。

(84) 小島建彦・前掲注(50)論文一二三三頁、垣口克彦・前掲注(50)論文八頁。

(85) 田中利幸・前掲注(16)論文二〇五頁。

(86) 伊東研祐・前掲注(50)論文一二八頁、八木胖『業務主体处罚規定の研究』(酒井書店、一九五五)一三一頁以下、金澤文雄・前掲注(16)書七〇頁。

(87) 福田平・前掲注(18)書一二二頁以下。

(88) 中森喜彦前掲注(64)論文三五頁、青木紀博・前掲注(50)論文五六頁。

(89) 岩井宣子「公害犯罪における法人处罚」藤木英雄編『公害犯罪と企業責任』(弘文堂、一九七五)二〇二一頁、垣口克彦・前掲注(50)論文八頁。

(90) 八木胖博士は、機関の一定の行為が法人の行為となるという前提に立てば、「代表機關の直接の違反行為の際については法人と代表者との雙方を、また、從業者の違反行為の際については法人と代表者と從業者の三者を夫々犯罪者として之を處

罰するを以て理論上正當であると主張された（八木胖・前掲注(10)書一二四頁以下）。

(91) 立法論でこの立場を主張する見解として、八木胖・前掲注(10)書一三一頁以下、藤木英雄『刑法講義総論』〔弘文堂、一九七五〕一一三頁以下、田中利幸・前掲注(1)論文二八〇頁以下。

(92) 古田佑紀「第八条〔総則の適用〕」大塚仁・河上和雄・佐藤文哉編『大コンメンタル刑法・第1巻』（青林書院、一九九二）一一七頁。

(93) 莊子邦雄「労働基準法」伊藤榮樹・小野慶一・莊子邦雄編『注釈特別刑法第四巻——労働法・文教法編』（立花書房、一九八八）四三頁。

(94) 他方、法人の犯罪能力否定説からは、代表者の選任・監督上の過失を要件としない、かつての無過失転嫁責任説に戻せば、認定プロセスが生み出す問題点は解消できるが、このような見解は、責任主義に反しており、判例の立場とも整合性がなく、处罚範囲を不当に広げることになり採用できない」とには、広く賛同が得られるものと思われる。

(95) 香城敏麿・前掲注(8)書一二八頁以下。

(96) 藤木英雄『行政刑法』（学陽書房、一九七六）五一頁。

(97) 藤木英雄・前掲注(96)書五一頁。

(98) 西田典之・前掲注(50)論文一七六頁。

(99) 拙稿「企業殺人（corporate homicide）と企業の刑事責任——英米における企業への殺人罪の適用が意味するもの」同志社法学四九巻四号（一九九八）一四九頁。

(100) 藤木英雄・前掲注(96)書五一頁。

(101) 藤木英雄・前掲注(96)書五一頁。

(102) 藤木英雄・前掲注(96)書五一頁。

(103) 伊東研祐・前掲注(28)判批二二九頁、同・前掲注(50)論文一二五頁。

## 第三章 コンプライアンス・プログラムの生成と発展

### 第一節 コンプライアンス・プログラムの誕生

コンプライアンス・プログラムとは、「企業」とに実施される法を遵守するためのシステムティックな自主的取り組み<sup>(1)</sup>をいう。法を遵守するための企業自身の自主的取り組みは、企業制度の誕生とともに始まったといわれる。

たとえば、古くは、中世ヨーロッパにおいて、ギルドが社会福祉と市場のコントロールの観点から組合員の活動を規制していた事実がしばしばあげられる。<sup>(2)</sup>またアメリカ合衆国は、一九二九年の経済恐慌以後、一九三三年全国産業復興法 (National Industrial Recovery Act) の制定によって企業間の公正な競争を促すなど、企業に対して自主的規制への取り組みを求める動きを強めたことがあった。<sup>(3)</sup>しかし、概していえば、そうした取り組みの効果については疑問視する声が強かつたといえよう。

このように、かつては重視されていなかつたコンプライアンス・プログラムへの評価が、ある時期を境に変化し始めるのである。通常、「企業」とに実施される法遵守のためのシステムティックな自主的取り組み<sup>(4)</sup>という今日的な意味でのコンプライアンス・プログラムが普及した端緒は、一九六〇年代初頭のアメリカ合衆国に求められる。ただし、この時点でも、法遵守のための取り組みの多くは、従業者が違法行為を行わないように注意を促すための文書を掲示したり、倫理綱領を採択するなど単純で形式的なものであった。しかし、その後のコンプライアンス・プログラ

ムは、さまざまの要因から急速に体系化・精密化がすすめられ、今日では犯罪予防の観点から見てもきわめて高いレベルに発展を遂げているのである。こうしたコンプライアンス・プログラムへの取り組みは、最近では、わが国でも活発化しつつあり、注目に値する。

そこで、以下では、まずアメリカ合衆国のコンプライアンス・プログラムの発展経緯を振り返り、続いて、わが国のコンプライアンス・プログラムへの取り組みを概観する。そして、今日の高いレヴェルに達したといわれるコンプライアンス・プログラムの内容を整理し、その概要を把握したい。

## 第二節 アメリカ合衆国におけるコンプライアンス・プログラムの発展

### 一 一九六〇年代

(1) 電機メーカー反トラスト法違反事件 今日的な意味での「コンプライアンス・プログラム」の端緒は、一九五〇年代末から一九六〇年代初頭にかけアメリカ合衆国で繰り広げられた一連の電機メーカー反トラスト法違反事件に求められる。<sup>(4)</sup> 当時アメリカ合衆国では、電気機器メーカーによって価格協定と市場分割が行われていた。このため一九六一年に電機メーカー各社の取締役など上級管理職員四四人と企業二九社が起訴されたのである。

起訴された企業の一つであつたジェネラル・エレクトリック社は、本件以前の一九四六年から反トラスト法コンプライアンス・プログラムを実施していた。たとえば、同社では、すべての役員に対して、反トラスト法を遵守する旨の誓約書への署名を義務づけていた。またそうした企業方針は冊子としてまとめられ、従業者に周知されていた。<sup>(5)</sup> こ

のようにその内容は今日からみれば、決して十分とはいえないが、同社は適切なコンプライアンス・プログラムを実施してきたという事実を抗弁として無罪を申し立てた。しかし連邦地方裁判所はこの抗弁を認めず、ジェネラル・エレクトリック社を有罪とし、四三万七五〇〇ドルの罰金刑を言い渡した。また他の被告人も有罪判決を受けるか、あるいは不抗争の答弁を行い、上級管理職員七人が拘禁刑、二四人が執行猶予付の拘禁刑判決を受けたほか、すべての被告人を合わせると総額約二〇〇万ドルの罰金刑が言い渡された。<sup>(6)</sup> この事件を契機に、従業者の反トラスト法違反を防止する見地からコンプライアンス・プログラムを導入する必要性が、企業に強く認識されるようになつた。<sup>(7)</sup>

(2) 一九六〇年代のコンプライアンス・プログラム 一九六〇年代、コンプライアンス・プログラムは、企業による従業者の反トラスト法違反行為の防止策として普及した。前述したように電機メーカー反トラスト法違反事件では、コンプライアンス・プログラムに法的意義は認められず、企業法人の刑事責任を判断するにあたって法人に有利には作用しなかつた。しかし、判決において当時としてはきわめて重い刑罰が言い渡されたことから、皮肉にもこの事件を契機にコンプライアンス・プログラム導入への機運が高まつたのである。

さらに、企業が反トラスト法コンプライアンス・プログラムを導入する動きは、行政機関によつて肯定的に受け止められ、その進度を加速していくといわれる。<sup>(8)</sup> たとえば、一九六六年に当時の連邦取引委員会の委員長P・ディクソンは次のように述べ、企業のコンプライアンス・プログラムの導入を支持している。「本当に法律を遵守するために合理的に計算され、厳重な監視と誠実な実行がなされ、違反が偶発的に発生しても早急にこれを是正する手続が盛り込まれた詳細なコンプライアンス・プログラムを示すことができれば、我々の説得に効果的である。昔ながらの法

諺を用いれば、『彼の言葉が彼の保証である』<sup>(9)</sup>。他方、企業が反トラスト法コンプライアンス・プログラム導入を推し進めていく中で、専門的知識の需要が急速に高まり、反トラスト法専門の弁護士のレヴエル・アップにもつながつたとされる<sup>(10)</sup>。

## 二 一九七〇年代

(1) ウォーターゲート事件と企業献金スキヤンダル 一九七〇年代に入ると、企業によるコンプライアンス・プログラムの導入の動きは新しい局面を迎えた。反トラスト法以外の領域への拡大である。そして、その拡大の契機となつたのがウォーターゲート事件に端を発した企業献金スキヤンダルであった<sup>(11)</sup>。

一九七二年に共和党ニクソン大統領の再選委員会のメンバーを含む五人が、ワシントンDCのウォーターゲートビルにある民主党本部に盗聴器を設置するため侵入し、現場で逮捕された。その後、民主党本部侵入事件とその揉み消し工作にホワイトハウスやニクソン大統領自身が関与していた疑いが強まり、これを捜査するために特別検察官としてL・ジャウォルスキーが任命された<sup>(12)</sup>。ジャウォルスキーの捜査の対象は、ウォーターゲート事件だけにとどまらず、ニクソン大統領の大統領選挙に関連した不正行為全般に及び、一九七三年には前年の大統領選挙において違法な献金を行つたとして企業数社と各企業の取締役らが起訴された。

このような事態の中で、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission : SEC) は、企業による違法な献金について、一九三三年証券法や一九三四年証券取引所法に基づく委任状説明書や年次報告書において開示が必要

とされる可能性があるとして調査を開始した。その結果、多数の企業が自社の財務諸表を粉飾し、あるいは架空の支出項目を作成することによって資金を捻出し、違法な政治献金や贈賄を行つており、そうした行為は慣行化していることが明らかになつた。また、違法な政治献金や贈賄の対象は国内だけにとどまらず、海外の政治家や政治団体にまで及んでいたことから、国際的に高い関心を集めることとなつた。<sup>(13)</sup>

(2) 証券取引委員会の開示政策 この調査結果を受けて、証券取引委員会は、「企業の取締役や役員が不正な支出を行つた点について有罪判決を受けたという事実は、国民に、とりわけ株主に開示されるべき重大な事実<sup>(14)</sup>である」と明言し、企業に対する疑わしい支出に関する情報の開示を働きかける政策を推し進めていった。具体的には、違法な政治献金を行つていたことが明らかになつた企業に対して強制手続訴訟を提起し、資産の不正支出に関する情報の開示を求める一方で、企業による自主的な開示プログラムを提案したのである。<sup>(15)</sup>このうち前者においては、強制手続訴訟を通じて、企業の経営手続の変更や監査委員会の設置などについて同意判決を得ることで、開示の実現が図られた。他方、後者においては、以下の要点にしたがつて企業が自主的な開示を実施した場合に、強制手続訴訟の可能性が減少することを示唆することで、開示の実現が図られた。<sup>(16)</sup>①疑わしい国内または国外での慣行を取り止める旨を宣言する。②徹底した内部調査を実施する。③調査結果を適正に開示する。<sup>(17)</sup>

こうした証券取引委員会の取り組みに対して、多くの企業が自主的な開示に応じていった。その結果、三〇〇社以上によつて総額約三億ドルの資産が違法に支出されていたことが明らかになつた。<sup>(18)</sup>不正な資産の支出を開示した企業の中には、アメリカ合衆国を代表する大企業が数多く含まれていたことから、これらの企業に対して社会的な非難が

急速に高まった。そこで、これらの企業の多くが資産の不正支出を防止するための内部的なコントロール・システムの整備に取り組み始めたのである。

(3) 一九七七年外国不正慣行防止法

さらに、企業による不正支出防止のための自主的な取り組みは、制定法によつてより明確な形で義務づけられることになった。企業献金スキヤンダルに対する社会的批判を受けて、連邦議会が、一九七七年外国不正慣行防止法 (Foreign Corrupt Practices Act of 1977)<sup>(19)</sup> を制定し、企業資産の不正な支出の防止に乗り出したのである。同法は、企業資産の不正な支出を防止するため、一九三四年証券取引所法を二点改正した。<sup>(20)</sup> 第一に、外国不正慣行防止法三条は、証券取引所法に三〇条Aを新たに規定した。そこでは、アメリカ合衆国に株式を上場する企業が、外国の政府職員、政党、政治家などに対して政治献金や贈賄を行うことが原則として禁止された。また、外国不正慣行防止法四条は、アメリカ合衆国内の政府職員、政党、政治家などに対して政治献金や贈賄を行ふことを禁止した。第二に、外国不正慣行防止法一〇二条は、証券取引所法一三条(b)項に(2)号と(3)号を追加し、企業に対して資産に関する詳細な記録の作成と保存を義務づけるとともに、この義務を確實に履行するための内部的な会計コントロール・システムの整備を求めた。<sup>(21)</sup>

(4) 一九七〇年代のコンプライアンス・プログラム

一九七〇年代、コンプライアンス・プログラムは、単なる企業の犯罪予防策から一歩前進して、法的義務としての性格が付与されるようになつた。ウォーターゲート事件に端を発した企業献金スキヤンダルは、企業の経営慣行に本質的な問題点が存在することを浮き彫りにした。すなわち、①企業内部では違法行為に対するマイナス・イメージが非常に希薄で、<sup>(22)</sup> ②取締役や従業者らの行動の妥当性や適法性

を保証する明確なガイドラインが欠如し、③企業内部での情報伝達機能が不足していることが明らかになつたのである。

こうした問題点を改善するために、証券取引委員会と一九七七年外国不正慣行防止法は、企業に対して自主的に違法な企業活動を防止するための行動規準を作成し、その適正な運用に努めることを求めた。この要求は功を奏し、多くの企業が経営手法を見直し、会計・経理面を中心としたコンプライアンス・プログラムの整備をすすめたのである。<sup>(25)</sup>ただし、この段階では、こうして企業に取り入れられていった厳格な行動規準も形式的なものでしかなく、実際にはあまり機能していなかつたとの指摘もみられる。<sup>(26)</sup>

### 三 一九八〇年代

(1) 一九八八年内部者取引および証券詐欺規制法 一九八〇年代を迎えたアメリカ合衆国では、コンプライアンス・プログラムが質と量の両面にわたって一層の発展を遂げた。そうした発展の要因の一つとして、一九八八年内部者取引および証券詐欺規制法 (Insider Trading and Securities Fraud Enforcement Act of 1988) に基づいて実施された証券会社によるインサイダー取引防止の取り組みが注目される。<sup>(27)</sup>従来、証券取引委員会は、証券業界に対して、インサイダー取引防止のための従業者の厳重な監視を行政規制によって求めてきた。<sup>(28)</sup>しかし、I・ヴォイスキー・ケース、M・ミルケン・ケース、D・レヴィン・ケース、J・シーゲル・ケースなど一九八〇年代半ばにウォール街を席巻した大規模なインサイダー取引の発覚によつて、そうした行政規制が、企業の自主的な取り組みのインセン

ティブとして不十分であることが明白になつた。<sup>(29)</sup>

これらのインサイダー取引の方法は、主にI・ヴォイスキーをはじめとした「サヤ取り業者」が、投資銀行のM&A担当者のJ・シーゲルやD・レビン、証券会社のジャンク・ボンド部門でM&A用の資金の調達を行っていたM・ミルケンらからM&Aに関する未公開情報の提供を受け、M&Aの対象となつてゐる企業の株式の売買を行つたというものであつた。この事件では、前記四名のほかに、ミルケン、レビン、シーゲルが勤務していた投資銀行ドレックス・バーナム・ランバート社や証券会社キダー・ピーボディー社も起訴された。被告人らは訴訟取引に応じ、有罪の答弁を行つたり、同意判決を受け入れることによつて起訴事実の一部について多額の罰金を言い渡された。<sup>(30)</sup>史上最大のインサイダー取引事件への社会的関心は高く、この事件を契機として、一層厳格なインサイダー取引規制が求められるようになつた。

そこで、連邦議会は、一九八八年内部者取引および証券詐欺規制法を制定し、より積極的なインサイダー取引規制に乗り出した。同法による規制の内容は多岐にわたるが、その中でコンプライアンス・プログラムの整備を促す規定も設けられた。具体的には、証券会社に対して、「本法またはこれに基づく規則もしくは規定に違反する重要な未公開情報の不正利用を防止するために、合理的に作成された書面による施策および手続を確立、実施、保持しなければならない」と規定したのである。<sup>(31)</sup>

インサイダー取引防止の領域に固有のコンプライアンス・プログラムとして、「チャイニーズ・ウォール（chinese wall）」と呼ばれる施策がある。「チャイニーズ・ウォール」とは、もともと「万里の長城」を意味するが、ハリウッドは、

未公開情報の伝達を遮るための企業の施策を指す。具体的には、①情報伝達を制限する規則、②規則を遵守するための手続やマニュアル、③情報を保有する部門を他の部門から遮断する物理的な障壁などが含まれている。前述した大規模なインサイダー取引事件でも明らかに、証券会社や投資銀行には、M&Aなどに関する未公開情報が自然に集まる融資部門とあらゆる情報を駆使して利益の増大を図る仲買や自己運用・信託部門の両方を備えていることが多い。このため、これらの企業ではインサイダー取引が発生しやすいことになる。そこで、インサイダー取引を防ぐために、企業の中に「チャイニーズ・ウォール」が設置されるのである。こうしたインサイダー取引を防止するためのコンプライアンス・プログラムの実施は、一部では一九六〇年代後半から始められていたが、前述したインサイダー取引事件で起訴されたドレックセル・バーナム・ランバート社やキッダー・ピーボディー社らが、同意判決の内容として「チャイニーズ・ウォール」の再検討を認めたことから、その重要性が再認識されたといわれる。<sup>(33)</sup>

(2) 国防総省スキヤンダルとパックカード委員会報告書 いわゆる「国防総省スキヤンダル」が発覚した後、受注

業者によって実施された自主的な改善努力も一九八〇年代にコンプライアンス・プログラムの発展に貢献した要素として指摘される。一九八〇年代半ば、アメリカ合衆国では数々の国防費の浪費や受注業者の不正水増し請求などが明るみに出た。その内容は、新型兵器の無計画な開発による予算の浪費から、国防総省で使用される備品の納入にあたっての水増し請求まで多岐に及んだ。<sup>(34)</sup> この事件は、マスコミでも連日大きく取り上げられ、国防総省や受注業者に対する社会的批判が高まつていった。このため当時の大統領R・レーガンは、国防行政に関する特別委員会（通称「パックカード委員会」）を発足させ、対策の検討を委ねた。<sup>(35)</sup>

パッカード委員会は、検討の結果を報告書にまとめ、その中で不正防止のため受注業者に対して次の二点を要求するように勧告した。①業界を上げて倫理綱領を作成する。②不正の存在が判明した場合には、国防総省に自主的に報告する<sup>(36)</sup>。この勧告を受けて、一九八六年国防産業関連の受注業者のうち主要一八社が、「企業倫理と企業活動に関する国防産業界の精神」という倫理綱領を起草した。そこには以下の六つの基本原則が記されていた。<sup>(37)</sup>①受注業者は、明文化された企業倫理の規準を堅持する。②規準の各条項には、企業とその従業者を対象とした高いレベルでの倫理的行動を明記する。③受注業者は、企業内に従業者が不正を報告できる自由で開放的な環境を作り出す。④受注業者は、連邦の調達関連法の遵守を監督し、自主的開示と違法行為に対する損害回復の手続に従う義務がある。⑤受注業者には、国防産業界の清廉性を保持するため、企業倫理の規準に従う団体責任がある。⑥受注業者は、各自が以上の原則の実施に公的責任をもつ。こうした原則に基づき、受注業者は、連邦調達関連法制に関するコンプライアンス・プログラムの導入に着手した。そして一九八〇年代末には、国防総省から発注を受けていた企業の半数以上がコンプライアンス・プログラムを実施し、「企業倫理と企業活動に関する国防産業界の精神」に署名するまでに至った。<sup>(38)</sup>

(3) 環境保護関連法制　連邦レヴェルでは一九七〇年代から刑罰規定を含む環境保護関連法制が整備されていてが、一九八〇年代は、環境保護への取り組みがその重要性を一層増した時期でもあった。一連の環境保護関連法の遵守を図るため、連邦環境保護庁(Environmental Protection Agency: EPA)は、一九八六年に『環境監査方針書(Environmental Audit Policy Statement)』を公表し、企業に対して、環境保護のために必要とされる「綿密で体系的かつ客観的な監査を、定期的に<sup>(39)</sup>実施することを求めた<sup>(40)</sup>。連邦環境保護庁は、適正な環境監査プログラムの要件と

して次の七点をあげた。<sup>(41)</sup> ①監査と法の遵守についての経営者の支持。②監査手続の独立性の維持。③適切なスタッフ、研修、予算を兼ね備えた監査部門の設置。④目的、範囲、手段、頻度などについて明記した監査プログラムの作成。⑤監査の目的を達成するために十分な情報を収集、分析、解釈、文書化することができる監査手続の整備。⑥救済活動の実施の提案を含めた監査結果についての公正、明瞭かつ適切な報告書の作成を要求する手続の整備。⑦正確で完全な監査を確保する手続の保障。

環境法の領域では、「環境監査」という用語の方が普及しているが、その内容には、違法行為を防止するための企業活動の監視だけでなく、その後の対応策までも含まれており、コンプライアンス・プログラムの一種と考えられる。環境監査の実施は、法的な建前としては企業の自主性に委ねられているが、連邦環境保護庁によって半ば強制的に推し進められてきた。このため一九八〇年代後半から、アメリカ合衆国では、多くの企業が環境監査制度の整備に取り組むようになつた。<sup>(42)</sup>

(4) 一九八〇年代のコンプライアンス・プログラム 一九八〇年代、コンプライアンス・プログラムは、その対象をさまざまな法領域へと拡大していった。このような対象の拡大の背景には、常に企業スキヤンダルがあつた。つまり、企業スキヤンダルが発覚する度に、法執行機関が将来の違法行為を防止するため企業にコンプライアンス・プログラムの実施を求め、あるいは企業が自らの自浄努力を示すのためにコンプライアンス・プログラムの導入に積極的に取り組んだ結果として、多様な領域にコンプライアンス・プログラムが普及したのである。前述したほかにも、一九八〇年代後半のアメリカ合衆国では、貯蓄貸付組合（S&L）の不正経営・金融機関詐欺事件、クレジット&コ

マース・インター・ナショナル銀行（BCCI）事件<sup>(44)</sup>をはじめとした巨額のマネー・ロンダリング事件など、大規模な金融スキヤンダルに対し社会的に強い非難が浴びせられ<sup>(45)</sup>、金融機関は、こうした企業犯罪の再発防止を目的としたコンプライアンス・プログラムの導入に取り組むようになった。

このように一九八〇年代のアメリカ合衆国では相次ぐ企業スキヤンダルとその対応に追われ、企業経営のあり方が根本から問い直された。そして、その中で企業倫理の重要性が強く認識されるようになつた。このため一九八〇年代は「倫理の時代（Age of Ethics）」<sup>(46)</sup>と評され、一九八〇年代末には「企業倫理への配慮は、この国の企業の主流となつてゐる」<sup>(47)</sup>といわれるまでになつた。<sup>(48)</sup>こうした企業倫理への関心の高まりは、さまざまな場面に波及的な効果をもたらしていった。たとえば、ビジネス・コンサルタントには、倫理的な問題への対応が求められるようになつていつた。<sup>(49)</sup>またアメリカ合衆国の大学では、企業倫理に関する講座を設置するビジネス・スクールが急増した。<sup>(50)</sup>コンプライアンス・プログラムは、このような企業倫理の実践の一つとして理解されるようになつた。こうして一九八〇年代、コンプライアンス・プログラムの必要性は、それまで以上にビジネス活動の中で強く意識されるようになつていったのである。

#### 四 一九九〇年代

(1) 一九九一年組織体に対する連邦量刑ガイドライン 一九九〇年代を迎えたアメリカ合衆国では、刑事法の領域において、企業にコンプライアンス・プログラムの実施を促す大きなインセンティブが与えられた。すなわち、一

九九一年に連邦量刑委員会は、「組織体に対する連邦量刑ガイドライン」<sup>(51)</sup>を法制化し、企業に対して従来とは比較にならない高額の罰金刑を科すことを定める一方で、コンプライアンス・プログラムが適正に実施されていた場合、罰金額を必要的に軽減することを規定したのである。<sup>(52)</sup>量刑ガイドラインの下では、他の条件が同じであれば、コンプライアンス・プログラムを実施していた企業は、実施していなかつた企業に比べて適用可能な罰金額の寡額を四〇パーセント、多額を三〇パーセント軽減される。<sup>(53)</sup>

量刑ガイドラインが、罰金額の算定にあたってコンプライアンス・プログラムを考慮に入れる目的は、「犯罪の予防、発見および報告のための内部的な機構を確保するためのインセンティブを企業に与える」<sup>(54)</sup>ことにあるとされる。<sup>(55)</sup>さらに、コンプライアンス・プログラムを導入することで、「善良な企業市民」を生み出すことにもつながるとも指摘されている。<sup>(56)</sup>

量刑ガイドラインは、罰金額の軽減を認めるコンプライアンス・プログラムについて、「合理的に計画され、実施され、そして執行されており、一般的に犯罪行為の予防および発見に効果的であると思われるプログラムを意味する」と定義する一方で、「当該犯罪の阻止および発見の不成功は、それだけではプログラムが効果的でなかったことを意味しない」と規定している。また量刑ガイドラインでは、罰金額の軽減の要件として、コンプライアンス・プログラムに関して以下の七つの「ステップ」を踏むことが要求されている。<sup>(57)</sup>①犯罪発生の可能性を減少させることができる規準や手続を作成する。②組織体の上級構成員のなかの特定の者に、規準や手続の運用を監督する包括的な責任を割り当てる。③違法な活動に従事する性向の認められる者に実質的な裁量権限を付与しないために適切な注意を払

う。(④規準や手続の内容を従業者やその他の代理人に効果的に伝達するために適切な手段を講じる（たとえば講習会の開催や解説書の配布）。⑤規準や手続の効果を確保するために合理的な手段を講じる（たとえば、監視・監査制度の利用や違反行為の通報制度の創設など）。⑥懲戒処分を含めて、規準や手続を首尾一貫して運用する。⑦犯罪発見後には、再発防止のために、規準や手続の修正など必要な措置を講じる。

さらに、量刑ガイドラインは、コンプライアンス・プログラムの具体的な内容を決める際に、次の三つの要素を十分に考慮することを求めている。<sup>(60)</sup> 第一に、企業の組織規模である。違反行為の防止や発見を目的としたプログラムは、組織の規模によって当然異なる。組織の規模が大きいほど、プログラムの形式的な側面が重視される。規模の大きな組織は、一般に従業者およびその他の代理人によって遵守される規準および手続を規定した明文のマニュアルを作成することが要求される。第二に、事業の内容である。企業の事業の性質からみて、一定の類型の犯罪が発生する実質的な危険性が高いときは、その種の犯罪の予防および発見のための適切な手立てを講じねばならない（たとえば、有毒物質を取り扱う企業の場合には、それらの物質が常に適切に取り扱われることを確保するよう企図された規準や手続を作成しなければならない。企業が、商品の価格決定の権限をもつ販売員を採用するときは、価格協定の防止および発見を企図した規準および手続を作成しなければならない）。第三に、過去の違反行為歴である。企業が過去に違反行為を行ったという事実は、予防措置を講じるべき犯罪の類型を指示していると考えられる。企業が以前に犯したものと類似した特色をもつ犯罪を再発したときは、その種の犯罪の予防のために必要なあらゆる措置を講じていたかが疑問視されることになる。

また、量刑ガイドラインは、企業に対する固有の刑事制裁として、コンプライアンス・プログラムを遵守事項としたプロベイションを導入した。そこでは、裁判所が将来の犯罪の予防のために必要と認めた場合、外部の専門家の判断前調査の結果をふまえて、企業にコンプライアンス・プログラムの実施と、実施状況の定期的な報告を命じることが認められている。<sup>(61)</sup>

新しい量刑ガイドラインは、企業に対するプロベイションについて、「その適用を禁じる規定がない限り、すべての連邦犯罪に対し適用することができる」としている。とりわけ五十名以上の従業者を有する企業がコンプライアンス・プログラムを量刑の時点までに実施できていない場合には、プロベイションが必要なに適用される。<sup>(62)</sup>

プロベイションの遵守事項は、裁判所が、外部の専門家に企業犯罪をとりまく環境についての判決前調査を指示し、その結果に基づき作成される。<sup>(63)</sup>その遵守事項の中には、以下のようないくつかの項目が含まれる。①被告人や裁判所によつて作成されたコンプライアンス・プログラムを実施すること。<sup>(64)</sup>②犯罪事実およびコンプライアンス・プログラムの詳細について、従業者や株主に知らせること。<sup>(65)</sup>③コンプライアンス・プログラムを実施し、犯罪の発生または被告人に関する調査の経過に関して裁判所へ定期的に報告すること。<sup>(66)</sup>④コンプライアンス・プログラムの実施状況を監視するため、裁判所が、設備および記録の定期的な調査や従業者へのインタビューを行うこと。<sup>(67)</sup>プロベイションにおいて適用されるコンプライアンス・プログラムの具体的な内容は、罰金刑の軽減事由として考慮されるものと同じである。<sup>(68)</sup>

企業に対する量刑ガイドラインでは、コンプライアンス・プログラムの促進にかなり重点がおかれている。量刑ガイドラインが、コンプライアンス・プログラムの実施を促進するため、積極的に企業活動や管理システムに介入して

いく方針を示したことは、従来の規定に比べて、裁判所の権限を拡大したことを意味し、その効果に大きな期待がかけられている。ただし、他方では、次のような根強い批判にさらされていることにも留意が必要であろう。<sup>①</sup> 経済活動への司法権の過度の介入である。<sup>②</sup> 有効性が十分に実証されていない。<sup>③</sup> コンプライアンス・プログラムと量刑の関係が不明確であり、罰金刑の軽減事由やプロベイションの遵守事項としてどのレベルのプログラムを要求されているのかが不明確である。<sup>④</sup> 企業に対してコンプライアンス・プログラムの促進のインセンティブとなりうるか不明である。<sup>⑤</sup>

(2) アメリカ法律協会『コーポレイト・ガバナンスの諸原理』　企業の規模が大きくなればなるほど、その経営プロセスはダイナミックで複雑なものになっていく。こうした状況の下では、健全な企業経営を維持することはきわめて難しい。このため大企業を数多く抱えた現代のアメリカ合衆国においては、「企業の健全な経営の確保」のため、早急に有効な手立てを講じることが重要な課題となっている。そこで、アメリカ法律協会は、企業の健全な経営を確保するために必要な企業経営の主体、方法、手続などについての法的枠組みを一七年の歳月をかけて検討し、その成果を一九九四年に『コーポレイト・ガバナンスの諸原理<sup>73</sup>』として公刊した。<sup>74</sup> そこでは企業に対して、自然人と同様に、法の定める範囲内で活動することが求められるとともに、企業の健全性を確保するために、取締役に業務の適法性を維持するための監視機能を付与することが明記された。<sup>75</sup> 従来、アメリカ合衆国の会社法は、取締役会によって業務が執行されることを前提としてきた。しかし、現在の大規模化した企業組織では、多種多様な業務のすべてを取締役会が実行するのは困難となり、実際には、取締役会によつて選任された執行役員が業務を担当している。そこで、

『コーポレイト・ガバナンスの諸原理』では、そうした現実をふまえて取締役会の役割について再検討が加えられ、業務の執行は執行役員に委ね、取締役会はその監視を主な役割とするべきと説かれた。<sup>(76)</sup> そして、そうした役割を取締役会が果たすための一手段として、コンプライアンス・プログラムの作成とその有効性の維持に配慮することがあげられたのである。<sup>(77)</sup>

アメリカ法律協会は、アメリカ合衆国の法曹界にきわめて強い影響力を有している。したがって、今回の『コーポレイト・ガバナンスの諸原理』も、今後の会社法関連の立法から、裁判所の判断、企業や企業の顧問弁護士の対応に至るまで、さまざま形で反映されていくことが予想される。<sup>(78)</sup> このため今回『コーポレイト・ガバナンスの諸原理』が、現実に即した企業経営のあり方を模索する中で、法遵守の重要性を認め、取締役会にコンプライアンス・プログラムの実施を求めた意義は小さくないと考えられている。<sup>(79)</sup>

### (3) 一九九〇年代のコンプライアンス・プログラム

一九九〇年代、コンプライアンス・プログラムは、企業の熱心な取り組みによって質的向上を遂げつつある。<sup>(80)</sup> その最大の要因は、「一九九一年組織体に対する連邦量刑ガイドライン」の導入であろう。量刑ガイドラインは、企業に対する罰金刑の額を引き上げ感銘力を高める一方で、一九八〇年代までに、さまざまな法領域に普及したコンプライアンス・プログラムを罰金額の軽減事由として考慮したのである。このように「飴と鞭（carrot and stick）」を使い分けた量刑ガイドラインの方針は、コンプライアンス・プログラムの重要性を一層高め、企業がコンプライアンス・プログラムの整備をすすめる契機を与えることになった。<sup>(81)</sup>

ただし、量刑ガイドラインが要求するコンプライアンス・プログラムのレヴェルは、従来企業が実施していたもの

に比べてかなり高度であり、アメリカ合衆国の企業でも、量刑ガイドラインの要求する基準を完全に充たしているところは少ないと指摘されている。<sup>(82)</sup> 量刑ガイドラインの施行後、コンプライアンス・プログラムの実施を罰金額の軽減事由として認めたケースは、一九九五年六月三〇日までに量刑ガイドラインに基づき刑罰を言い渡された二〇八社のうち一社に止まっているという事実は、こうした指摘を裏付けているとも理解できよう。<sup>(83)</sup> このような実情に加え、一九八〇年代から強調されている「企業の社会的責任」や「企業倫理」の重要性が企業に一層浸透し、今日アメリカ合衆国の企業では、より高いレヴェルのコンプライアンス・プログラムの導入がすすめられているのである。

### 第三節 わが国におけるコンプライアンス・プログラムの発展

#### 一 一九八〇年代半ばまでの動向

(1) 予防法務的観点からの企業の取り組み 法を遵守するための企業自身の自主的な取り組みは、わが国では、どのような発展を遂げてきたのであろうか。振り返ってみると、わが国では、「コンプライアンス・プログラム」という呼び名は、数例をのぞいて<sup>(84)</sup> 一九八〇年代後半までほとんど耳にすることはなかった。しかし、わが国でも、その種の企業の取り組みが全く行われてこなかつたわけではない。まず、ある程度組織化された取り組みとして指摘しておかなければならぬのが、企業の法務担当部門による予防法務活動である。わが国の企業は、一般的に法務部門に対する認識が強くなかったといわれるが、一部の大企業では一九六〇年代半ばごろから独立した法務部門を整備する動きがみられるようになつた。<sup>(85)</sup> 当初、法務部門の主要な役割は、契約文書の作成や管理、債権や担保の管理などで

あつたが、その後の企業の国際化や社会的影響力の増加を背景に予防法務をも視野に入れた幅広い活動が徐々に見受けられるようになつた。<sup>(86)</sup>こうした予防法務においては、独占禁止法違反による課徴金や罰金の支払い、製造物責任による損害賠償の支払いなど企業活動から発生するさまざまな法的リスクを回避するため予防的な措置が実施されてきた。たとえば、関連部門への法的アドバイス、契約内容の事前チェック、従業者への法的知識の教育・啓蒙活動などである。また、監督官庁など行政機関が、許認可権限の行使や行政指導を通じて企業に法を遵守するための取り組みを要請することも少なくなかつた。<sup>(87)</sup>

(2) 法的要請としての企業の取り組み 他方、法を遵守するための取り組みが企業に対しても直接的な形で、法的義務として要請される場合もあった。たとえば、取締役会の機能強化、監査役・会計監査人制度の充実などによって企業に法を遵守するための自主的な取り組みを促すことは、一九六〇年代半ば（昭和四〇年代）以降の商法改正の主要目的の一つとして数えられてきた。<sup>(88)</sup>こうした一連の商法改正の背景に、粉飾決算、贈賄、資金の不正支出など企業の違法行為が存在した点は、アメリカ合衆国の動向と類似している。とりわけロッキード事件を契機とした昭和五六年の商法改正は、企業献金スキヤンダルへの対応として企業に自主的コントロールの強化を求めた一九七〇年代のアメリカ合衆国の動向と軌を一にしたものといえよう。

(3) 一九八〇年代半ばまでの企業の取り組み 一九六〇年代以降、わが国においても、法を遵守するための企業の取り組みがさまざまなかつたことは間違いない。ただし、そうした取り組みに企業が積極的であったかといえば、そうではない。たび重なる企業の不祥事が示すように、わが国の企業は、従来そうした取り組みを軽視

し、形式的な制度・機構だけ整え、外観を取り繕つてきたきらいがある。このため、概していえば、従来の企業の取り組みは、体系的・機能的な性格を持ち合わせていなかった。わが国の高度経済成長期の「負の側面」として、利益至上主義の企業活動が実施されてきた点が指摘される所以である。

## 二 一九八〇年代後半以降

このように一九八〇年代半ばまで、わが国のコンプライアンス・プログラムへの取り組みは、決して十分なものではなかつた。しかし、わが国にも明るい兆しほみられる。日米構造協議などを通じた外圧、相次ぐ企業犯罪やバブル経済崩壊後の金融・証券不祥事への社会的批判などを受け、一九八〇年代後半から、ようやくわが国の企業も、アメリカ合衆国と同様に高いレヴェルのコンプライアンス・プログラムの導入に前向きな姿勢を見せ始めているのである。

(1) 輸出規制関連法とコンプライアンス・プログラム　わが国でコンプライアンス・プログラムの導入が最初にすすめられたのは、輸出規制関連法の領域であった。その契機になつたのは、東芝機械ココム違反事件であつた。本件の事実の概要は、東芝機械の従業者一人が、通産省の承認を受けずに、ココム規制の対象となつてゐる大型船舶用プロペラ工作機械の部品を旧ソ連に輸出し、その稼働に必要なコンピュータ・ソフトを提供したというものであつた。この行為が当時の外為法四八条一項と二五条二項に違反するとして、二人の従業者と東芝機械が起訴され、有罪を言い渡された。<sup>(89)</sup> 一九八七年七月と九月に通産省は、この事件をふまえて輸出関連企業に対して輸出規制関連法規の遵守のためのコンプライアンス・プログラムの作成を要請した。<sup>(90)</sup> この要請を受けて、輸出関連企業において、コンプライ

アンス・プログラムの整備がすすめられ、同年末には関連企業約二二〇社のうち、九四パーセントにあたる二二〇〇社がコンプライアンス・プログラムを作成した。<sup>(91)</sup> このように大半の企業がコンプライアンス・プログラムを作成したことから、通産省は、さらに同年一一月に、通達「輸出貿易管理令の運用について」において、輸出許可申請に際して、コンプライアンス・プログラムを添付するように指導を行つた。<sup>(92)</sup> このためコンプライアンス・プログラムは、実質上輸出許可を得るための必要条件となり、関連企業にとってその導入と運用は、不可避な措置となるまでに浸透した。

(2) 独占禁止法とコンプライアンス・プログラム

また、アメリカ合衆国と同様、わが国においても、近時独占禁止法コンプライアンス・プログラムの発展がめざましい。わが国では、一九八九年から開始された日米構造問題協議を受けて、①独占禁止法の執行の強化、②独占禁止法に対する社会的認知度の上昇、③公正取引委員会による独占禁止法の適用に関する各種ガイドラインの公表など独占禁止法を取り巻く環境に急激な変化がみられた。<sup>(93)</sup> こうした変化を背景にして、独占禁止法コンプライアンス・プログラムの重要性が指摘されるようになつた。<sup>(94)</sup> この指摘に応える形で、一九九一年には、わが国の企業への導入を前提とした二つのコンプライアンス・プログラム・マニュアルのモデルが相次いで公表された。『独占禁止法コンプライアンス・プログラムの手引き』<sup>(95)</sup>（一九九一）と『コンプライアンス・プログラムのための独占禁止法マニュアル（ひな型）』<sup>(96)</sup>（一九九一）である。两者は、独占禁止法コンプライアンス・プログラムを導入するために必要な基本的事項を明快に示している。これらのマニュアルが効果を發揮し、以後マニュアルに基づいて多くの企業がコンプライアンス・プログラムの導入に着手した。わが国のコンプライアンス・

プログラムの特徴として、業界ごとに統一的なガイドラインが作成された後、個々の企業に一斉に導入されている点を指摘することができよう。一九九三年に東京、大阪、名古屋の各証券取引所に上場している二〇六三社を対象に行われたアンケート調査では、独禁法コンプライアンス・プログラムを実施している企業が六割に達し、実施を予定している企業も約二割あった。<sup>(97)</sup>

(3) コーポレイト・ガバナンスとコンプライアンス・プログラム　さらに、コンプライアンス・プログラムの導入は、インサイダー取引防止<sup>(98)</sup>、総会屋対策・利益供与防止<sup>(99)</sup>、環境保護（ISO 14000 シリーズ）などの領域でも活発化し、あるいは意識されつつある。こうした企業の姿勢に追い風となっているのが、最近わが国でも盛んに論じられているコーポレート・ガバナンス論である。コーポレート・ガバナンス論では、企業の業績を上げるための効率的な経営のあり方とともに、法を遵守するための経営のあり方が検討されている。<sup>(100)</sup>とりわけ、バブル経済崩壊後の金融・証券不祥事や総会屋への利益供与などへの社会的批判を受け、わが国のコーポレート・ガバナンス論では、法を遵守するための経営のあり方への関心が高い。そこでは、これまでにも繰り返し唱えられてきた「企業の倫理綱領」の採択といった形式的な対策だけではなく、法を遵守するためのより効果的できめ細やかな対策が議論されている。こうした議論の中で、コンプライアンス・プログラムの重要性が広く認められるようになってきたのである。<sup>(101)</sup>

(4) 一九八〇年代後半以降の企業の取り組み　わが国でコンプライアンス・プログラムの導入が本格化して、約一〇年になる。この間、コンプライアンス・プログラムは、多数の企業に、また様々な法領域に着実に普及しつつある。なお、業種間や企業の規模によって普及率に差があるが、コンプライアンス・プログラムの重要性は徐々に浸透

しつつあるといえよう。ただし、わが国での企業のコンプライアンス・プログラムに対する取り組みは、なお消極的な側面が強いのも事実である。一九九〇年を迎えた頃からのバブル経済の崩壊によって、さまざまな場面で企業の不正行為が浮き彫りになってきた。こうした不正行為に対する社会的な非難は、これまでには見られないほど強く、厳しいものであった。このため企業は、これまでのように「倫理綱領」や「経営の健全化」を形式的に発表するだけでは、社会の不振をぬぐい去ることができないと判断し、経営の健全性と安定性をアピールし、低下した企業イメージの回復を図るための目新しい方法としてコンプライアンス・プログラムの導入に踏み切ったという感がある。したがって、わが国の企業にコンプライアンス・プログラムが本当に根付くのか、もうしばらくの間注目していく必要がある。

#### 第四節 今日のコンプライアンス・プログラムの概要

アメリカ合衆国において、コンプライアンス・プログラムは過去三〇年ほどの間に急速に発展を遂げ、犯罪予防のための自主的取り組みとして、十分に効果が期待できるレヴェルにまで体系化・精密化された。とくに「一九九一年組織体に対する連邦量刑ガイドライン」<sup>(103)</sup>がインセンティブとなり、アメリカ合衆国の企業は、こうした高いレヴェルのコンプライアンス・プログラムの導入を着々とすすめているといわれる。<sup>(104)</sup>これに比べて、わが国の企業のコンプライアンス・プログラムへの取り組みが遅れていることは否定できない。しかし、わが国の企業も、前述したさまざまな要因から、一九八〇年代後半以降アメリカ合衆国の動向を模範として、コンプライアンス・プログラム導入への取

り組みを始めており、そこで取り組まれているコンプライアンス・プログラムのレベルは、アメリカ合衆国の中と比べても大きな遜色はないともいわれる。<sup>(104)</sup>そこで、以下では、体系化・精密化がすすんだアメリカ合衆国のコンプライアンス・プログラムを中心にその内容を概観し、はたして企業のシステムとしての注意義務の内容としてふさわしいものか検討することにしたい。

アメリカ合衆国では、コンプライアンス・プログラムを実施する目的は、主として次の二点を通じて、企業、従業者および一般市民の安全と利益を守ることにあると考えられている。<sup>(105)</sup>①企業内の違法行為の防止。②違法行為が発生した場合の対処方法や報告手続の明示。こうした目的を達成するために、企業に要求されるコンプライアンス・プログラムの具体的な内容は、業種、規模、組織構造などによって異なっており確定的なものはない。<sup>(106)</sup>しかし、おおむね次の三つのパートに分けて理解することができる。①明文のマニュアルの作成とその運用。②プログラム実行の責任部門の設置。③違反行為が発覚した際の処理手続の整備。

### 一 コンプライアンス・マニュアルの作成とその運用

効果的なコンプライアンス・プログラムを実施するためには、まず従業者のために、企業の具体的な活動に関する行動規範をマニュアル化することが必要とされる。<sup>(107)</sup>当然マニュアルは文書化されていなければならない。マニュアルでは、企業の活動領域において潜在的に最も重要な法令（違反する可能性が最も高い法令）に焦点を当てることが求められる。<sup>(108)</sup>たとえば、アメリカ合衆国の場合、食品メーカーや薬品メーカーでは食品および薬品に関する法律について

て、銀行ではRICO法のマネーロンダリング禁止規定について、証券会社では証券法や証券取引所法について優先的にプログラムを整備しなければならない。これに対し、労働環境衛生法や反トラスト法などについては、業種にかかわらず、ほぼすべての企業がプログラムを作成する必要がある。<sup>(109)</sup> したがって、行動規範はプログラムを作成する企業の属している業界ごとに似たものとなる可能性がある。<sup>(110)</sup> しかし、マニュアルは、業界ごとの行動規範として妥当なものであるだけなく、社風や組織の構造など個々の企業の文化や特性にも配慮されたものであることを要求される<sup>(111)</sup>。

また、アメリカ合衆国では、効果的なマニュアルを作成するためには、連邦法や州法はもちろん、監督官庁などの示したガイドラインや判例を含めて詳細に検討することが要求されている。<sup>(112)</sup> そのうえで、どのような行為が禁止されており、どのような行為は是認されるのかが、マニュアルの名宛人である従業者に分かりやすいように、平易な言葉づかいで明確かつ具体的に記されなければならない。<sup>(113)</sup>

さらに、マニュアルは単に作成されただけではなく、日常の企業活動の中でその内容が従業者に周知徹底されている必要がある。<sup>(114)</sup> このためには、マニュアルを文書として従業者に配布し、常時確認が可能なように閲覧に供しておかなければならぬ。加えて、マニュアルの具体的な内容を従業者に教育する研修会や講習会などが定期的に実施されることが望ましい。<sup>(115)</sup> このほか、実際にアメリカ合衆国で実施されているプログラムには、マニュアルの内容の理解度を確認するためにテストを実施したり、従業者に対してマニュアルの内容を理解している旨の証明書への署名を求めるものもある。<sup>(116)</sup>

## ニ コンプライアンス・プログラムにかかる人と組織の整備

コンプライアンス・プログラムにかかる人と組織の整備<sup>(119)</sup>には、自ら法の遵守のために、率先してプログラムを理解し、従業者に対する関連情報の伝達、研修、監視などに取り組むことが求められる。<sup>(120)</sup>コンプライアンス・プログラムの有効性を確保するためには、企業の最終的な意思決定を行う機関が、プログラムの作成、承認、実行のあらゆる段階で関与していることが必須であると解されている。

一方、企業の内部に経営者とは別にプログラムを統括する専属の責任者や部署が設けられることが多い。<sup>(121)</sup>コンプライアンス・オフィサーである。コンプライアンス・オフィサーの役割は、企業の業種や規模によって異なるが、大別して次の六点である。<sup>(122)</sup>①コンプライアンス・マニュアルを作成・改訂する。<sup>(123)</sup>コンプライアンス・マニュアルを作成・改訂するのは、一般的に、コンプライアンス・オフィサーの責務とされることが多い。したがって、コンプライアンス・オフィサーは、マニュアルの対象となっている法律や判例の動向に絶えず注意を払い、改正や変更があつた場合には、すみやかにマニュアルを改訂する必要がある。<sup>(124)</sup>コンプライアンス・オフィサーが、法律に関して専門的な知識をもたない場合、マニュアルの作成にあたっては、当然外部の法律顧問などの助言を受ける必要がある。<sup>(125)</sup>②違法行為を防止するために従業者の行動を監視する。<sup>(126)</sup>監視活動は、コンプライアンス・プログラムの効果的な運用のために最も重要な仕事である。<sup>(127)</sup>アメリカ合衆国の例をみると、こうした監視は、コンプライアンス監査 (compliance audit) と呼ばれ、企業から委任を受けた独立監査人や監査委員会 (audit committee) によって実施されるケースもある。<sup>(128)</sup>監視の方法は、従業者の具体的な業務を直接チェックする方法だけでなく、法を遵守していることを確認するために

定期的に報告書を提出させるような間接的な方法も含まれる。<sup>(130)</sup> ③違反行為が実行されたとき、従業者に懲戒処分を下す。懲戒処分は、マニュアルに定められた手続に従って厳格に下される。<sup>(131)</sup> 量刑ガイドラインは、懲戒処分について、「犯罪を発見できなかつたことに対する個人の責任についての懲戒処分を含めて、適切な懲戒処分のメカニズムによって一貫して執行されなされねばならない。犯罪に対する個人の責任について適切な懲戒処分を下すことは、プログラム実施の必須要件である。ただし、適切と思われる懲戒処分の形態は、事例ごとに決せられる」と規定している。<sup>(132)</sup>

④違法行為が発覚した場合、その事実を法執行機関に報告し、捜査・調査の際に、企業の対応の適正化を図る。<sup>(133)</sup> 違法行為が発覚した場合に、その事実を法執行機関が認知する前に、企業内部で処理してしまうことは認められない。法執行機関への報告が必要とされている。もちろん、法執行機関による捜査・調査が開始された後も、その妨害や違法行為に関する証拠の隠蔽が図られることは許されない。こうした行為は、それだけでコンプライアンス・プログラムが機能していなかつたことを意味すると受け止められることになる。<sup>(134)</sup> ⑤コンプライアンス・プログラムを実施する観点から、経営方針の決定や個々の取引に際して法的助言などを行う。<sup>(135)</sup> コンプライアンス・オフィサーは、経営者や取締役会などに対して、コンプライアンス・プログラムの実施状況を定期的に報告することが求められるだけでなく、場合によつては、経営方針の決定過程で法的観点から必要な助言を行うことが認められる。また個々の契約や取引についても、同様に法的助言を行うことが望まれる。

アメリカ合衆国のコンプライアンス・プログラムには、違法行為を防止するために必要な措置だけでなく、違法行為が発生した後の手続も含まれている。第一に、従業者が、違法な企業活動の存在やその可能性に気付いた場合、これを報告する制度や手続が整備されていなければならない。<sup>(136)</sup> こうした手続の一例として、「倫理問題ホットライン(ethics hotline)」がある。倫理問題ホットラインは、違法行為に関する情報を収集するための専用の電話回線をいう。そりでは、通報者の身元の守秘や通報が通報者にとって不利に働く旨の保障などによって、情報の積極的な提供が促されている。通報された情報については追跡調査の必要性が検討され、必要と判断された場合には、対応策が講じられる。そうした検討・対応策の内容は通報者に報告される。また、通報された情報は記録・保存される。

第二に、コンプライアンス・プログラムには、疑わしい活動が発覚した場合に、法執行機関に報告する手続が含まれていなければならない。また、違法行為について法執行機関による捜査が開始された場合、これに協力する際の手続と同時に、自主的な内部調査の手続についても規定されていることとなる。<sup>(137)</sup> さらに、監査結果や調査報告書の再検証が行われることが求められる。<sup>(138)</sup>

第三に、違反行為者に対する懲戒処分が適正な手続に基づいて実施されることが求められる。<sup>(139)</sup> 懲戒処分の目的は、従業者の違法行為を防止することとコンプライアンス・プログラムの実効性を確保することにある。<sup>(140)</sup> したがって、行動規範と同様に、懲戒処分の内容も従業者にとって明確でなければならない。<sup>(141)</sup> 他方、ひとたび違法行為が確認された場合に、それによって生じた被害を救済するために講じる措置もプログラムの一環として定められていることが要求される。<sup>(142)</sup>

### 第五節 コンプライアンス・プログラムの可能性

これまで見たように、コンプライアンス・プログラムは過去四〇年ほどの間に着実な発展を遂げた。犯罪予防の観点からみたとき、今日のコンプライアンス・プログラムのレヴェルは相当高いと評価できる。このため、最近ではアメリカ合衆国のみならず、わが国においても、企業経営にあたって、こうしたプログラムを実施する重要性が高まりつつある。

それでは、さらに一歩前進して、コンプライアンス・プログラムを企業法人に固有の刑法上の注意義務の内容とし、そうした法遵守のためのシステムティックな取り組みを怠っていたことに、企業法人そのものの過失責任を求めることはできないだろうか。法人の代表者の過失責任を媒介としないこうしたアプローチが可能であれば、自然人とは本質的に異なる「システム」や「組織構造」としての企業法人の性質に則した刑事責任を課すことができよう。<sup>(143)</sup>また、企業に対してコンプライアンス・プログラムを実施する強いインセンティブを付与することにもなる。アメリカ合衆国では、従来よりこうした観点から刑法におけるコンプライアンス・プログラムの意義が論じられてきたが、一九九一年に「組織体に対する連邦量刑ガイドライン」が導入されて以来、その議論が一層活発化している。

そこで次章では、コンプライアンス・プログラムの先進国であるアメリカ合衆国において、法人の刑事責任の有無を検討する際に、コンプライアンス・プログラムがどのように考慮されているのかを考察していきたい。

(1) アメリカ合衆国では、コンプライアンス・プログラムは、①「企業犯罪を予防し、あるいは発見するために企業自身が実

施あるシステムを イックな対策」(RICHARD S. GRUNER, CORPORATE CRIME AND SENTENCING 817 (1994))、②「企業犯罪を包括的に予防し、発見すれば組織的とした組織的なシステム」(Michael Goldsmith & Chad W. King, *Policing Corporate Crime: The Dilemma of Internal Compliance Programs*, 50 VAND. L. REV. 1, 9 (1997).)、③「マネジメント取扱いの特定の犯罪を従業者が実行するのを防を意図した個別的な政策」(Kevin B. Huff, *The Role of Corporate Compliance Programs in Determining Corporate Criminal Liability: A Suggested Approach*, 96 COL. L. REV. 1252, 1252 (1996).) などと定義われり。

わが国では、コハドライアンス・プログラムは、①法規の「遵守に關する取扱規定」(斎藤豊治「東芝機械コロム違反事件と外為法改正」犯罪と刑罰第六号〔一九八九〕三七頁)、②「法令、ルール、行動規範等を遵守するためのプログラムやシステム」(田中宏司①「コハドライアンス・プログラム入門①経営者にとっての企業倫理のエッセンス」取締役の法務五〇号〔一九九八〕一一頁、③「倫理、法令等に基づく適正な社員・企業の行動を促進すると共に、不正・違反行為を防止するための各種プログラム」(田中宏司②「米国の企業倫理・コハドライアンス動向」JICPAジャーナル八巻五号〔一九九六〕二一頁以下)などと定義われ、まだ、コハドライアンス・プログラム一般についてはなく、独禁法遵守プログラムについて、①「独占禁止法の遵守計画」(松下満雄「『独占禁止法コハドライアンス・プログラムの手引』作成に携わって(学者の立場から)」公正取引四九三号〔一九九一〕一〇頁)、②企業の「経営方針としての位置付け、遵守マニュアルの作成、行員の独占禁止法教育、遵守状況のチェックおよび疑問に答える相談制度、法令改正のフォローアップ等によって構成される独占禁止法の遵守体制全体」(全国銀行連合協会「銀行の公正取引に関する手引(骨子)」金融法務事情一三一五号〔一九九一〕三三一頁以下参照)、③「企業が自社の役員や従業員に対し、独占禁止法違反事件を惹起しないようにならせるために、企画し実施する計画」(川越憲治「企業法務における独占禁止法——コハドライアンス・プログラムについて——」自由と正義四五卷四号〔一九九四〕三六頁)などの定義付けがなされてる。他方において、④「各企業がその属している産業の性格およびそのなかにおける個々の地位(例えば、マーケット・シェアの大小とか他の競争業者の数とか)に応じて、独占禁止法上、遵守していかなければならぬことを『べからず集』風に小冊子にまとめたもの」(石田英遠『独禁法政策

両罰規定における法人の刑事責任のハンドライターナー・プログラム

同志社法論 第〇卷二四

九〇 (八八八)

強化の波を乗った<sup>54</sup>』〔中央経済社、一九九四〕一一一〔頁〕、⑤「法令を遵守するためのプログラム」(田中宏司①・前掲論文一一页)などと云ふ、ロードマイア・マーチタルと同義で捉へられてゐるが<sup>55</sup>、鶴谷川俊明『独立禁上法と規制緩和』〔東京布井出版、一九九五〕一一七〔頁〕参照)。

(2) Harvey L. Pitt & Karl A. Groskaufmanis, *Minimizing Corporate Civil and Criminal Liability: A Second Look at Corporate Codes of Conduct*, 78 GEO. L. J. 1559, 1571 (1990). ⑥ Cited by Mark B. Baker, *Private Codes of Corporate Conduct: Should the Fox Guard the Henhouse?*, 24 U. MIAMI INTER-AM. L. REV. 399, 401 (1993); Charles J. Walsh & Alissa Pyrich, *Corporate Compliance Programs as a Defense to Criminal Liability: Can a Corporation Save Its Soul?*, 47 RUTGERS L. REV. 605, 649 (1995); Karl A. Groskaufmanis, *Corporate Compliance Programs as a Mitigating Factor*, in CORPORATE SENTENCING GUIDELINES: COMPLIANCE AND MITIGATION § 5.02[1] (Jed S. Rakoff et al. eds., 1997) 参照。

(3) Groskaufmanis, *supra* note 2, § 5.01. ⑦たゞ、証券取引の領域では、一九二八年モーリー法が一九二四年証券取引所法に一五条Aを追加し、仲買人や証券業者によって構成された私的な組織である全国証券業者協会に店頭市場の自主規制権限を付与されたのである。Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1577-78.

(4) Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1578-82; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 650-51. ⑧だゝ、邦語文献として、川濱昇「独禁法遵守プログラムの法的位置」〔商法・経済法の諸問題—三又良也先生還暦記念〕(商事法務研究会、一九九七年六月六日)。

(5) Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1580; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 651. ⑨だゝ、三濱昇・前掲注(4)論文五四六頁参照。

(6) Richard Austin Smith, *The Incredible Electrical Conspiracy (part I)*, 63 FORTUNE, 132, 134 (1961); Myron W. Watkins, *Electrical Equipment Antitrust Cases—Their Implications for Government and for Business*, 29 U. CHI. L. REV. 97, 97-110 (1961). あたゞ、電機メーカー反トラスト法違反事件を素材に、経済活動の規制における刑法の機能を検討したのである。田中利幸「法人犯罪と両罰規定」(山川出版社、一九七七)一〇八一頁

云々」<sup>11)</sup> 前邦編『刑述の社会的機能』(有斐閣、一九七〇) 十〇頁以下。

(7) Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1580; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 651. また、川瀬眞・前掲注(4)総文五回六頁以下参照。

- (8) Richard A. Whiting, *Antitrust and the Corporate Executive II*, 48 V.A. L. REV. 1, 3 (1962); Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1581; Groskaufmanis, *supra* note 2, § 5.02 [1] [a]; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 650.
- (9) Richard J. MacLaury, *Compliance Programs under the Robinson-Patman Act and Other Antitrust Laws-The Practical Effect of Such Programs or the Absence Thereof*, 37 ANTITRUST L. J. 96, 103 (1968).
- (10) Richard A. Whiting, *Antitrust and the Corporate Executive*, 47 V.A. L. REV. 929, 929 n. 2 (1961).
- (11) KATHLEEN F. BRICKEY, CORPORATE CRIMINAL LIABILITY § 1: 01 (2d ed., 1991); John C. Coffee, Jr., *Beyond the Shut-Eyed Sentry: Toward a Theoretical View of Corporate Misconduct and an Effective Legal Response*, 63 V.A. L. REV. 1099, 1115-16 (1977); Groskaufmanis, *supra* note 2, § 5.02 [1] [b].
- (12) MARSHALL B. CLINARD & PETER C. YEAGER, CORPORATE CRIME 155-62 (1980); JOY HAKIM, A HISTORY OF US - ALL THE PEOPLE, 171-76 (1995). また、カーター大統領「税金と公衆の信託」(日本訳書店、一九七五年)、ハーバード・ブリッジスター(鎌木主税訳)『栄光と光・アメリカ現代史』(草思社、一九七八)、六九頃からマサニラ・ダラ・ハーヴィング(上杉昭彦訳)『アメリカの歴史⑤冷戦体制から一九八〇年記念』(日文翻訳、一九九六年)、五八頁以下などを参照。
- (13) Coffee, *supra* note 11, at 1115-25; 企業献金ベチャハナルベの後の証券取引法頃の対応を紹介した邦語文献として、森田章『現代企業の社会的責任』(商事法務研究会、一九七八)、一九九頁以下、同「ローポルマー・ガバナンスとディスクローザチャ」森本滋・三濱昇・前田雅弘編『企業の健全性確保と取締役の責任』(有斐閣、一九九七)、一一一頁以下。
- (14) Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1582.
- (15) Coffee, *supra* note 11, at 1248-49, 1253.

- (16) Coffee, *supra* note 11, at 1117; Groskaufmanis, *supra* note 2, § 5.02 [1] [b]. しかし、証券取引委員会は、ニューヨーク証券取引所に働きかけ、社外取締役によって構成される監査委員会（audit cocommittee）の設置を株式上場の要件とするところにおいて、企業に開示を促した（神崎克郎「米国の社外取締役の法的責任」商事法務八一六号（一九七八）一二一八頁以下）。

(17) Coffee, *supra* note 11, at 1253. 証券取引委員会が提案した自主的開示プログラムのガイドラインについては、森田章・前掲注(13)書111-112頁以下参照。

(18) Groskaufmanis, *supra* note 2, § 5.02 [1] [b]. しかし、一連の違法な企業献金や贈賄に関する情報の開示によって、アメリカ合衆国以外の国々の政治腐敗も明らかになった。わが国のロッキー事件は、その代表的な事例であった。このほかガルフ石油社による贈賄が発覚し、ボリビアのR・バリエン特斯将軍の臨時政権が、ユナイテッド・プランズ社による贈賄が発覚し、ポンジュラスのアレハノ大統領の政権が崩壊するなど、アメリカ合衆国の企業献金スキヤンダルは国際的にあわわめて大きな影響を及ぼす結果となつた。Coffee, *supra* note 11, at 1103 n. 7.

- (19) Lynne Baum, *Foreign Corrupt Practices Act*, 35 AM. CRIM. L. REV. 823, 823-840 (1998); BRICKEY, *supra* note 11, §§ 9.02-9.27; DONALD R. CRUVER, COMPLYING WITH THE FOREIGN CORRUPT PRACTICES ACT (1994); DON ZARIN, DOING BUSINESS UNDER THE FOREIGN CORRUPT PRACTICES ACT (1995). まだ一九七七年外国不正慣行防止法に関する邦語文献として、森田章・前掲注(13)書111-112頁以下、中原俊明「米企業の海外不正支出をめぐる法規制——その模索と展開の軌跡を追う——（1）—（11）」民商法雑誌七九巻1号（一九七八）一六二頁以下・七九巻2号（一九七八）三六〇頁以下・七九巻4号（一九七八）五一二頁以下、同「アメリカの『外国腐敗行為防止法』の検証——一九八八年改正までの展開」琉大法学四八号（一九九一）一九三頁以下。

- (20) 15 U. S. C. §§ 78dd-1 (a) (1)-(3) (1997).

- (21) *Id.* § 78m (b) (2) (A)-(B). また、Baum, *supra* note 19, at 837-38 を参照。

- (22) Coffee, *supra* note 11, at 1102-03.

- (23) *Id.* at 1130.
- (24) *Id.* at 1146-47.
- (25) *Id.* at 1121-22; Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1585; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 654.
- (26) Coffee, *supra* note 11, at 1121-22.
- (27) 一九八八年内部者取引および証券詐欺規制法（一九八〇号（一九八九）一一三頁以下、堀口勝「内部者取引および証券詐欺規制法」日本大学大学院法学年報二一号（一九九一）三一七頁以下参照。）
- (28) 従来の証券取引委員会によるインサイダー取引の行政規制の概要については、神崎克郎「会社機密関与者の証券取引の規制」『証券取引規制の研究』（有斐閣、一九六八）九一頁以下、同「米国の内部者取引規制の最近の発展」商事法務六四〇号（一九七三）一一〇頁以下、同「米国における内部者取引規制の展開」民商法雑誌七四卷五号（一九七六）七五九頁以下、鈴木薰「アメリカにおける内部者取引の規制」海外事情一八卷二号（一九七〇）五五頁以下、龍田節「内部者取引」ルイ・ロス／矢澤惇監修『アメリカと日本の証券取引法（下巻）』（商事法務研究会、一九七五）五六〇頁以下、石角完爾「米国内部者取引規制の批判的検討」——証券取引所法一六条(b)項の問題点——商事法務八四八号（一九七九）一一頁、松井一郎「アメリカ証券取引所法一六条(b)項の立法の沿革と訴訟手続等について」日本法学四六卷二号（一九八一）一六一頁以下、瀬谷ゆり子「米国における一九八四年内部者取引制裁法」国際商事法務一四卷一号（一九八六）一一頁以下、加藤信「米国内部者取引制裁法」証券研究八〇卷（一九八八）一一三頁以下、並木俊守「日米インサイダー取引法と企業買収法」（中央経済社、一九八九）六二頁以下、渡辺征一郎「インサイダー取引」（中央経済社、一九八九）、森田章「インサイダー取引——証券市場と日本人——」（講談社、一九九〇）一一六頁以下、島袋鉄男「インサイダー取引規制——アメリカにおける法理の発展——」（法律文化社、一九九四）、並木和夫「内部者取引の研究」（慶應義塾大学出版会、一九九六）、栗山修『証券取引規制の研究——アメリカにおける不公正な証券取引規制の展開』（成文堂、一九九八）一五五頁以下等を参照。
- (29) Groskaufmanis, *supra* note 2, § 5.02 [1] [c]; Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1587-89; Walsh & Pyrich, *supra*兩罰規定における法人の刑事責任とコンプライアンス・プログラム

note 2, at 654.

- (30) ハ・ガオウスキー・ケースをはじめとしたインサイダー取引事件の概要については、森田章『投資者保護の法理』(日本評論社、一九九〇) 1111頁以下が詳しい。ほか、ジョン・スコット・スティーヴィー(小木曾昭元訳)『ウォール街・悪の巣窟』(タマヤヤ・ムック、一九九一) なども参照。

(31) 15 U.S.C. 78o(f) (1997).

- (32) Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1617-30. また、中村宗男「商業銀行の信託部門とチャイニーズ・ウォール」商事法務一一八回号(一九八九) 117頁以下、同「融券業者の利益相反問題」商事法務一一八回号(一九八九) 三九頁以下参照。

(33) ELIZABETH SZOCKYI, THE LAW AND INSIDER TRADING: IN SEARCH OF A LEVEL PLAYING FIELD 119 (1993).

- (34) たゞ一九八六年二月十八日、N.Y. TIMES, Feb. 18, 1986, at B8; NEWSWEEK, March 10, 1986, at 22-23 (1986年二月十八日付) など参照。とりどり、国防総省が便座を100ドル、ローンボットを7500ドルで購入してじた事実が報じられた。

(35) Benjamin B. Klubes, *The Department of Defense Voluntary Disclosure Program*, 19 PUB. CONT. L. J. 504, 506-08 (1990).

(36) Groskaufmanis, *supra* note 2, § 5.02 [1] [b]; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 656.

(37) Klubes, *supra* note 35, at 508.

- (38) *Id.* at 508-09; Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1595. した国防産業界の自主的な取り組みと同じ時期、国防総省サイム・カムー、企業の内部調査と不正行為の早期報告を促すために、自主的開示プログラムの導入が企業に求められるようになった。今日では、国防総省は、行政規制における受注業者によるコンプライアンス・プログラムの実行を勧告している。また、「受注企業危険評価ガイド・プログラム」を作成し、効果的なコンプライアンス・プログラムの客観的な評価基準を公表している(Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 658-59.)。

(39) Environmental Auditing Policy Statement, 51 Fed. Reg. 25,004, 25,006 (1986).

- (40) テメラカ合衆国では、環境保護と、自然環境の保護と職業安全衛生環境の保護が含まれるという方針がとられた。

るのため、一般的には、環境保護関連法のコハーライトンス・プログラムなど、職業安全衛生法を対象としたものも含まれる。これは、国際標準化機構 (International Organization for Standards : ISO) が、自然環境の保護だけを目的とする環境監査の基準 ISO 14000 ハンドブックを作成したのがおもにが異なる。たゞ、このほかの点では、ISO 14000 ハンドブック、アメリカ合衆国の環境監査においても強い影響を及ぼすためである (Lynn E. Pollan, *Corporate Compliance in Environmental Matters: Outline for Discussion*, in CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 511, 516 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997). タリストマー・L・グル「環境管理システムを利用した米国環境法の遵守を容易にして、訴訟リスクを減少する方法——刑事罰を除く環境法違反を防ぐための体制作りの具体的方途を尋ね」月刊国際法務戦略二巻五号 (一九九四) 16頁)。

(41) Environmental Auditing Policy Statement, *supra* note 39, at 25,009.

(42) あた、司法省は、一九九一年七月一日に「重要な自発的コハーライトンスおよび違反者の情報開示努力の観点からみた環境法違反事件における起訴の判断要素」を発表した (詳細はついては、本稿第三章参照)。又、一方、連邦量刑委員会は、一九九四年に環境犯罪についての組織体に対する量刑ガイドラインの草案を作成した。それでは、環境犯罪の防止のため企業がコハーライトンス・プログラムを実施してした場合に、企業の罰金額が軽減される可能性が示される一方、コハーライトンス・プログラムの実施を遵守事項としたプロセシングが独立した刑罰として盛り込まれた。この草案は、それがまだ議会には送られなかつたが、大きな注目を集め、企業のコハーライトンス・プログラムへの取組を一層促進した。 (Paul E. Fiorelli & Cynthia J. Rooney, *The Environmental Sentencing Guidelines for Business Organizations: Are There Murky Waters in Their Future?*, 22 B. C. ENVT. AFF. L. REV. 481, 481-502 (1995); Patrick J. Devine, *The Draft Organization Sentencing Guidelines for Environmental Crimes*, 20 COLUM. J. ENVT. L. 249, 249-99 (1995))。然る、一九九五年に連邦環境保護庁は、環境保護法令違反による法人を起訴するか訴訟を提起するかを決定する所で、コハーライトンス・プログラムを実施したことにより有利に考慮されると明示した (U.S. Environmental Protection Agency, *Final Policy Statement, Incentives for Self-Policing: Discovery, Disclosure, Correction and Prevention of Environmental Violations*, 1995)。

*Violations*, 60 Fed. Reg. 66, 706 (1995))。

- (43) 貯蓄貸付組合 (S&L) の不正経営・金融機関詐欺事件については、藤田泰弘「アメリカにおけるS&L関係犯罪の大量摘発と日本の住専問題」*国際商事法務*「五巻四号（一九九七）」1111九頁以下参照。

- (44) クレジット&コマース・インターナショナル銀行 (BCO) のマネーロンダリング事件については、ニック・ゴーチャン・ボウ・ウインセイメント（石山鈴子訳）『犯罪銀行BCOの興亡』（徳間書店、一九九一）、ロバート・E・ポウイス

- (正慶孝監訳)『不正資金洗浄（下）』（西村書店、一九九三）八九頁以下、J・ルーティー/S・C・グウェン（沢田博・橋本恵訳）『犯罪銀行BCO』（シヤペン・タイムズ、一九九四）、ショフナー・ロビンソン（平野和子訳）『マネー・ロンダリング』（日田出版、一九九六）三九五頁以下参照。

- (45) マニー・ロハタリングを防止するためのコンプライアンス・プログラムについては、ロバート・E・ポウイス（正慶孝監訳）・前掲注(44)書「八九頁以下」。

- (46) Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1598.

- (47) *Id.* at 1599.

- (48) W. MICHAEL HOFFMAN & JENNIFER MILLS MOORE, BUSINESS ETHICS READINGS AND CASES IN CORPORATE MENTALITY (1984); S. Scott Massin, *Books Review: Business Ethics Readings and Cases in Corporate Mentality (1984)* by W. Michael Hoffman & Jennifer Mills Moore, 25 AM. BUS. L. J. 348, 348-58 (1987); Thomas W. Dunfee, *The Case for Professional Norms of Business Ethics*, 25 AM. BUS. L. J. 385, 385-406 (1987).

- (49) Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1599.

- (50) Edward J. Corry & Donald R. Nelson, *Business Law and Moral Growth*, 27 AM. BUS. L. J. 1, 1-39 (1989). マックス・カ合衆国での調査では、企業倫理の講座や論議が大学で、一九七〇年から一九八〇年の間に約五倍増加した（Center for Business Ethics, *Are Corporations Institutionalizing Ethics?*, 5 J. BUS. ETHICS 85, 85 (1986.)）。また、ハーバード大学の「ハネス・スクール」は、「企業倫理」が、MBAプログラムにおいて必ず必須科目に近い状態になつてゐる。われわれ

(Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1599.)。「企業倫理」の具体的な内容について、T・R・ペイパー・M・C・スンタ・タイルソン・D・ペーネバ（小林俊治・三口善昭訳）『ハーバードで教える企業倫理』（生産性出版、一九九五）' R・E・トマーセル（齋口充輝・吉川明希訳）『 MBA講座・経営』（日本経済新聞社、一九九八）五六頁）を参照。

- (51) UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, U. S. SENTENCING GUIDELINES MANUAL [hereinafter U. S. S. G.] ch. 8 (1998).
- (52) 誓金額の算定プロセスとパライナス・プログラムの関係の説明については、本稿第II章第四節を参照。また、拙稿「企業犯罪論の現状と展望」（11・税）同志社法学四七巻五号（一九九六）111-1頁以下参照。
- (53) U. S. S. G. ch. 8, intro. cmt.
- (54) U. S. S. G. § 8C2.5 (f).
- (55) Molly E. Joseph, *Organizational Sentencing*, 35 AM. CRIM. L. REV. 1017, 1034 (1998).
- (56) L. Russell Burress, Julie R. O'Sullivan & Wayne A. Budd, *How the Organizational Guidelines Work: An Overview*, in CORPORATE CRIME IN AMERICA: STRENGTHENING THE "GOOD CITIZEN" CORPORATION 12, 14 (1995).
- (57) U. S. S. G. § 8A1.2 comment. 3 (k).
- (58) *Id.*
- (59) *Id.* § 8A1.2 comment. 3 (k) (1)-(7). 誓用ガーディアンが要求するアドバイタス・プログラムの内容については、Groskaufmanis, *supra* note 2, § 5.04A; Gregory J. Wallace, *Corporate Compliance Programs under the Organizational Sentencing Guidelines*, in CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 171, 177-91 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997); Venrice R. Palmer, *Initiating a Corporate Compliance Program*, in CORPORATE COMPLIANCE: CAREMARK AND THE GLOBALIZATION OF GOOD CORPORATE CONDUCT 225, 227-34 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1998).
- (60) U. S. S. G. § 8A1.2 (comment. 3 (k) (i)-(iii)).
- (61) ハーバード・プログラムにおける懲罰事項としたプロセスの説明については、拙稿・前掲注(52)論文111-1頁以下。
- (62) 18 U. S. C. § 3561 (a).

- (63) U.S.S.G. § 8D1.1 (a) (3).
- (64) *Id.* § 8D1.1 (a) (4).
- (65) *Id.* § 8D1.4. シルバーリー William S. Lofquist, *Legislating Organization Probation: State Capacity Business Powers, and Corporate Crime Control*, 27 LAW & SOCIETY REV. 741, 743 (1993).
- (66) 18 U.S.C. § 3552 (b). あるとく、判決前調査が、①企業の犯罪の性質および②プログラムの条件を含む刑の種類を決定する。この調査の結果は、被辯人に公開されねばならないが、検察・弁護の双方から異議を申し立てられるが認められてる。
- (67) U.S.S.G. § 8D1.4 (c) (1).
- (68) *Id.* § 8D1.4 (c) (2).
- (69) *Id.* § 8D1.4 (c) (3).
- (70) *Id.* § 8D1.4 (c) (4).
- (71) *Id.* § 8A1.2 (comment. (n.3 (k))).
- (72) Richard S. Gruner, *Towards an Organizational Jurisprudence: Transforming Corporate Criminal Law through Federal Sentencing Reform*, 36 ARIZ. L. REV. 407, 458 (1994); Jennifer Arlen, *The Potentially Perverse Effects of Corporate Criminal Liability*, 23 J. LEGAL STUD. 833, 836-37 (1994); Huff, *supra* note 1, at 1269.
- (73) AMERICAN LAW INSTITUTE, PRINCIPLES OF CORPORATE GOVERNANCE: ANALYSIS AND RECOMMENDATIONS (1994).
- (74) *Id.* comment c to § 2.01 (b) (1).
- (75) Richard S. Gruner, *Director and Officer Liability for Defective Compliance Systems: Caremark and Beyond*, in CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 57, 59-60 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997).
- (76) 森本滋「ロードマップガバナンス商法改定」龍田錦・森本滋・中島誠編『商法・経済法の諸問題』(商事法務研究会、一九九四) 1110頁、川濱昇「取締役会の監督機能」森本滋ほか編『企業の健全性確保と取締役の責任』(有斐閣、一九九七) 10頁以下、証券取引研究会國際部訳編『ロードマップ・ガバナンス——アメリカ法律協会「ロードマップ・ガバナ

ハスの原理・分析と勧告」の研究——』（日本証券経済研究所、一九九四）。

- (77) THE AMERICAN LAW INSTITUTE, *supra* note 73, comment c to § 4.01(a)(1)-(a)(2). また、川濱昇・前掲注(4)論文五六二頁以下、同・前掲注(76)論文三二二頁以下および四八頁以下、三田紀子「取締役の監視義務——アメリカ法を参考にして」

森本滋・川濱昇・前田雅弘編『企業の健全性確保と取締役の責任』（有斐閣、一九九七）一一一八頁以下参照。

なお、一九九四年にアメリカ法律家協会の会社、銀行およびビジネス法部門が公刊した『会社取締役ガイドブック』の新版も『コーポレート・ガバナンスの原理・分析と勧告』と同様に、取締役会の役割として法遵守に関する監視を強調して、№ (American Bar Association, Section of Corporation, Banking and Business Law, *Corporate Director's Guidebook*, 49 BUS. LAW. 1243, 1267 (rev. ed. 1994))。

- (78) 龍田範「セーフガード」証券取引研究会国際部会議録・前掲注(76)書一頁。

- (79) Gruner, *supra* note 75, at 60.

(80) 名古屋城「」のコハドライタハス・プロクラムの実施状況などについて、「〈特集〉 分野別にみた在米日本企業のためのコハドライタハス・プログラム研究」月刊国際法務戦略三巻五号（一九九四）二二頁以下、「〈特集〉 在米日本企業幹部が訴訟コスクから取組む方略」月刊法務戦略五巻一號（一九九六）二二頁以下を参照。

- (81) Win Swenson, *The Organizational Guidelines' "Carrot and Stick" Philosophy, and Their Focus on "Effective" Compliance*, in CORPORATE CRIME IN AMERICA: STRENGTHENING THE "GOOD CITIZEN" CORPORATION 22, 24-32 (1995).

- (82) Dan K. Webb, Steven F. Molo & James F. Hurst, *Understanding and Avoiding Corporate and Executive Criminal Liability*, 49 BUS. LAW. 617, 663 (1994); Notes, *Growing the Carrot: Encouraging Effective Corporate Compliance*, 109 HARV. L. R. 1783, 1786 (1996).

- (83) John Scalia, Jr. Kirk S. Jordan & Michael Goldsmith, *Cases An Update on Cases in CORPORATE CRIME IN AMERICA: STRENGTHENING THE "GOOD CITIZEN" CORPORATION* 248, 248-50 (1995).

- (84) 三越櫻治「我が國におけるコハドライタハス・プログラム」公正取引五〇六号（一九九一）四頁によれば、「日本語ドリ

かれた独禁法遵守マニュアルをみることができたのは、昭和四〇年代の日本IBM社のマニュアルであり、「ついで経団連が翻訳して出版した『米国各社の独禁法遵守ガイドライン集』であった（出版は一九七六年）」。

- (85) 北川俊光「企業法務の歴史的発展（戦後）」法学教室一六七号（一九九四）四一頁以下。また、わが国の企業における法務部門の発展については、商事法務研究会と経営法友会が、一九六五（昭和四〇）年以降、ほぼ五年ごとに詳細な調査を行い、その結果を報告している。「企業内法律業務に関する実態調査」商事法務五三七号（一九七〇）六頁以下、「第二次企業内法律業務に関する実態調査」商事法務三六〇号（一九六五）七頁以下、「第三次企業内法律業務に関する実態調査」商事法務二三二号（一九七六）八六頁以下、経営法友会・商事法務研究会「〔実態調査〕会社法務部の現状と課題——第四次実態調査の分析報告」「会社法務部——第四次実態調査の分析報告・別冊NBL八号」（一九八二）一〇九頁以下、同「〔実態調査〕会社法務部の現状と課題——第五次実態調査の分析報告」「会社法務部——第五次実態調査報告・別冊NBL一六号」（一九八六）一〇一五八頁以下、同「〔実態調査〕会社法務部——現状と課題・第七次実態調査の分析報告」「会社法務部——第七次実態調査の分析報告・別冊NBL三八号」（一九九六）三七頁以下を参照。

- (86) 小島武司「会社法務部——課題と解決指針」「会社法務部——その任務と活動・別冊NBL一號」（一九七六）一〇頁、同「会社法務部の理想と現実」「会社法務部——第四次実態調査の分析報告・別冊NBL八号」（一九八二）九頁以下、柏木昇「企業法務への誘い」法学教室一六七号（一九九四）二二頁。また、こうした予防法務は、「法的リスク・マネージメント」、「法的危機管理」、「法的危険管理」などと呼ばれることがある。

- (87) 高橋文利「会社と官庁」ジュリスト一〇五〇号（一九九四）五〇頁以下、古城誠「企業経営と行政的指導」ジュリスト一〇五〇号（一九九四）一六一頁以下。

- (88) 前田庸「会社法制」ジュリスト一〇七三号（一九九五）一二八頁以下、川濱昇・前掲注（76）論文五頁、河本一郎ほか『日本の会社法』（商事法務研究会、新訂第2版、一九九八）四八頁以下。

- (89) 東京地判昭和六三年三月二二日（判時一一七六号三〇頁）。このほか、齊藤豊治・前掲注（1）論文一頁以下、同「関税および対外取引をめぐる犯罪」中山研一ほか編著『経済刑法入門』（成文堂、第二版、一九九四）六七頁以下、神山敏雄

『日本の経済犯罪——その実情と法的対応——』（日本評論社、一九九六）二六六頁以下参照。また、コンプライアンス・プログラムの導入するなど東芝機械の事件後の対応については、「〈ニュース〉東芝、ココム順守へコンプライアンス・プログラムを作成」商事法務一二二二号（一九八七）四六頁以下、大隈一武「東芝の『戦略物資等管理プログラム』を読んで」国際商事法務一五巻一〇号（一九八七）七七六頁、山村繁次編「米国における輸出管理とコンプライアンス・プログラム（4・完）——ココム規制と日本企業の対応——」商事法務一二二八号（一九八七）二二二頁以下。

（90）湯本登「輸出関連法規遵守規程の実施状況と課題」商事法務一一五三号「一九八八」二頁、斎藤豊治・前掲注（1）論文三七頁以下。また、通産省は各企業にコンプライアンス・プログラムの導入を要請するにあたって、盛り込むべき事項として以下の九点を示した（湯本登・前掲論文三頁）。①法令遵守を企業の基本方針として内外に宣言する。②戦略物資の輸出に関する責任者を明確化し、輸出審査体制を整備する。③取締役以上が、戦略物資輸出手続の最終判断権限者にする。④輸出貨物のチェック体制の強化。⑤輸出手続の適正化を堅持する。⑥輸出管理の適正チェックのための監視体制を強化する。⑦担当者に対する輸出関連法規についての教育訓練を拡充する。⑧法令違反が発生した場合、関係者に対する厳正な処分を行う。⑨戦略物資の輸出に関連する文書保存期間を長期化する。

（91）湯本登・前掲注（90）論文三頁。

（92）さらに通産省は、一九八八（昭和六三）年二月に、輸出許可申請手続と審査の効率化のため、事前にコンプライアンス・プログラムを提出し審査を受けた者に対して、受理票を交付し、輸出許可申請にあたっては、受理票の写しを添付させる制度を開始した（湯本登・前掲注（90）論文三頁）。

（93）川越憲治「『独占禁止法コンプライアンス・プログラムの手引』の概要」公正取引（一九九一）四九三号四頁以下、松下満雄・前掲注（1）論文一〇頁以下。

（94）川越憲治・前掲注（84）論文四頁によれば、わが国で独占禁止法コンプライアンス・プログラムへの関心が高まる契機を作り出したのは、「伊徳寛氏（当時公正取引委員会委員）が一九九〇年一〇月一六日、『独禁法遵守マニュアル作成』と題する論文を日経新聞に発表してからであった」。この論文は、日米構造協議の締結を背景に、政府が独占禁止法の執行の強化両罰規定における法人の刑事責任とコンプライアンス・プログラム

を掲げたのを受けて論じられたものであつて、企業の独占禁止法予防の必要性を説いたものであつた。

(95) 財団法人公正取引協会編著『独占禁止法コンプライアンス・プログラムの手引——独占禁止法の遵守のために』（公正取引協会、一九九一）。

(96) 経営法友会『コンプライアンス・プログラムのための独占禁止法遵守マニュアル（ひな型）』（商事法務研究会、一九九二）。

(97) 南木通①「独占禁止法コンプライアンス・プログラムに関するアンケート調査結果」商事法務一三四六号（一九九四）二九頁以下、同②「独占禁止法コンプライアンス・プログラムに関するアンケート調査結果について」公正取引五一九号（一九九四）二〇頁以下。

(98) インサイダー取引防止については、上村達男「内部者取引管理規定の事例研究(1)～(13)」資料版商事法務一三二号（一九九五）六頁以下、一三三号（一九九五）二〇頁以下、一三四号（一九九五）二四頁以下、一三五号（一九九五）一一頁以下、一三六号（一九九五）四〇頁以下、一三七号（一九九五）六頁以下、一三八号（一九九五）一一頁以下、一三九号（一九九五）三三頁以下、一四一号（一九九五）三一頁以下、一四二号（一九九六）三一頁以下、一四四号（一九九六）二八頁以下、一四六号（一九九六）二三頁以下、一四七号（一九九六）一七頁以下を参照。

(99) 「総会屋」対策については、岸田雅雄「商法・証券取引法から見た企業の違法行為のチェックシステム」ジユリスト一二九号（一九九八）三六頁以下、久保利英明「コーポレートガバナンスとしての株主総会対策」奥島孝康編『遵法経営・コーポレートガバナンス3』（きんざい、一九九八）一三七頁以下、松井秀樹「総会屋等との絶縁と企業の対応」商事法務一四八九号（一九九八）一七頁以下、森淳一朗「総会屋に対する利益供与と商法改正」法学セミナー五二四号（一九九八）五三頁以下を参照。

(100) 環境保護については、丸山陽司「環境管理システムと監査」J C I P A ジャーナル四八四号（一九九五）二二頁、吉川栄一「企業の環境監査と取締役の注意義務」上智法学論集四一巻四号（一九九八）五頁以下、永井進「企業の環境管理・監査と環境ラベリング」環境と公害二七巻三号（一九九八）三七頁以下、矢部浩祥「ISO 14000と企業の環境戦略」環境と公害

二七卷三号（一九九八）四四頁以下、野口聰『環境管理と企業』（化学工業日報社、一九九五）を参照。

(101) 奥島孝康編『コーポレートガバナンス・新しい危機管理の研究』（きんざい、一九九六）、同編『違法経営・コーポレートガバナンス3』（きんざい、一九九八）、森本滋・前掲注(76)論文一一一頁以下。ただし、コーポレート・ガバナンスの内容については、未確定な要素があり、「コーポレート・ガバナンスは経営の効率性のための概念であって、違法な経営を是正するための切り札ではない。企業経営に適法性をもたらすのものは、『リーガル・マインド』と『コンプライアンス』である」（久保利英明『違法の経営・違法の経営』（東洋経済新報社、一九九八）ii頁）として、コーポレート・ガバナンスにコンプライアンス・プログラムの実施を含めることを否定する見解もみられる。

(102) 川越憲治・前掲注(1)論文三七頁。

(103) アメリカ合衆国のコンプライアンス・プログラムについて紹介した邦語文献として、山村繁次編「米国における輸出管理とコンプライアンス・プログラム(1)・(2)・(3)・(4)」商事法務一一二四号（一九八七）三一頁以下、一二二五号（一九八七）三二頁以下、一二二七号（一九八七）二六頁以下、一二二八号（一九八七）二〇頁以下、米正剛／D・ロビンズ「インサイダー取引防止に関するコンプライアンス・プログラム」商事法務一一三三号（一九八八）七九頁以下、ローレンス・ジー・コーエン（河村英夫訳）「我が社の独禁法遵プログラム」公正取引四八二号（一九九〇）四頁以下、松下勝男「米国企業の独禁法遵守プログラム」NBL四七二号（一九九一）一〇頁以下、石田英遠「米国における独占禁止法コンプライアンス・プログラム」公正取引（一九九一）四九三頁、ジエフリー・M・カプラン（リチャード・ホロディック／野々山由美監訳）「刑事案件——収賄事件で一三人が起訴されたホンダ事件から何を学ぶべきか」月刊国際法務戦略三巻五号（一九九四）四頁以下、H・ベネット・アーンバー／ジェームス・H・シュー「知的財産法——熾烈な技術競争社会において他社との競争に合法的に勝利するために」月刊国際法務戦略三巻五号（一九九四）八頁以下、クリストファー・L・ベル・前掲注(40)論文一三頁以下、ジョン・E・ダニエル「不正競争防止法——会社の経営上不正活動の発生しやすい分野を特定しプログラムの実施を」月刊国際法務戦略三巻五号（一九九四）二二頁以下、デイン・河野（浜辺陽一郎訳）「連邦公正労働基準法——労働賃金と就業時間に関する従業員の分類・適用を誤らないために」月刊国際法務戦略三巻五号（一九九四）三〇頁

両罰規定における法人の刑事責任とコンプライアンス・プログラム

以下、デビッド・P・フーリハン／クリストファー・F・コア「反ダンピング法——国際競争力に多大な影響力を与えるダンピング事件への関与をどう防ぐ……」月刊国際法務戦略三巻五号（一九九四）三六頁以下、ドナルド・R・ハリス／ケネス・A・ウイッテンバーグ「独禁法——強化される米国独禁法施行・特に注意を要する企業の国際的活動」月刊国際法務戦略三巻五号（一九九四）四二頁以下、ディーン・M・カトウ「環境犯罪における会社役員の責任問題——どうしたら役員の量刑を軽減できるのか」月刊国際法務戦略五巻一号（一九九六）四五頁以下、田中宏司②・前掲注（1）論文二二頁以下、グレッグ・ロジャーズ「〈雇用法〉徹底的に見直すべき雇用方針と遵守プログラム」月刊国際法務戦略七巻一二号（一九九八）四頁以下、キャサリン・M・ゲイバーほか（ジャパン・リソース・グループ訳）「〈移民法〉非移民外国人を雇用する雇用主が遵守すべき移民法の要件」月刊国際法務戦略七巻一二号（一九九八）一二二頁以下、ジョー・D・ホイットリー「〈社内犯罪〉米国量刑ガイドラインに基づいた遵守プログラムの設定・実施」月刊国際法務戦略七巻一二号（一九九八）二〇頁以下、レイモンド・T・リオット「〈環境法〉環境法遵守プログラムに必要不可欠な要素とは何か」月刊国際法務戦略七巻一二号（一九九八）二八頁以下、ジョアン・S・レッドマンほか「〈知的財産権法〉共同発明者の適格要件と技術移転契約に関する考慮事項」月刊国際法務戦略七巻一二号（一九九八）三四頁以下、レイモンド・A・ジェイコブセン・ジュニア「〈独禁法〉独禁法違反回避のため遵守すべき法的要件」月刊国際法務戦略七巻一二号（一九九八）四二頁以下、伊藤嘉秀「〈アンチ・ダンピング法〉アンチ・ダンピング関税調査に対処するために遵守すべき事柄」月刊国際法務戦略七巻一二号（一九九八）五一頁以下などがある。

(104) わが国のコンプライアンス・プログラムについては、川越憲治「(財)公正取引協会『独占禁止法コンプライアンス・プログラムの手引』の概要」公正取引四九三号（一九九二）四頁以下、同・前掲注(84)論文四頁以下、同「金融機関における独占禁止法コンプライアンス・プログラム作成への一指針」金融法務事情一三三一七号（一九九二）一八頁以下、同・前掲注（1）論文三六頁以下、松下満雄・前掲注（1）論文一〇頁以下、諸石光熙「独占禁止法コンプライアンス・プログラムの手引」作成に携わって「企業法務の立場から」公正取引四九三号（一九九二）一二頁以下、中藤力「独占禁止法コンプライアンス・マニュアル作成に当たっての注意事項」公正取引四九三号（一九九二）一四頁以下、神谷敏之「トヨタ自動車にお

ける独禁法遵守マニュアル」公正取引四九三号（一九九二）一二二頁、松岡茂年「日本電気における独禁法遵守マニュアル運用の実際」公正取引四九三号（一九九二）二八頁以下、二宮博昭「住友化学工業における独禁法遵守プログラムの作成と効果」公正取引五〇六号（一九九二）八頁以下、レンゴー（株）総務部「レンゴーにおける独占禁止法遵守プログラムの作成と効果」公正取引五〇六号（一九九二）一一頁以下、倉津一壽「本田技研工業における独禁法コンプライアンスプログラムの導入体験」公正取引五〇六号（一九九二）一四頁以下、小野輝治「武田薬品における独占禁止法遵守プログラムの整備について」公正取引五〇六号（一九九二）一七頁以下、岸俊雄「サントリーにおける独占禁止法遵守指針の作成体験」公正取引五〇六号（一九九二）二〇頁以下、（株）三越法務部「百貨店における独禁法遵守マニュアルについて」公正取引五〇六号（一九九二）二三頁以下、中島謙吾「家電業界における独禁法遵守マニュアルについて」公正取引五〇六号（一九九二）二四頁以下、長谷川俊明「自主規制と独禁法遵守マニュアル(1)・(2)」金融法務事情一三二九号（一九九二）四六頁以下、一三三〇号（一九九二）三八頁以下、倉井武夫「企業倫理の確立と日本社会の改造——歴史からの助言を求めて」J C I P A ジャーナル（一九九七）五三頁以下、秋野武道「4大証券・第一勧銀事件の検証」月刊金融ジャーナル（一九九七）六〇頁以下、「〈資料〉全銀協『倫理憲章』と『銀行の社会的責任とコンプライアンスについて』」月刊金融ジャーナル（一九九七）六九頁以下、田中宏司①・前掲注（1）論文八頁以下、同③「コンプライアンス・プログラム入門②中堅企業経営者の悩みと対策」取締役の法務五一号（一九九八）八四頁以下、同④「コンプライアンス・プログラム入門③銀行経営者のリーダーシップと情報開示」取締役の法務五五号（一九九八）三八頁以下、中島茂『企業防衛の法務』（丸善、一九九八）一五六頁以下などを参照。

また、わが国のコンプライアンス・プログラムの実施状況については、湯本登・前掲注（90）頁以下、（財）公正取引協会「独占禁止法コンプライアンス・プログラムに関するアンケート調査の結果について」公正取引五〇一号（一九九四）六八頁以下、南木通①前掲注（90）二九頁以下、同②・前掲注（90）論文二〇頁以下などがある。

さらに、ヨーロッパのコンプライアンス・プログラムの動向については、イーヴォ・ヴァン・バエル（山田弘訳）「E C

画期規定<sup>110</sup>の法人の刑事責任とハーバード・プロケラム 同志社法連 五〇判二四 一〇六 (九〇四)

競争法連<sup>111</sup>の判断<sup>112</sup>（上）・（下）公正取引法九二四（一九九一）一一一五以下・同九四四（一九九一）四〇五以下。

- (105) Kenneth K. Marshall, R. Malcolm Schwartz, & Brian J. Kinman, *Auditing and Monitoring Systems*, in COMPLIANCE PROGRAMS AND THE CORPORATE SENTENCING GUIDELINES: PREVENTING CRIMINAL AND CIVIL LIABILITY § 11:45 (Jeffrey M. Kaplan et al. eds., 1998); GRUNER, *supra* note 1, at 818-20; Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1561-62; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 645-46; Goldsmith & King, *supra* note 1, at 17-18.

- (106) Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 646.

- (107) Whiting, *supra* note 8, at 4-10; Dan K. Webb & Steven F. Molo, *Some Practical Considerations in Developing Effective Compliance Programs: A Framework for Meeting the Requirements of the Sentencing Guidelines*, 71 WASH. U. L. Q. 375, 390-91 (1993); Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 646. 署機体による監査体制をハーバード・プロケラムの内容として、「従業者による他の他の代理人が従事」犯罪の発生の可能性を合理的に減少するが可能な基準および手続の設置」が規定される。U. S. S. G. § 8A1.2 (comment. (n.3 (k))). ただし、三越憲治・前掲注(一)論文二七頁以下、田中宏司<sup>113</sup>・前掲注(104)論文八九頁。

- (108) WALKER B. COMEGYS, ANTITRUST COMPLIANCE MANUAL 338-40 (2d ed., 1992); Kirk S. Jordan, *Designing and Implementing a Corporate Code of Conduct in the Context of an "Effective" Compliance Program*, PREVENTIVE L. REP., Winter 1993, at 3, 5; Webb & Molo, *supra* note 107, at 380-81, 392.

- (109) 三井法連<sup>114</sup>ハーバード・W・カイリー「米国企業におけるハーバード・オフィサー」権事法務二二七二四（一九九一）一一五頁。

- (110) ハーバード法連<sup>115</sup>ハーバード法律家協会の反トラスト法船団が、規制機関の業種によるハーバードの判断を作成し、公表した<sup>116</sup> AMERICAN BAR ASSOCIATION, COMPLIANCE MANUALS FOR THE NEW ANTITRUST ERA (1990).

- (111) Webb & Molo, *supra* note 107, at 381. 同上 U. S. S. G. § 8A1.2 (comment. (n.3 (k)) (7))).

- (112) COMEGYS, *supra* note 108, at 146; MacLaury, *supra* note 9, at 98; Charles E. Harris, *Structuring a Workable Business*

- (113) 三輪弘樹／トマト＝・ゼ・カマリ・前掲注(13)論文〇回<sup>o</sup>
- (114) MacLaury, *supra* note 9, at 99-100; Harris, *supra* note 112, at 314-21.
- (115) MacLaury, *supra* note 9, at 99; Jordan, *supra* note 108, at 5; Jeffrey M. Kaplan, *Step One: Establish Compliance Standards and Procedures*, in CORPORATE: COMPLIANCE CAREMARK AND THE GLOBALIZATION OF GOOD CORPORATE CONDUCT 283, 285-98 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997).
- (116) COMEGYS, *supra* note 108, at 336; Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 2, at 1649-50; David O. Stewart, *Basics of Criminal Liability for Corporations and Their Officials, and Use of Compliance Programs and Internal Investigations*, 22 PUB. CONT. L. J. 81, 91 (1992); Webb & Molo, *supra* note 107, at 382, 391.
- (117) GRUNER, *supra* note 1, at 848. テーマは衆国ドセ「企業の教育用リソース作成」の企画と併修方法  
トマト＝・Joseph E. Murphy, *Training "in a Practical Manner"* in CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 453, 455-78 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997). 田中宏樹(2)・前掲注(13)論文〇回<sup>o</sup> 三輪弘樹「金融機関ノ操作監査  
士試験ハアドハ・トロカラム作成く〇一特録」金融法務事務 11111七印(一九九八)111回<sup>o</sup>
- (118) COMEGYS, *supra* note 108, at 150; Jordan, *supra* note 108, at 6; Stewart, *supra* note 116, at 92. 田中宏樹(2)・前掲注(13)論文〇回<sup>o</sup> 「第一  
トマト＝・社の反トマト＝法遵守マニハル」国際商事法務 一九卷八号(一九九一)九六〇回<sup>o</sup> 参照。
- (119) GRUNER, *supra* note 1, at 819; Webb & Molo, *supra* note 107, at 383-85.
- (120) GRUNER, *supra* note 1, at 819-20. 田中宏樹・前掲注(13)論文八九頁<sup>o</sup>
- (121) 三輪弘樹／トマト＝・ゼ・カマリ・前掲注(13)論文〇回<sup>o</sup> 田中宏樹・前掲注(14)論文八九頁<sup>o</sup>
- (122) Jordan, *supra* note 107, at 4-5; Webb & Molo, *supra* note 107, at 382, 384-85. 田マト＝・組織体に対する量刑ガイドライ  
ナリヤ「組織体の上級構成員のなかの特定の者がその基準および手続の遵守を監督する全般的な責任を割り当てるわれなば  
ハリヤ」
- 【訳註規定】ある法人の刑事責任を負ふトマト＝・アライアンス・プロクラバ  
同志社法科 五〇卷11印 107 (九〇五)

れざなふたふ」(U.S.S.G. § 8A1.2 (comment. 3 (k) (2))) と規定されてしまうだけに、コハプライアンス・オフィサーの具体的な役割は明記されていない。

- (123) Jordan, *supra* note 108, at 4-5; Webb & Molo, *supra* note 107, at 382, 384-85; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 647.
- (124) Webb & Molo, *supra* note 107, at 395-96.
- (125) 川合清造／ヘルトコック・W・ガイリー・前掲注(109)論文三九頁。
- (126) Jordan, *supra* note 108, at 4-5; Webb & Molo, *supra* note 107, at 382, 384-85; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 647.
- (127) Webb & Molo, *supra* note 107, at 385.
- (128) 余詰監査に関する独立監査人の役割を論じたものとして、V·M·オリリーほか（中央監査法人訳）『ヤハーナメリーの監査論』（中央経済社、第一版、一九九八）三七頁以下および一〇七五頁以下参照。
- (129) Webb & Molo, *supra* note 107, at 384. アメリカ合衆国の監査委員会の役割については、土橋正「アメリカにおける監査委員会制度の展開——勧告から法化へ」監査二二九号（一九八〇）一五頁以下、同「米国法律協会（ALI）の会社の管理プロセス——分析および勧告(3)・(4)」国際商事法務一八巻九号（一九九〇）九九〇頁以下、一八巻一〇号（一九九〇）一一一頁以下、前田重行「余社の構造」証券取引法研究会国際部会訳編『コーポレート・ガバナンス——アメリカ法律協会「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」の研究』（の本性県経済研究所、一九九四）一一八頁以下、畠田公明「アメリカの監査制度」森淳一朗ほか編『企業監査とリスク管理の法構造——蓮井良憲先生・今井宏先生古稀記念』（法律文化社、一九九四）一一一頁以下参照。ただし、違法行為は、監査部門においても発生する可能性があるので、監査役に委任されるゆえ、コハプライアンス・オフィサーによって実施される方が、監視の客観性を維持し、効果を確保することができるかの指摘がある（Webb & Molo, *supra* note 107, at 384.）。
- (130) Webb & Molo, *supra* note 107, at 395.
- (131) Webb & Molo, *supra* note 107, at 395.
- (132) U.S.S.G. § 8A1.2 (comment. (n. 3 (k) (6))).

- (133) Jordan, *supra* note 108, at 4-5; Webb & Molo, *supra* note 107, at 382, 384-85; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 647.
- (134) 量刑ガイドラインは、犯罪の発見、法執行機関への犯罪の自主的申告、犯罪捜査への協力、単なる有罪の答弁を超えた犯罪に対する責任の積極的な承認の表明が、罰金刑の算定にあたら、軽減事由として考慮されるべきを定めたもの（U.S. S. G. § 8A1.2 (comment. (n. 3 (k)) (6))).<sup>6</sup>

- (135) COMEGYS, *supra* note 108, at 339-40; MacLaury, *supra* note 9, at 98-99.
- (136) Webb & Molo, *supra* note 107, at 392-93. 田中宏司<sup>②</sup>・前掲注(一)繙文-1回頭。
- (137) Linda Richenderfer & Neil R. Bigioni, *Going Naked unto the Thorns: Consequences of Conducting an Environmental Audit Program*, 3 VILL. ENVTL. L. J. 71, 78-79 (1992); Webb & Molo, *supra* note 107, at 393; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 648. ジュニア U.S. S. G. § 8A1.2 (comment. (n. 3 (k))). 繙照。
- (138) Richenderfer & Bigioni, *supra* note 137, at 78-79; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 648.
- (139) Webb & Molo, *supra* note 107, at 390-91; Walsh & Pyrich, *supra* note 2, at 648.
- (140) Webb & Molo, *supra* note 107, at 395.
- (141) COMEGYS, *supra* note 108, at 148-49, 336-37; Webb & Molo, *supra* note 82, at 382-83, 393.
- (142) Richenderfer & Bigioni, *supra* note 137, at 79-80.
- (143) 企業法人の处罚根拠は、自然人の法的・社会的に同様の社会的実態である「ハストム」や「組織構造」といった自然人に還元できない企業の「複雑化」や「組織化」を求めるわれどくね（拙稿「企業殺人（corporate homicide）と企業の刑事责任——英米における企業への殺人罪の適用が意味するもの——」同志社法学四九卷 四四〔一九九八〕一回七頁以下）。

## 第四章 法人の刑事責任におけるコンプライアンス・プログラムの効果

### 第一節 法人の刑事責任とコンプライアンス・プログラム

アメリカ合衆国の連邦レヴェルでは、一九〇八年ニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社ケース<sup>(1)</sup>以降、法人の刑事責任について代位責任の法理が広範に採用され、次の三つの要件に該当すれば、その性質上法人が実行できない犯罪を除くすべての犯罪について、法人に刑事責任を課すことが認められている。<sup>(2)</sup>①法人の代理人または従業者が違法行為を実行した。②違法行為が代理人や従業者の職務の範囲内で実行された。③違法行為が法人のために実行された。ここでは、法人の刑事責任を認定するにあたって、法人自身のメンズ・レア（主観的犯罪成立要件）の存否は問題とされていない。このため法人がコンプライアンス・プログラムを実施し、どれだけ犯罪予防に努めていても、現状では無過失として免責される余地はないことになる。<sup>(3)</sup>しかし、これではひとたび犯罪が発生すれば、結果責任を問われるに等しく、刑法の責任主義の原則に反すると繰り返し批判されてきた。<sup>(4)</sup>

そこで、一九六一年に公表されたアメリカ法律委員会模範刑法典は、代位責任の認められた犯罪のうちメンズ・レアを犯罪成立要件とするものについて、法人の刑事責任を判断する際に「相当の注意」の抗弁を認める提案を行った。<sup>(5)</sup>この模範刑法典が示した方向性は、法人に刑事責任を積極的に課すべきとする社会的な要請と責任主義との調和を図るという観点から学説上多くの支持を集めてきた。<sup>(6)</sup>また、こうした法人の刑事責任の適正化を図るための動きの中で、

企業犯罪を効果的に抑止するためには、自然人とは異なる法人固有の性質を考慮に入れる必要があるとして、さまざまな新しい責任帰属のアプローチが提唱されてきた。<sup>(7)</sup> そこでは、近時コンプライアンス・プログラムが犯罪予防策としての重要性を増すにつれ、法人に固有の「相当の注意」の抗弁の内容としてコンプライアンス・プログラムを考慮することが提案されている。さらに、このほかにも、コンプライアンス・プログラムを法人の刑事責任や量刑を判断する段階で、法人にとって有利なファクターとして考慮する方法が模索されている。そして、こうした考慮は、企業に対してもコンプライアンス・プログラムの導入への強いインセンティブを与えると考えられるようになっている。<sup>(8)</sup>

わが国において、コンプライアンス・プログラムを法人に対する注意義務の内容とする可能性を探るために、こうしたアメリカ合衆国の動向を検討することは有意義と思われる。はたして刑法上、コンプライアンス・プログラムを考慮するにあたって、いかなる問題点が浮かび上がってくるのであろうか。以下では、次の三つの観点からアメリカ合衆国におけるコンプライアンス・プログラムの刑法上の効果について検討を加えたい。①「相当の注意」の抗弁を判断する際に考慮することができるか（「相当の注意」の抗弁とコンプライアンス・プログラムの関係）。②法人の従業者の違法行為が、代位責任の要件である「職務の範囲内」であつたかどうか、あるいは「法人のための行為」であつたかどうかを判断するにあたって考慮することができるか（代位責任の成立要件とコンプライアンス・プログラムの関係）。③起訴裁量や量刑にあたって考慮することができるか（起訴裁量・量刑とコンプライアンス・プログラムの関係）。

## 第二節 「相当の注意」の抗弁とコンプライアンス・プログラム

### 一 「相当の注意」の抗弁として考慮することを否定する判例

(1) ヒルトン・ホテルズ社ケース コンプライアンス・プログラムを法人の刑事責任の判断にあたって考慮することが否定された事例としてしばしば取り上げられるのが、一九七二年ヒルトン・ホテルズ社ケース<sup>(9)</sup>の控訴審判決である。本件の事実の概要は次の通りである。オレゴン州ポートランドのホテル、レストランおよびその納入業者は、コンベンション誘致のための団体を設立した。その際、ホテル側は、納入業者に対し活動資金の寄付を求め、その諾否によって、以後の取引で差別的な取扱を行うことを取り決めた。この行為が共同ボイコットにあたり、シャーマン法一条に反するとして、取り決めるに参加していたヒルトン・ホテルズ社が起訴された。同社は、以下の二点を根拠として、取り決めるに参加したマネージャーの行為が「職務の範囲」を逸脱しており、同社に代位責任は認められないと主張した。①ヒルトン・ホテルズ社の方針では、価格・品質およびサービスだけを考慮して購入業者を選定することが定められていた。②支配人らが、購入を担当するマネージャーに対して、ボイコットへの参加を禁じたが、購入を担当するマネージャーは、これを無視した。これに対して第九巡回区控訴裁判所は、「一般的規準として、たとえ法人の政策および明示の命令に反したとしても、シャーマン法のもとでは職務の範囲内での代理人の行為に対しても法人は有責となる」と述べ、代位責任の法理の適用を認め、同社を有罪とした原審を支持した。

(2) アーマー社ケース また、このヒルトン・ホテルズ社ケース以前にも、同様の姿勢を示した判決がある。一

九四八年アーマー社ケースである。本件の事実の概要は以下の通りである。栄養食品などを製造・販売するアーマー社のファイラデルフィアとノリストウンの支店の販売員が、一九四二年戦時価格統制法 (Emergency Price Control Act of 1942) に基づき抱き合わせ販売を禁じた連邦規則に違反した。このためアーマー社が起訴され、ペンシルバニア東部地区連邦地方裁判所で有罪を言い渡された。アーマー社は、上級管理職員には連邦規則に違反する認識はなく、支店長や販売員に対して繰り返し、抱き合わせ販売を行わないように指示していたことを根拠として同社に刑事责任はないと主張して控訴した。これに対して第三巡回区控訴裁判所は、「アーマー社の本社が、繰り返し抱き合せ販売に対して警告を発していたことは明らかである。しかし、栄養食品業界においてきわめて大規模な企業である同社は、支店への入念な指示の伝達を心がけ、そのための会議を行っていたとしても、これを理由にして、その責任を免れることはできない」<sup>(12)</sup>と述べ、原審を支持し、アーマー社の控訴を斥けた。

(3) 一〇世紀フォックス・フィルム社ケース こうした連邦裁判所の姿勢は、原則的には今日まで変わっていないと考えられている。たとえば、一九八九年一〇世紀フォックス・フィルム社ケース<sup>(13)</sup>の控訴審判決もヒルトン・ホテルズ社ケースに従つた。本件の事実の概要は以下の通りである。一〇世紀フォックス・フィルム社の支社長が、映画館と自社の映画フィルムの上映許可契約を結ぶにあたって、他のフィルムの上映許可契約を抱き合わせて要求する一括契約 (block booking) を行つた。一〇世紀フォックス・フィルム社は、一九四八年に他の映画フィルム配給会社七社とともに一括契約などの反トラスト法違反行為で起訴され、一九五一年に今後一括契約を行わない旨を内容とした同意判決を下させていた。このため一〇世紀フォックス・フィルム社と支社長が同意判決に違反したとして、裁判

所侮辱罪で起訴され、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所において有罪を言い渡された。<sup>(14)</sup> 同社は反トラスト法を遵守するために効果的なコンプライアンス・プログラムを実施し、「合理的な注意（reasonable diligence）」を尽くしていたことを根拠として刑事責任がないとして控訴した。これに対して第一巡回区控訴裁判所は、「フォックス社のコンプライアンス・プログラムが、いかに効果的であっても、職務権限の範囲内で行為をした従業者が法を遵守しなかつたときには、法人は責任を免れられない」と判示し、陪審の証拠から同社のコンプライアンス・プログラムを除外した原審を支持した。

## 二 「相当の注意」の抗弁として考慮する」と肯定する判例

- (1) ホーランド・ファーニス社ケース これまでの連邦裁判所判例の流れを整理すると、基本的にコンプライアンス・プログラムを「相当の注意」の抗弁の根拠として、法人の刑事責任を否定するとは認められていないといえよう。しかし、連邦裁判所の判決の中には、少数ではあるが、コンプライアンス・プログラムを根拠に、法人が「相当の注意」を尽くしていたと評価され、刑事責任を免れたと解されているものがある。そうした判決の具体例として、一九四六年ホーランド・ファーニス社ケース<sup>(15)</sup>がある。本件の事実の概要は以下の通りである。ホーランド・ファーニス社のオハイオ州コロンバス支店に勤務する販売担当職員は、購入者が戦時生産委員会（War Production Board）規則の定める手続に違反し、虚偽の申告をしていることを認識しながら暖炉を販売した。このため購入者、販売担当職員、同社のオハイオ州コロンバス支店支店長とあわせてホーランド・ファーニス社が同規則違反で起訴された。第一

審のオハイオ州地方裁判所は、ホーランド・ファーニス社を有罪としたが、同社は、上級管理職員が当該取引に関与した事実が認められず、また同社が日頃から戦時生産委員会規則の遵守を掲示や文書によって啓発していたことを指摘し、同社には責任はないとして控訴した。これに対して、第六巡回区控訴裁判所は次のように述べて、ホーランド・ファーニス社を有罪とした一審判決を破棄した。大量の掲示や文書によって、戦時生産委員会規則を遵守するよう指示を行っていたという「当該事実のもとで、従業者の違反行為について法人に刑事責任を課すことは、先例を逸脱し、また我々が法人に刑事責任を課すべきと考える範囲を逸脱することになる」<sup>(17)</sup>。

本件は、ニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社・ケースが確立した後の判決であるにもかかわらず、法人の刑事責任の有無を判断するにあたって、企業法人が法を遵守するために啓発活動を行っていたことを考慮した。

これは、企業法人がコンプライアンス・プログラムを実施していた点を「相当の注意」の抗弁として認めたものと評価されている。

(2) ヒルトン・ホテルズ社ケース　また、前述した一九七二年ヒルトン・ホテルズ社ケースでは、「相当の注意」を尽くしていたかどうかを判断する際に、コンプライアンス・プログラムを考慮することが否定されたが、他方で「危険に見合った明確な手段を実行に移す義務を負わせることなく、本件のように一般的な指示を与えただけでは」<sup>(18)</sup> 刑事責任を逃れることはできないと判示した。このため拘束力のある方法で、より具体的な指示が与えられた場合には、これを「相当の注意」の抗弁として考慮することが認められると理解する見解もある。<sup>(19)</sup>

### 三 判例以外の動向

現在の連邦裁判所の判例では、企業法人がコンプライアンス・プログラムを実施していた場合に、これをもつて「相当の注意」を尽くしていたとして法人の刑事責任を免除することは認められていないと解されている。<sup>(20)</sup>こうした姿勢が維持されてきたことは、連邦裁判所の判例が、法人の刑事責任について、代表者や従業者の責任の無過失転嫁を認める代位責任の法理を採用してきた点からすれば、むしろ当然といえよう。

この判例の立場は、法執行機関によって積極的に支持してきた。たとえば、一九八八年当時連邦司法省反トラスト局長であったR・ロックは、「反トラスト法関連の刑事事件において主観的要件の証明に関する一般原則とコンプライアンス・プログラムを実行していた法人に対する代位責任の法理に例外を設けようという試みは、これら二つの問題を混同させてしまうだけでなく、基礎をなす法的前提をもゆがめてしまう」。<sup>(21)</sup>「要するに、問題は、コンプライアンス・プログラムが法人の責任を決定するにあたって法的意義をもつかどうかである。私の判断では、その答えは、ノーである」と述べ、法人の刑事責任について相当の注意の抗弁を認めることに強く反対した。<sup>(22)</sup>

しかし、最近では、法人の刑事責任を判断する際に、コンプライアンス・プログラムを「相当の注意」の抗弁として認める立場を支持する見解も有力に主張されている。たとえば前述したように、一九六二年にアメリカ法律協会が提唱した模範刑法典は、メンズ・レアを犯罪成立要件とする行政犯について法人の刑事責任の存否を判断するにあたって、代位責任の法理を適用する一方で、法人の代表者が注意義務を尽くしていた場合、「相当の注意」の抗弁を認めることによって法人が免責される余地を残したが、この「相当の注意」の抗弁の内容をコンプライアンス・プロ

グラムと解する見解が主張されている。<sup>(24)</sup>また、より包括的に、現在連邦レヴエルで採用されている代位責任の法理について、コンプライアンス・プログラムを内容とした「相当の注意」の抗弁を導入すべきという見解もある。<sup>(25)</sup>これらの見解は、コンプライアンス・プログラムの導入にインセンティブを与えると同時に、法人の処罰範囲を限定して責任主義との調和を図ることを試みたものと評価できよう。これまで代位責任の法理が、緩やかな要件の下で適用されてきたことから、これを制限する試みが常に提案されてきた。しかし、連邦レヴエルの判例では、そうした試みが功を奏したことは一度としてなく、代位責任の要件は緩和の一途を辿ってきた。<sup>(26)</sup>このため、企業法人の「システム」や「組織構造」という性質をもふまえた現実的な提案として、コンプライアンス・プログラムを「相当の注意」の抗弁として認める見解は、大きな注目を集めている。

### 第三節 代位責任の成立要件とコンプライアンス・プログラム

#### 一 代位責任の成立要件として考慮することを否定する判例

(1) コーラー社ケース 連邦裁判所は、「相当の注意」の抗弁としてコンプライアンス・プログラムを考慮することを否定しているといえよう。それでは、法人に代位責任を課すための要件である「職務の範囲内」かどうか、あるいは「法人のための行為」かどうかを判断するに際して、コンプライアンス・プログラムを考慮することについてはどうだろうか。つまり、法人が効果的なコンプライアンス・プログラムを実施していたにもかかわらず、その代理人や従業者が違法行為を実行した場合、その行為は、「職務の範囲」とはいえない、あるいは「法人のための行為」

とはいえるとして、法人の刑事責任を否定するのである。

この点について、連邦裁判所の姿勢は明確ではないが、代位責任の要件を判断する際にコンプライアンス・プログラムを考慮することを否定した判決は少なくない。こうした判決の具体例として、一九七〇年コーラー社ケース<sup>(27)</sup>がある。本件の事実の概要是以下の通りである。配管の製造・販売を業とするコーラー社の取締役である販売部門の責任者が、同業他社七社の役員らと磁器製の配管や琺瑯加工した鉄製配管の価格協定を結んだ。このため価格協定に参加した他の企業やその役員らとともにコーラー社と同社の取締役がシャーマン法一条違反で起訴された。ペンシルバニア西部地区連邦地方裁判所は、コーラー社と同社の取締役に有罪を言い渡したが、陪審への説示の中で、「代理人の行為が、実際の指示に反しており、違法であつたとしても、職務または明示された権限の範囲内であるときは、法人はその行為について法的に責任があると判断される」、「あなた方が、被告人である法人の代理人が、法人のために、職務または明示された権限の範囲内で行為し、価格協定の共謀に従事したとの結論に達すれば、法人は、従業者に対して口頭や文書によって反トラスト法を遵守し、他社との価格協議には応じないようとの指示を与えていた点を抗弁することはできない」などと述べた。コーラー社は、こうした説示が適切でないとして控訴した。これに対しても第三巡回区控訴裁判所は、第一審の説示を妥当なものとして同社の控訴を棄却した。<sup>(28)</sup>

(2) ハリー・L・ヤング&サンズ社ケース より具体的に代位責任の要件とコンプライアンス・プログラムの関係が検討された判例として、一九七二年ハリー・L・ヤング&サンズ社ケース<sup>(29)</sup>がある。本件の事実の概要是以下の通りである。ハリー・L・ヤング&サンズ社は、州際通商委員会から複数の州にまたがった危険物の輸送を許可された

運送業者であったが、同社のトレイラーが爆発物の輸送中に故障し、修理担当者が到着するまでの間、トレイラーを運転していた従業者がトレイラーカーから離れ、爆発物の監視を怠った。このためハリー・L・ヤング&サンズ社が爆発物の移送に関する州際通商委員会規則違反で起訴された。ユタ連邦地方裁判所は、従業者の違反行為について法人の代位責任を認め、ハリー・L・ヤング&サンズ社に有罪を言い渡した。ハリー・L・ヤング&サンズ社は、同社の輸送管理責任者は、修理担当者が到着するまでの間、監視を怠らないように指示を与えており、同様の指示が、会社の方針に従つて、輸送の出発時にも与えられていた点から判断すれば、従業者の違反行為は、「法人のための行為」とはいえないでの、法人に刑事責任はないなどとして控訴した。<sup>(32)</sup> これに対し、第一〇巡回区控訴裁判所は、従業者が指示を与えられていたのに、これに従わなかつたということが、「法人の刑事責任を判断するうえで、法人にとつて有利に影響を及ぼすことがある」<sup>(33)</sup> と認めた。しかし、「その影響は大きくない」<sup>(34)</sup> として、ハリー・L・ヤング&サンズ社の控訴を棄却した。

(3) キャデイラック・オーバーオール・サプライ社ケース ハリー・L・ヤング&サンズ社ケースでは、従業者の行為が「法人のための行為」かどうかという要件とコンプライアンス・プログラムの関係が検討された。これに対して、従業者の行為が「職務の範囲」かどうかという要件との関係が検討された判例として、一九七八年キャディラック・オーバーオール・サプライ社ケースがある。<sup>(35)</sup> 本件の事実の概要は以下の通りである。工業用衣料の製造・販売などを業とするキャデイラック・オーバーオール・サプライ社のフロリダ支社長が、州内の同業二社と取引先の配分などの取引制限を目的とした共謀を行つたとして、支社長とともに同社がシャーマン法一条違反で起訴された。第

一審のフロリダ南部地区連邦地方裁判所は、キヤデイラック・オーバーオール・サプライ社を有罪としたが、同社は、支店長が共謀に参加した行為は、自由競争を行い、他社と手を結ばないようにという同社の社長からの指示と正反対であり、職務の範囲を超えていたので、この行為を同社に帰属して刑事責任を課すのは誤りであるなどと主張し控訴した。これに対しても、第五巡回区控訴裁判所は、反トラスト法を遵守するようにとの同社の方針に反した場合にも、従業者の行為は職務の範囲にあるというヒルトン・ホテルズ社ケースの基準に従えば、社長の指示に反した支社長の行為は、なお職務の範囲内にあり、キヤデイラック・オーバーオール・サプライ社はシャーマン法一条違反の刑事责任を負わねばならないと判示した。<sup>36)</sup>

(4) オートメイティッド・メディカル・ラボラトリーカース さらに、一九八五年オートメイティッド・メディカル・ラボラトリーカース<sup>37)</sup>でも、コンプライアンス・プログラムと「職務の範囲」の判断が否定された。本件の事実の概要是以下の通りである。製薬会社のオートメイティッド・メディカル・ラボラトリーカー社は、同社の子会社と共に謀のうえで、血漿製剤の製造過程において、血液提供者から連邦食品薬品局規則が定める量以上の血液を採取し、製造設備の品質管理テストを実施せず、あるいは血液の殺菌や感染性のウイルスが含まれた血漿の破棄を怠るなどの違反を行っていた。また、これらの違反行為は同社のコンプライアンス・チームによつて確認されていたが、コンプライアンス・チームの責任者は、これを咎めなかつたばかりでなく、連邦食品薬品局に提出する業務日誌や記録書を改ざんするように指示した。このためオートメイティッド・メディカル・ラボラトリーカー社のほか、その子会社とコンプライアンス・チームの責任者を含む両社の従業者三人が起訴された。第一審のバージニア東部地区連邦地方裁判所

は被告人全員に対し有罪を言い渡した。オートメイティッド・メディカル・ラボラトリーソは、次の点を根拠に同社には刑事責任がないことを主張して控訴した。すなわち、同社は、違反行為が発生する以前から連邦規則を遵守するためには、コンプライアンス・チームを設置していたので、連邦規則に違反した従業者の行為は職務の範囲外であり、コンプライアンス・チームの措置も「法人のための行為」であったとはいえない。これに対して、第四巡回区控訴裁判所は、「たとえ従業者の行為が法人の方針に反していたとしても、法人はなお責任を負わなければならぬ」<sup>(38)</sup>と述べ、同社の控訴を棄却した。

## 二 代位責任の成立要件として考慮することを肯定する判例

(1) ビューシュ・ケース 他方において、連邦裁判所判決の中には、法人自身の過失の存否を問題としない代位責任の法理との調和を図りながら、コンプライアンス・プログラムを法人の刑事責任の判断にあたって考慮する道を示したものもある。こうした立場を支持した判決が一九七九年ビューシュ・ケース<sup>(39)</sup>である。本件の事実の概要は、外国通貨の両替を業務とするディーク&カンパニー・オブ・カリフォルニア社とその副社長が、五千ドルを超える外国通貨を受領した場合に財務長官への報告を義務づけた銀行機密法 (Bank Secrecy Act) 三七七条に違反したとして、軽罪で起訴されたというものである。第一審のカリフォルニア東部地区連邦地方裁判所は、ディーク&カンパニー・オブ・カリフォルニア社とその副社長を有罪としたが、陪審への説示の中で、従業者の行為が「法人のための行為」であったか、あるいは「職務の範囲内」であったかという代位責任の要件を判断するに際して、法人が実行していた

コンプライアンス・プログラムおよび従業者への指示を考慮することを認めた。<sup>(40)</sup> ディーア&カンパニー・オブ・カリフォルニア社は、この説示が、コンプライアンス・プログラムを法人の意図として考慮することを認めなかつたのは誤りであるとして控訴した。<sup>(41)</sup> これに対して第九巡回区控訴裁判所は次のように述べ、第一審の陪審への説示を支持した。「法人は、従業者が明確な指示や方針に反して実行した行為に対して責任を有する。しかし、そうした指示や方針の存在は、従業者が、実際に法人のために行為したかどうかを判断するにあたって考慮してもかまわない。そうした指示や方針を公表したり、公刊するだけで、注意深く実行していかつたのであれば、従業者の行為を職務の範囲外と位置づけるには不十分である。それは、この領域における法人の方針を実現するための施策が、法人を従業者の行為から適切に切り離しているか否かという事実の問題であるし、こうした考慮に関する陪審の判断を妨げる理由はない」。<sup>(42)</sup>

(2) ベーシック建設社ケース また一九八三年ベーシック建設社ケース<sup>(43)</sup>では、従業者の行為が「法人のための行為」であったかどうかを判断する際に、コンプライアンス・プログラムを考慮することが認められた。本件の事実の概要は以下の通りである。ベーシック建設社は、バージニア州の高速道路舗装工事の入札に際して、他の建設業者と談合し受注を配分した。このため同社とその従業者がシャーマン法一条違反で起訴された。ベーシック建設社は、反トラスト法違反がメンズ・リアを要件とする犯罪であるという連邦裁判所の先例に従えば、同社を有罪とするためには、法人に反トラスト法に違反する意図が必要であるが、本件において、同社はコンプライアンス・プログラムを実施しているので、その意図は認められないと主張し、法人のメンズ・リアを判断する要素としてコンプライアンス・

プログラムを考慮するよう陪審に説示することを求めた。これに対して、第一審のバージニア東部地区連邦地方裁判所は、コンプライアンス・プログラムと法人のメンズ・レアの関連には言及せず、次のように説示した。「法人は、代理人が職務上の権限の範囲内で行った行為に対し責任を有する。それは、たとえ代理人の行為が実際の指示に背いたものであつたり、あるいは法人の明示された方針に反するものであつても同様である。しかしながら、そうした指示や方針の存在がある程度証明されれば、あなたがたは、代理人が、実際に企業の利益のために行為していったかどうかを判断するにあたって、その事実を考慮してもかまわない」。<sup>(44)</sup>さらに、第四巡回区控訴裁判所は、「適切にも、原審は、陪審に対するベーシック社の申し立てた反トラスト法コンプライアンス政策を従業者が職務の範囲内で行為していたかどうかを判断するにあたって考慮することを認め<sup>(45)</sup>た」と述べ、原審の説示を支持した。

### 三 判例以外の動向

ビューシュ・ケースやベーシック建設社ケースをふまえれば、判例は代位責任の要件を検討する際に、コンプライアンス・プログラムを考慮することに理解を示しているようにも思われる。しかし、ベーシック建設社ケース以後、これを踏襲した判決も見られず、判例が今後もこうした方向を支持し続けるのかは必ずしも明らかではない。<sup>(46)</sup>また、こうした考慮の方法には、現実にどれだけ効果を發揮するのか疑問が呈されている。

それにもかかわらず、代位責任の要件を検討する際にコンプライアンス・プログラムを考慮する立場を支持する声は高まりつつある。<sup>(47)</sup>前述したように、連邦レヴエルの判例は、コンプライアンス・プログラムを「相当の注意」の抗

弁として考慮していないと考えて良い。正確に言えば、連邦レヴエルの判例が否定してきたのは、コンプライアンス・プログラムを「相当の注意」の抗弁とすることではなく、法人に「相当の注意」の抗弁を認めることそのものである。こうした判例の立場は、法人を積極的に処罰すべきという社会的要請に応えて一九世紀半ばから発展を遂げた結果として確立したものである。<sup>(48)</sup>したがって、このような歴史的経緯をふまえると、今後も「相当の注意」の抗弁を認めて、判例の立場を抜本的に改めることは容易ではない。<sup>(49)</sup>法人にコンプライアンス・プログラムの導入を促すための強いインセンティブを与え、法人处罚の範囲を制限するためには、「相当の注意」の抗弁以外の方法で、コンプライアンス・プログラムを法人にとって有利な資料として考慮することが必要となる。そこで、その具体案として期待を集めているのが、代位責任の法理の成立要件を検討する際に考慮する方法というわけである。

こうした方法でのコンプライアンス・プログラムの考慮は、代位責任の法理の枠組みを維持した中で実施可能なだけに、「相当の注意」の抗弁として考慮することに比べれば、抵抗も少ない。ただし、ここでのコンプライアンス・プログラムは、判断資料の一つに過ぎず、これを効果的に実施していたことが認められたからといって、法人の刑事责任が必然的に否定されるわけではない。このため代位責任の法理の成立要件を検討する際に考慮する方法では、法人に対するコンプライアンス・プログラムの導入のインセンティブとして弱く、また、法人の处罚範囲を制限することも期待できないとの消極的な評価も見られる。

### 一 起訴裁量（起訴猶予）における考慮

従業者の違法行為が法人のために職務の範囲内で実行されたものであった場合、原則として法人は刑事責任を課されることになる。しかし、こうした要件に当てはまる事例でも、実際に法人を起訴するかどうかは、多くの場合、法執行機関の自由裁量に委ねられている。<sup>(50)</sup>そこで法執行機関は、明文の法的根拠が存在しないにもかかわらず、起訴の要否を決定するにあたって法人のコンプライアンス・プログラムを考慮に入れてきたと指摘されている。<sup>(51)</sup>具体的な数値をあげると、一九八九年にコンプライアンス・プログラムによつて従業者らの違法行為を法執行機関よりも早く発見し、その事實を自発的に開示した七三社の一六四件の事案のうち、一五五件が不起訴とされたという調査結果がある。<sup>(52)</sup>

近時、連邦司法省は、こうした起訴裁量におけるコンプライアンス・プログラムの考慮を明確化しつつある。たとえば、国防総省スキヤンダルの後の一九八六年から、受注業者は、自主的開示政策の一環としてコンプライアンス・プログラムと違法行為を発見した場合にこれを自主的に報告する制度を実施している。連邦司法省は、一九八七年八月に「国防総省受注業者の自主的開示プログラムに対するガイドライン」<sup>(53)</sup>を公表し、そうしたプログラムを以前から実施していたという事実が、違法行為が発生した際に法人を起訴するかどうかを決定するための要素として、重要であることを明言した。<sup>(54)</sup>具体的には、国防総省との受注契約について、水増し請求などの詐欺行為が行われた場合、受

注業者である法人を起訴するかどうかは、①自主的開示制度の普遍性、適時性およびその詳細、②違法行為の防止を意図したコンプライアンス・プログラムの存在とその範囲、③違法行為の内容、④違法行為を実行し、あるいはその認識をもつていた従業者の地位の高さ、⑤法人の検査機関への協力姿勢などによつて決まるとしている。<sup>(55)</sup>

また、連邦司法省は、一九九一年七月に「重要な自発的コンプライアンスおよび違反者の情報開示努力の観点からみた環境法違反事件における起訴の判断要素」<sup>(56)</sup>と題したステイトメントを発表した。そこでも、環境法違反事件が発生した場合に、法人を起訴するかどうかを判断するにあたつて、効果的なコンプライアンス・プログラムを実施していることが法人にとって有利に考慮されることが明らかにされた。<sup>(57)</sup>具体的には、①自主的な情報開示、②検査への協力、③予防措置の実施、④別の違反行為の存否、⑤懲戒処分の実施の有無、⑥違反行為発覚後の法を遵守するための取り組みなどの点から法人が効果的なコンプライアンス・プログラムを実施していたか否かを判断することとされた。

さらに、一九九三年と一九九五年には、連邦司法省反トラスト法局<sup>(58)</sup>と連邦環境保護庁<sup>(59)</sup>が、反トラスト法違反と環境保護法令違反について法人を起訴するかどうかを決定するにあたつて、コンプライアンス・プログラムを実施していだ点を有利に考慮することを明示するなど、起訴裁量の段階でコンプライアンス・プログラムを考慮する方向は、既定の路線として確立しつつある。

したがつて、今後もこうした方向は法執行機関によって積極的に推し進められていくものと思われる。ただし、こうした連邦司法省などの方針は法的根拠をもたないことから、コンプライアンス・プログラムの存在をどのように考慮するかは、結局法執行機関の自由裁量に委ねられていることになり、法人にとって説得力のある保障とはなってい

ないとの批判も見られる。<sup>(60)</sup>

## 二 量刑段階における考慮

一九九一年組織体に対する量刑ガイドラインは、罰金額の算定にあたって、コンプライアンス・プログラムを軽減事由として考慮することを定めている。<sup>(61)</sup>前述したように、こうした考慮の目的は、「犯罪の予防、発見および報告のための内部的な機構を確保するためのインセンティブを企業に与える」<sup>(62)</sup>ことにあるとされる。

量刑ガイドラインが定める罰金額の具体的な算定プロセスは以下の通りである。①犯罪の重さに従って、「基礎罰金額 (based-fine)」を決定する。②法人の有責性の程度を「『有責性のスコア』に関する基準 (the form of a “culpability score”)」に従って決定する。③基礎罰金額に有責性のスコアに対応した上限値と下限値を乗じ、適用可能な罰金額の範囲を算出する。④適用可能な範囲内で罰金額を決定する。このうち、コンプライアンス・プログラムは、②法人の有責性の程度を決定する際に考慮される。

さらに詳細な考察をすすめるために、販売担当の従業者が他社と価格協定を組んで五年間に一千万ドル分のコンピュータ用チップを販売していただため、シャーマン法一条違反で起訴された企業が、コンプライアンス・プログラムを実施していた場合を例に具体的な量刑のプロセスを追っていくことにする。<sup>(63)</sup>まず、裁判所は基礎罰金額の算定を行う。この基礎罰金額の算定には次の三つの方法が用いられ、そのうちの最高額がその後の量刑プロセスに採用される。第一に、量刑ガイドラインが定めた犯罪レヴェルに基づき算定する方法が採られる。すなわち、まず「自然人に対す

る量刑ガイドライン」に、あらかじめ各犯罪類型ごとに一から四二までの範囲で定められている犯罪レベルを参考に、当該犯罪の犯罪レベルを導き出す。そして、各レベルごとの組織体に対する罰金額を記した量刑ガイドライン § 8C2.4 (d) の「犯罪レベル」との罰金額の表」から当該犯罪の基礎罰金額を決定する（表I参照）。前に示した事例にあてはめてみると、価格協定の犯罪レベルは一〇だが、量刑ガイドラインは総額一五〇〇万ドル以上の取引についてはレベルを五ポイントアップすることを定めているので、犯罪レベルは一五となる。

表I 犯罪のレベルと罰金額の関係

犯罪のレベル	罰金額	犯罪のレベル	罰金額
6以下	5,000	23	1,600,000
7	7,500	24	2,100,000
8	10,000	25	2,800,000
9	15,000	26	3,700,000
10	20,000	27	4,800,000
11	30,000	28	6,300,000
12	40,000	29	8,100,000
13	60,000	30	10,500,000
14	85,000	31	13,500,000
15	125,000	32	17,500,000
16	175,000	33	22,000,000
17	250,000	34	28,500,000
18	350,000	35	36,000,000
19	500,000	36	45,500,000
20	650,000	37	57,500,000
21	910,000	38以上	72,500,000
22	1,200,000		

注 UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, FEDERAL SENTENCING GUIDELINES MANUAL § 8C2.4 (d) (1995).による。

したがって、「犯罪レベル」との罰金額の表」に示されたレベル一五の罰金額の一〇万五〇〇〇ドルが基礎罰金額とされる。<sup>(65)</sup>第一に、違法収益から算出する方法が採られる。<sup>(66)</sup>ここでいう違法収益には犯罪行為による直接的な金銭上の利益と削減できた支出が含まれる。ただし、価格協定など反トラスト法違反の場合、違法収益の正確な算定は難しい。そこで、量刑ガイドラインは、便宜上、取引総額の一〇パーセントを違法収益額とするよう規定している。<sup>(67)</sup>したがって、この事例の場合、

表II 有責性のスコア表

有責性のスコア	最小乗数	最大乗数
10以上	2.00	4.00
9	1.80	3.60
8	1.60	3.20
7	1.40	2.80
6	1.20	2.40
5	1.00	2.00
4	0.80	1.60
3	0.60	1.20
2	0.40	0.80
1	0.20	0.40
0 以下	0.05	0.20

注 UNITED STATES SENTENCING  
COMMISSION, FEDERAL SENTENCING  
GUIDELINES MANUAL § 8C2.7 (1995).  
による。

の損害は四〇〇万ドルとなり、この金額が基礎罰金額となる。第三に、最高額の四〇〇万ドルが以後の量刑のプロセスに用いられる。

次に、企業の有責性のスコアが設定される。このスコアに基礎罰金額をあてはめて、適用可能な罰金額の範囲が確定される。このスコアは〇から一〇までの一段階から構成されている（表II参照）。設定作業は、スコア五を起点に、加重事由があれば加点され、軽減事由があれば減点される。<sup>(70)</sup> 加重事由としては、次の四点が規定されている。①犯罪行為への管理者の関与または容認（プラス五ポイント）。<sup>(71)</sup> ②同種の犯罪歴（プラス一ポイント）。<sup>(72)</sup> ③裁判所の命令または禁止に対する違反行為（プラス三ポイント）。<sup>(73)</sup> ④犯罪調査における企業経営者による裁判の妨害（プラス三ポイント）。<sup>(74)</sup> これに対して、軽減事由としては次の五点が規定されている。①犯罪の予防と発見のために効果的なコンプライアンス・プログラムの事前適用（マイナス三ポイント）。<sup>(75)</sup> ②同種の犯罪の発見。③公的機関への犯罪の自己申

告。④犯罪捜査への協力。⑤単なる有罪の答弁を超えた犯罪に対する責任の承認および肯定的な受認の表明（②から⑤の合計でマイナス五ポイント以内<sup>(76)</sup>）。スコアが一〇のときは四・〇から二・〇、〇のときは一・〇から〇・五に基づ礎罰金額を乗じて、適用可能な罰金額を求める。<sup>(77)</sup>先に示した例では、コンプライアンス・プログラムを実施していたので、起点の五ポイントから三ポイント減点されてスコアは二となる。適用可能な罰金額は四〇〇万ドルに〇・二を乗じた八〇万ドルから〇・四を乗じた一六〇万ドルまでの範囲となり、裁判所はこの範囲内で罰金額を決定する。<sup>(78)</sup>

#### 第五節 法人处罚におけるコンプライアンス・プログラムの効果

一九九一年に施行された「組織体に対する量刑ガイドライン」は、法人に対する罰金刑の算定にあたって、コンプライアンス・プログラムを軽減事由として考慮することを規定した。コンプライアンス・プログラムが、法人の刑事责任の重さに影響を与えることが立法上明確に認められたのである。この量刑ガイドラインの導入を契機として、コンプライアンス・プログラムが、量刑段階以外にも、刑法上の効果を及ぼしうるのかが活発に検討されるようになつた。また、こうした観点から判例を再検討する動きも見られるようになつた。<sup>(79)</sup>

今日のアメリカ合衆国では、起訴裁量と量刑段階で、コンプライアンス・プログラムが考慮されている。しかし、連邦裁判所の判例は、法人の刑事责任の有無を判断するにあたって、コンプライアンス・プログラムを考慮することは、にはきわめて消極的である。とくに、コンプライアンス・プログラムを「相当の注意」の抗弁として考慮することは、これまで強く否定されてきたといえる。ただし、連邦裁判所が、コンプライアンス・プログラムを「相当の注意」の

抗弁として考慮することを認めていない理由は、コンプライアンス・プログラムが、法人の刑事責任を免れさせることで「相当の注意」の内容として十分でないと考えるからではなく、「相当の注意」の抗弁を認めることが、従業者の違法行為の無過失転嫁責任を認めてきた従来の判例の姿勢に反するからであるという点には注意が必要である。今日のコンプライアンス・プログラムは、「企業がこれを実施すれば、通常、違法行為は発生しない」と考えられるだけの犯罪予防効果は認められているといえよう。

前述したように、アメリカ合衆国では、従来より法人の刑事責任を限定する必要性が唱えられる一方で、法人企業の「システム」や「組織構造」など固有の性質に着目した刑事責任へのアプローチが試みられてきた。こうした動きと相まって、コンプライアンス・プログラムを法人の刑事責任の存否を判断するにあたって考慮する立場は支持を拡大しつつある。こうした状況をふまえれば、近い将来、判例が代位責任の法理の無限定な適用に制限を加える道を選択する可能性も否定しきれない。そうした際には、コンプライアンス・プログラムを「相当の注意」の抗弁において考慮することは十分あり得よう。

これまでの考察をふまえれば、コンプライアンス・プログラムの性質や効果の点では、わが国において、これを評価の対象にして、法人が自らに向けられた注意義務を尽くしていたと判断することは不可能ではない。問題は、そうした法人だけに向けられた注意義務、法人固有の過失責任の概念を新しく認めることができるかどうかにかかっているのではないだろうか。

(1) New York Central and Hudson River Railroad Co. v. United States 212 U.S. 481 (1909). 本件の事実の概要は、鉄道輸両罰規定における法人の刑事責任とコンプライアンス・プログラム

送に関するリグートの供与を禁止した一九〇七年のエルキンズ法 (Elkins Act) に違反し、製糖会社に贈賄を行ったとして、ニューヨーク・セントラル&ハドソンリバー鉄道社が訴追されたところである。同社は、従業者の行為につき法人の代理責任を認めたエルキンズ法一条は違憲であり、法人に罰金を科すことは無関係な株主を罰することに他ならず、法の適性手続にも反すると主張した(1)。これに対し、連邦最高裁判所は、法的または公共政策的見地からは、議会がそうした責任を輸送会社に課せないと考へる根拠は見出せないとして有罪を言い渡した。この判決においても、それ以前と同様に法人処罰の必要性の觀点に比重をおいた現実的な視点を見て取ることが出来る。すなわち、判決理由として以下の四点が示された。<sup>(2)</sup> ①當利取引の大部分が法人により行われている事実を看過するわけには行かない (212 U.S. 481, 495 (1909))。②法人は犯罪をなし得ないとこう古い觀念によつて、立法者が法人の違法行為をコントロールするための唯一の効果的手段を失うことになら (Id. at 496.)。③法人が権限を付与した代理人の意図および目的から、法人自身を有責とし、取引をコントロールできなくなることは法人への対応として後退を意味する (Id.)。④法人が行い得ない犯罪が存在するとは認めるとしても、本件で問題となる犯罪は、制定法によって一定の目的のために禁止された行為の犯罪に属しており、この類型の犯罪は、権限の範囲内で行為した代理人の犯罪行為に対する法人への責任の賦課を理論的および政策的に命じてある (Id. at 494. ただし本件では、法人が行い得ない犯罪について根拠および具体的な犯罪の種類は示されなかつた)。これ以後、一般的な意图を要件とする犯罪について法人への刑事責任を認める判例の多くが、本件判決を引用するようになつた。

- (2) アメリカ合衆国における法人の刑事責任の発展経緯については、拙稿「企業犯罪論の現状と展望（1）」同志社法学四七卷四号（一九九五）1110-六頁以下参照。

(3) RICHARD S. GRUNER, CORPORATE CRIME AND SENTENCING 188 (1994).

(4) Michael E. Tigar, *It Does the Crime But Not the Time: Corporate Criminal Liability in Federal Law*, 17 AM. J. CRIM. L. 211, 227-29 (1990); Charles J. Walsh & Alissa Pyrich, *Corporate Compliance Programs as a Defense to Criminal Liability: Can a Corporation Save Its Soul?*, 47 RUTGERS L. REV. 605, 677 (1995).

(5) Model Penal Code, § 2.07 (4) (c).

(6) 「相当の注意」の抗弁の導入を支持するに際しては、Gerhard O. W. Mueller, *Mens Rea and the Corporation: A Study of the Model Penal Code Position on Corporate Criminal Liability*, 19 U. PIT. L. REV. 21, 38-41 (1957); James R. Elkins, *Corporations and Criminal Law: An Uneasy Alliance*, 65 KY. L. J. 73, 119 (1976); Samuel R. Miller, *Corporate Criminal Liability: A Principle Extended to Its Limits*, 38 FED. B. J. 49.

(7) 法人固有の性質に着目した新しさ法人の刑事責任モデルとして、次のものが注目される。①犯罪を予防するために適切な施策や手続が講じられるべきだ点に法人の責任を求める「予防的企業規制（proactive corporate fault）」モデル (*Developments in the Law, Corporate Crime: Regulating Corporate Behavior through Criminal Sanctions*, 92 HARV. L. REV. 1227, 1257-58 (1979))。②企業活動のあらゆる行動規定した手續を運用する基盤の不備に法人の責任を求める「組織的半標準（organizational process）」モデル (Seth Maxwell, *The Foreign Corrupt Practices Act and Other Arguments against A Due Diligence Defense to Corporate Criminal Liability*, 29 UCLA L. REV. 447, 483-88 (1982))。③犯罪発生した後に実施される再犯防止の努力に基づいて法人の責任を求める「追加的企业規制」モデル (Brent Fisse, *Reconstructing Corporate Criminal Law: Deterrence, Retribution, Fault, and Sanctions*, 56 S. CAL. L. REV. 447, 1195-1213 (1983); BRENT FISSE & JOHN BRAITHWAITE, *CORPORATIONS, CRIME AND ACCOUNTABILITY* 210-13 (1993))。④代理人の遵法行為を承認する企業の方針と企業の責任を求める「法人方針」モデル (PETER A. FRENCH, *COLLECTIVE AND CORPORATE RESPONSIBILITY* 117 (1984))。⑤代理人の犯罪の実行を促進する法人の特性と企業の責任を求める「企業ノルム（corporate ethos）」モデル (Pamela H. Bucy, *Corporate Ethos: A Standard for Imposing Corporate Criminal Liability*, 75 MINN. L. REV. 1095, 1121 (1991)). ⑥代理人の Ann Foerschler, *Corporate Criminal Intent: Toward a Better Understanding of Corporate Misconduct*, 78 CAL. L. REV. 1287, 1306 (1990); Jennifer Moore, *Corporate Culpability under the Federal Sentencing Guidelines*, 34 ARIZ. L. REV. 743, 767-769 (1992). 参照)。⑦法人が憲法行為を禁臠<sup>禁臠</sup>、監視<sup>監視</sup>するため法人の方針、憲法<sup>憲法</sup>政策決定プロセスなどを考慮して検討した法的構成上の法人のメハニズムに法人の責任を求める「法的構成上の法人責任（constructive corporate culpability）」モデル (William S. Laufer, *Corporate Bodies and Guilty Minds*, 43 EMORY L. J. 647,

678-725 (1994))<sup>o</sup>、J.ペルの責任モデルを紹介・検討した邦語文献として、青木紀博「アメニカにおける『法人責任』論の  
論」(産大法学110卷11・四期 (一九九七) 111頁以下 (3)・(5)・(6)以下)。<sup>o</sup>また、原田明夫「法人の刑事责任 (その  
11) ——法人の責任概念——」判例タイムズH111回期 (一九八四) 六月頃以降 (7)・(8)以下)、佐藤雅美「英米における  
法人处罚の整理 (11・JR)」法大法学11回期 (一九八八) 1111頁以下 (1)・(2)以下) ある。

- (8) John C. Coffee, Jr., "No Soul to Damn No Body to Kick": An Unscandalized Inquiry into the Problem of Corporate  
*Punishment*, 79 MICH. L. REV. 386, 431-33 (1981); Fisse, *supra* note 7, at 1195-1213; Fisse & Braithwaite, *supra* note 7,  
at 210-13.

(9) United States v. Hilton Hotels Corp., 467 F. 2d 1000 (9th Cir. 1972), cert. denied, 409 U. S. 1125 (1973).

(10) *Id.* at 1007.

(11) United States v. Armour & Co., 168 F. 2d 342 (3d Cir. 1948).

(12) *Id.* at 343.

(13) United States v. Twentieth Century Fox Film Corp., 882 F. 2d 656 (2d Cir. 1989), cert. denied, 493 U.S. 1021 (1990).

(14) *Id.* at 658-59.

(15) *Id.* at 660.

(16) Holland Furnace Co. v. United States, 158 F. 2d (6th Cir. 1946).

(17) *Id.* at 8.

(18) 467 F. 2d 1000, 1007 (9th Cir. 1972).

(19) GRUNER, *supra* note 3, § 3.3.6.

(20) Developments in the Law, *supra* note 7, at 1229; Miller, *supra* note 6, at 61-62; Samuel R. Miller & Lawrence C.  
Levine, *Recent Developments in Corporate Criminal Liability*, 24 SANTA CLARA L. REV. 41, 43 (1984); Michael E. Tigar,  
*supra* note 4, 231-32; Harvey L. Pitt & Karl A. Groskaufmanis, *Mischief Afoot: The Need for Incentives to Control*

*Corporate Criminal Conduct*, 71 B. U. L. REV. 447, 450-51 (1991); Dan K. Webb, Steven F. Molo & James F. Hurst, *Understanding and Avoiding Corporate and Executive Criminal Liability*, 49 BUS. LAW. 617, 625 (1994); Walsh & Pyrich, *supra* note 4, at 662-63; Kevin B. Huff, *The Role of Corporate Compliance Programs in Determining Corporate Criminal Liability: A Suggested Approach*, 96 COLUM. L. REV. 1252, 1259 (1996).

- (21) Robert E. Bloch, *Compliance Programs and Criminal Antitrust Litigation: A Prosecutor's Perspective*, 57 ANTITRUST L. J. 223, 226 (1988).
- (22) *Id.*
- (23) クラウゼ' John H. Shenefield & Richard J. Favretto, *Compliance Programs as Viewed from the Antitrust Division*, 48 ANTITRUST L. J. 73, 79 (1979). ショウジ。
- (24) Harvey L. Pitt & Karl A. Groskaufmanis, *Minimizing Corporate Civil and Criminal Liability: A Second Look at Corporate Codes of Conduct*, 78 GEO. L. J. 1559, 1647-52 (1990); Pitt & Groskaufmanis, *supra* note 20, at 450-51.
- (25) GRUNER, *supra* note 3, at 371-72; Walsh & Pyrich, *supra* note 4, at 676-90; William S. Laufer, *Integrity, Diligence, and the Limits of Good Corporate Citizenship*, 34 AM. BUS. L. J. 157, 161-81 (1996).
- (26) メンバーカ合衆国の連邦訴訟の判例が、法人の处罚範囲を拡大する傾向にあることを、税理・前掲注(2)の文111頁云々参照。
- (27) United States v. American Radiator & Standard Sanitary Corp. et al., 433 F. 2d 174 (3d Cir. 1970), cert. denied, 401 U. S. 948 (1971).
- (28) *Id.* at 205.
- (29) *Id.*
- (30) *Id.*
- (31) United States v. Harry L. Young & Sons, Inc., 464 F. 2d 1295 (10th Cir. 1972).

- (32) *Id.* at 1296.
- (33) *Id.* at 1297.
- (34) *Id.*
- (35) United States v. Cadillac Overall Supply Co., 568 F. 2d 1078 (5th Cir.) cert. denied, 437 U. S. 903 (1978).
- (36) *Id.* at 1090.
- (37) United States v. Automated Medical Laboratories, Inc., 770 F. 2d 399 (4th Cir. 1985).
- (38) *Id.* at 407.
- (39) United States v. Willi Beusch and Deak & Company of California, Inc., 596 F. 2d 871 (9th Cir. 1979).
- (40) *Id.* at 878.
- (41) *Id.* at 877-78.
- (42) *Id.* at 878.
- (43) United States v. Basic Construction Co. 711F. 2d 570 (4th Cir.) cert. denied, 464 U. S. 956 (1983).
- (44) *Id.*
- (45) *Id.* at 573.
- (46) Walsh & Pyrich, *supra* note 4, at 605, 665-66.
- (47) *Id.* at 1287-98.
- (48) L. H. Leigh, *The Criminal Liability of Corporations and Other Groups: A Comparative View*, 80 MICH. L. REV. 1508, 1518 (1982); John C. Coffee, Jr., *Corporate Criminal Responsibility*, in ENCYCLOPEDIA OF CRIME AND JUSTICE 253, 255 (Sanford H. Kadish ed. 1983). <sup>ハーバード法規・法解説(8)</sup> 紹介文 | 八回
- (49) Huff, *supra* note 20, at 1275-79.
- (50) Dan K. Webb & Steven F. Molo, *Some Practical Considerations in Developing Effective Compliance Programs: A*

*Framework for Meeting the Requirements of the Sentencing Guidelines*, 71 WASH. L. Q. 375, 377 (1993); Walsh & Pyrich, *supra* note 4, at 666.

(15) Tigar, *supra* note 4, at 232; GRUNER, *supra* note 3, § 14. 1. 5; Walsh & Pyrich, *supra* note 4, at 666; Laufer, *supra* note 25, 163-68; Michael Goldsmith & Chad W. King, *Policing Corporate Crime: The Dilemma of Internal Compliance Programs*, 50 VAND. L. REV. 1, 13 (1997).

(25) Daniel B. Moskowitz, *Compliance Programs Could Help Companies Avoid Criminal Prosecution*, WASH. POST., Apr. 23, 1990, at F13.

(33) Department of Justice Guidelines for Defense Department's Voluntary Disclosure Program, 48 FED. CONTROLS. (BNA) 220 (Aug. 17, 1987). ¶¶6-11 Paul B. Galvani & George M. Coburn, *Government Contract Fraud: Detecting It and Controlling the Damage*, in WHITE COLLAR CRIME: BUSINESS AND REGULATORY OFFENSES § 7.04[2] (Otto G. Obermaier & Robert G. Morvillo eds. 1994).

(44) William K. Perry & Linda S. Dakin, *Compliance Programs and Criminal Law*, in COMPLIANCE PROGRAMS AND THE CORPORATE SENTENCING GUIDELINES: PREVENTING CRIMINAL AND CIVIL LIABILITY § 18:03, at 18-6 (Jeffrey M. Kaplan et al. eds., 1998); Huff, *supra* note 20, at 1269-70.

(55) ジョーリー、同法細のセイシルトヘアリムネツチ、国防総省法務省の田中留里子口述マサチ、監査官による監査報告書によれば、監査結果報告書によれば、Galvani & Coburn, *supra* note 53, at § 7.03[4][b]; Walsh & Pyrich, *supra* note 4, at 666.

(65) U. S. DEPT OF JUSTICE, FACTORS IN DECISIONS ON CRIMINAL PROSECUTIONS FOR ENVIRONMENTAL VIOLATIONS IN THE CONTEXT OF SIGNIFICANT VOLUNTARY COMPLIANCE OR DISCLOSURE EFFORTS BY THE VIOLATOR, *reprinted* in 21 ENVTL. L. REP. (ENVTL. L. INST.) 35, 399 (July 1, 1991) and CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 879, 879-895 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997).

- (57) Steven M. Morgan & Allison K. Obermann, *Perils of the Profession: Responsible Corporate Officer Doctrine May Facilitate a Dramatic Increase in Criminal Prosecutions of Environmental Offenders*, 45 SW. L. J. 1199, 1215 (1991).
- (58) Antitrust Division, U. S. Dep't of Justice, *Corporate Leniency Policy* (Aug. 10, 1993), 328 Trade Reg. 20, 649-21, at ¶ 13, 113 (1994).
- (59) U. S. Environmental Protection Agency, *Final Policy Statement, Incentives for Self-Policing: Discovery, Disclosure, Correction and Prevention of Violations*, 60 Fed. Reg. 66, 706 (1995), reprinted in CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 897, 897-906 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997).
- (60) Perry & Dankin, *supra* note 54, § 18 : 03. ただし、反マーベル回検察官・トロ ハクゼ、起訴裁量によるたゞ「公判トライアル・トロ ハクゼ・トロ ハクゼによる公判」の一方で、「事故がたゞ意図した」出来事や「たゞ主張」、起訴を差し控えられたが明るかに不十分である」と述べ、その法的効果が「たゞ」強調され、公判を指摘してい（Bloch, *supra* note, 21 at 225.）。
- (61) ただし、一九九一年に組織体に対する量刑ガイドラインが施行された以前から、公判トライアル・トロ ハクゼによる公判を支持していただめるところ、Coffee, *supra* note 8, at 445-46.
- (62) UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, U. S. SENTENCING GUIDELINES MANUAL [hereinafter U.S. S. G.] § 8C2.5 (f) (1998).
- (63) 踏金額の算定によつた事例は、Webb, Molo & Hurst, *supra* note 20, at 649-50. も参考とした。なお、拙稿「企業犯罪論の現状と展望（II・証）」回志社法学四七卷五号（一九九六）111〇頁以下では、本稿とは異なる「金融詐欺」の事例を用いて考察を加へた。
- (64) U. S. S. G. § 2R1.1. (b) (2).
- (65) *Id.* § 8C2.4 (d).
- (66) *Id.* § 8C2.4 (a) (2).
- (67) *Id.* § 2R1.1. (comment. n. 3).

(68) *Id.* § 8C2.4 (a) (4).

(69) *Id.* § 2R1.1. (comment. n. 3).

(70) *Id.* § 8C2.5 (a).

(71) *Id.* § 8C2.5 (b). 上級職員の犯罪への関与と有責性のスコアの加重との間の関係は、企業の規模に応じて、次の五つに分けて規定されている。①従業者が五千名以上の企業において、企業の上級の職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認が企業全体に浸透していた場合、および犯罪が実行された部署の従業者が五千名以上の企業において、その部署の上級の職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認がその部署全体に浸透していた場合には、プラス五ポイント。②従業者が一千名以上、五千名未満の企業において、企業の上級の職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認が企業全体に浸透していた場合、および犯罪が実行された部署の従業者が一千名以上、五千名未満の企業において、その部署の上級の職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認がその部署全体に浸透していた場合には、プラス四ポイント。③従業者が一百名以上、一千名未満の企業において、企業の上級の職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意図的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認が企業全体に浸透していた場合、および犯罪が実行された部署の従業者が一百名以上、一千名未満の企業において、その部署の上級の職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意団的に見逃し、あるいは実質的に権限を有する職員による犯罪の容認がその部署全体に浸透していた場合には、プラス三ポイント。④従業者が五〇名以上、一〇〇名未満の企業において、実質的に権限を有する職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意団的に見逃した場合には、プラス二ポイント。⑤従業者が一〇名以上、五〇名未満の企業において、実質的に権限を有する職員が、犯罪に関与し、犯罪を容認または意団的に見逃した場合には、プラス一ポイント。

(72) *Id.* § 8C2.5 (c). 企業の過去の犯罪歴と有責性のスコアの加重との間は、期間に応じて次の二つに分けて規定されている。

①類似の違法行為に基づき刑事処分を受けてから五年未満のときは、プラス二ポイント。②類似の違法行為に基づき刑事処罰規定における法人の刑事責任とコンプライアンス・プログラム

分を受けてから五年以上、一〇年未満のときは、プラス一ポイント。

(73) *Id.* § 8C2.5 (d).

(74) *Id.* § 8C2.5 (e).

(75) *Id.* § 8C2.5 (f). ただし、コンプライアンス・プログラムの存在を根拠とした有責性のスコアの軽減は、次の場合には、

認められない。企業の上級職員（一つの部署の職員が100名以上の場合は、その部署の上級職員）、またはコンプライアンス・プログラムの運営・執行の責任を有する者が、犯罪に関与し、犯罪を容認し、あるいは意図的に見逃したとき。つまり、実質的な権限を有する者の関与は、企業が、効果的なコンプライアンス・プログラムをしていなかつたとの推定として機能する。ただし、反証は認められる。さらに、法執行機関への犯罪の報告が不合理に遅られたときにも、コンプライアンス・プログラムの存在を根拠とした有責性のスコアの軽減は認められない。

(76) *Id.* § 8C2.5 (g).

(77) *Id.* § 8C2.7.

(78) 本規定に基づいた罰金は、制定法によって定められた最高額と最低額によって制限を受ける (*Id.* § 8C3.1.)。また、いくつかの領域において罰金額算定のプロセスの適用の例外を設けている。たとえば、食品および薬品に関する犯罪のうち消費者の健康および安全に対する侵害については、損失の金銭化が困難なことからの罰金刑の適用は認められない (*Id.* § 8C2.1 (comment. n. 1.))。ただし、詐欺罪については、犯罪類型についても罰金刑の適用は認められる (*Id.* § 8C2.1 (comment. n. 2.))。また、環境法違反についてもガイドラインによるべく罰金刑は適用されない。しかし環境犯罪による利益と損失の金銭的な数値への返還の困難さが根拠とされる (*Id.* § 8C2.1 (comment. n. 2.))。なお、反トラスト法に違反した価格協定等の損失額の正確な算出の困難な領域については、影響を受けた取引額の一〇パーセントを違法収益とみなす、110パーセントを損失額みなす (*Id.* § 2R1.1 (d))、これについては既述の通りである。詳細については、GRUNER, *supra* note 3, at § 9.7.5-9.7.6. 参照。

(79) コンプライアンス・プログラムの法的効果は、刑事責任との関係だけでなく、民事責任との関係でも問題となる。およそ

ンプライアンス・プログラムは、民事訴訟において被告訴しないた法人の抗弁となる得る。始めは原告の主張を認めたり、部分的に否定する要素として機能するわれ (Anton R. Valkas & Robert R. Stauffer, *Investigation and Disclosure of Violations*, in COMPLIANCE PROGRAMS AND THE CORPORATE SENTENCING GUIDELINES § 13.04 at 7 (Jeffrey M. Kaplan et al. eds. 1998); Goldsmith & King, *supra* note 51, at 14.)<sup>o</sup>

また、アメリカ合衆国では、取締役個人の民事責任についての判例に注目すべき展開がある。一九九六年ケアマーク・インターナショナル社ケース (*In re Caremark Intl Inc. Deriv. Litig.*, 698 A2d. 959 (Del. Ch. 1996)) において、デラウェア州大法官裁判所は、コノプライアンス・プログラムの存在や適用領域が、会社の違法行為に対する取締役の民事責任の有無を判断するにあたって考慮されるべきを明確した。本件は、健康管理や治療補助などを業とするケアマーク・インターナショナル社の従業者が、医師に対して低所得者医療扶助制度や高齢者医療健康保険制度の対象となる患者の紹介を促すために斡旋料の支払いや薬品の受注を獲得するためのリベートの提供など州法および連邦法に違反して業務を行っていたとして、取締役と同社が起訴された事件に関して、取締役たちが信任に基づく注意義務に違反したとして提起された株主派生訴訟である。最終的には、判決は、同社のコノプライアンス・プログラムのレヴェルでは、取締役の責任を免除する」とまであるとして原告の主張を認めたのであるが、一般論としてコノプライアンス・プログラムの実施を要件に取締役の責任減免の可能性を認めだりとかかへ、高い関心があたれた。被告が上告したところからデラウェア州最高裁判所がどのような判断を下すか注目される。詳細については、Paula J. Desio, *The Caremark Sage: The Making of a Compliance Milestone*, in CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 27, 29-37 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997); Charles Hansen, *Gagliardi and Caremark, Two Important Delaware Decisions*, in CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 39, 41-48 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997); SDomnic Bencivenga, *Words of Warning: Ruling Makes Directors Accountable for Compliance*, in CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 51, 53-54 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997); Edward Brodsky, *Directors' Liability-Importance of Compliance Procedures*, in CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 79, 81-84 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997); Herrie McAvoy & Carole L. Basri, *After Caremark: Personal Liability*

for Director's Failure to Implement Corporate Compliance Programs and the Need for Self-Assessment, in CORPORATE COMPLIANCE AFTER CAREMARK 87, 89-93 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1997); Eric B. Rothenberg & Courtney A. Smith, *Caremark International, Inc. : Delaware Chancery Court Provides Guidance on Corporate Directors' Obligations Regarding Compliance with Government Regulation*, in CORPORATE COMPLIANCE : CAREMARK AND THE GLOBALIZATION OF GOOD CORPORATE CONDUCT 29, 31-33 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1998); Harvey L. Pitt, Karl A. Groskaufmanis & Vasiliki Tsaganos, *Walking the Walk and Talking the Talk: Responding to Management Misconduct After the Caremark Decision*, in CORPORATE COMPLIANCE : CAREMARK AND THE GLOBALIZATION OF GOOD CORPORATE CONDUCT 43, 45-51 (Carole L. Basri et al. co-chaired 1998). など参照。

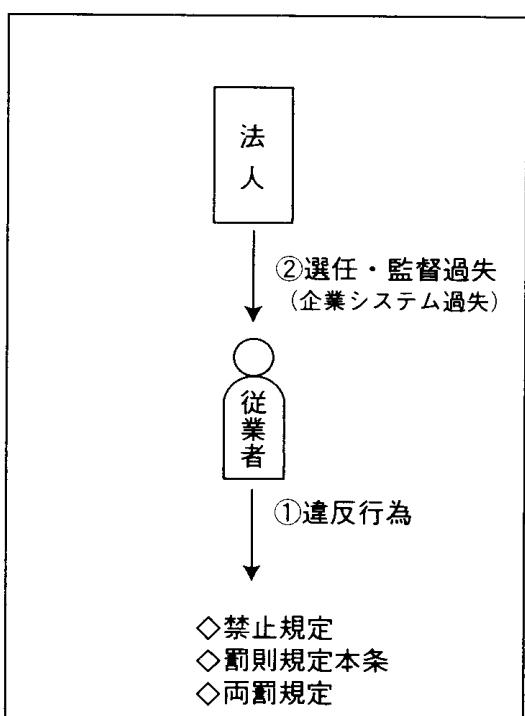
## 第五章 「企業システム過失責任」の導入をめぐる

### 第一節 恒久規定における「企業システム過失責任」の適用

恒久規定における法人の刑事責任の性質を矛盾なく認定するためには、法人の選任・監督上の過失を代表者の選任・監督上の過失責任から完全に切り離して認定する必要がある。ただし、法人に対する注意義務は、その内容をある程度明確化する上から、法人固有の性質を考慮して、実態に即したものに改めるべきである。本稿では、これまで問題意識から、コンプライアンス・プログラムから企業自身によるシステムとしての犯罪予防への取り組みを注意義務の内容とした企業法人固有の過失責任、すなわち「企業システム過失責任」の導入の可能性を探つてみた。これま

での検討をふまえれば、両罰規定における法人の刑事責任は、具体的に次のように解されるべきである。

図5 法人の刑事責任の認定プロセス⑤  
(企業システム過失責任／違反行為者：従業者)



法人の従業者が、業務に関して違反行為を実施した場合、その行為は通常、法人の選任・監督に基づく行為と考えられることから、法人の選任・監督上の過失責任が推定される。しかし、法人がコンプライアンス・プログラムを実施し、システムとして十分従業者の違反行為の防止に尽くしていたと評価された場合には、法人の過失の推定が破られて、無過失免責が認められる（過失推定説）。こうした「企業システム過失責任」の存否を判断するにあたって、代表者個人の選任・監督上の過失は一切介在しない<sup>(1)</sup>（図5参照）。

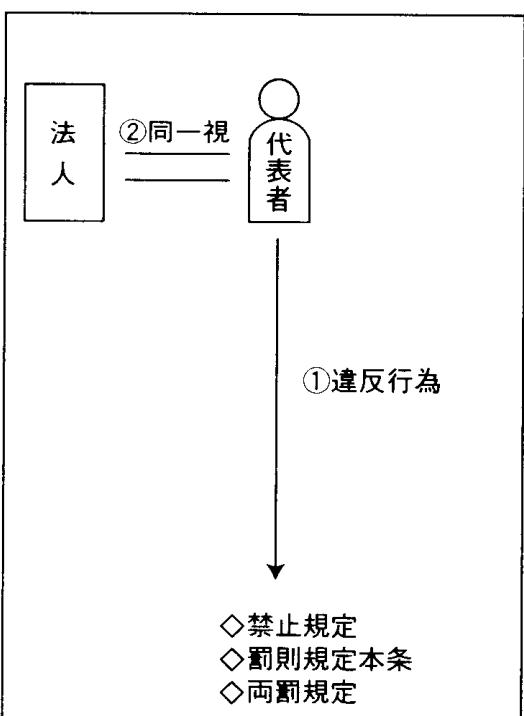
もちろん、ここで注意義務を尽くしていたかどうかという評価の対象になるのは、「コンプライアンス・プログラム」という名称が付されているかどうかにかかわりなく、コンプライアンス・プログラムと同様に、法人がシステムとして実施していたあらゆる犯罪予防のための取り組みである。したがって、その内容は多岐にわたり、法人の規模や業種によって異なるが、多数の従業者を抱える大規模な企業法人の場合、基本的には、①従業員に対して法令の遵守を促すマニュアルの作成と運用、②マニュアルを周知徹底するための従業者への啓発・教育活動の実施、③マニュアルを作成し、運用する責任者の明確化、④違反行為が発生した場合、その影響を最小限に止めるための対処手続の

明確化とその実践などが必要であろう。これらの内容は企業法人の組織規模が大きくなり複雑化するほど、体系化、システム化が求められる。これに対して、従業者が少人数の企業法人の場合、犯罪予防の取り組みの内容は、实际上、代表者が個人として取り組むべき内容とほとんど変わらなくなるであろう。

他方、アメリカ合衆国のコンプライアンス・プログラムでは必須要素とされている懲戒処分規定の作成とその運用や違反行為の法執行機関への自主的報告については、違反行為が発生した後の問題であるから、直接的には注意義務の評価の対象とすべきではない。しかし、法人がコンプライアンス・プログラムの実施にどれだけ真剣に取り組んできたのかを示すという意味で、間接的には考慮の対象に加えることができるだろう。また、量刑段階では、軽減事由として考慮されることになる。ただし、そもそも、わが国の雇用慣行などを考慮に入れた場合、現段階でコンプライアンスプログラムの内容としてアメリカと同様に厳しい懲戒処分までを要求すべきかという点については慎重な検討が必要であろう。<sup>(2)</sup>

業務の内容や社会的な影響力にかんがみて、企業法人には、こうした従業者の違反行為を防止するための管理システムを備える法的義務がある。この義務に違反したために、企業法人の業務の中で従業者による違反行為が行われ、その結果として法益侵害が発生したと認められる場合、これに対して法人の刑事責任を問うことは適切な措置であると考える。これが「企業システム過失責任」である。もちろん、この「企業システム過失責任」の概念は、従来の自然人を対象とした過失責任の概念とは異質である。しかし、法人が自然人とは異なる性質を持つた法的・社会的存在であり、そうした法人固有の性質に起因した法益侵害が見逃せない状況にある以上、法人固有の性質に着目した責任

図6 法人の刑事責任の認定プロセス⑥  
(法人の行為責任／違反行為者：代表者)



概念を採用することは必要ではないだろうか。「企業システム過失責任」は、両罰規定の合理的な解釈のために必要なだけでなく、企業法人が、自然人と異なる「システム」や「組織構造」といった「複雑」な性質を備えている点を反映することができる点でも意義がある。また、法人に固有の過失責任の概念を認めることは、自然人の過失概念の不当な緩和を防ぐことにもつながる。<sup>(3)</sup>

さらに、両罰規定においても、代表者の違反行為については、企業システム過失責任とは別に、法人の行為責任が問われなければならない。法人の代表者が自ら違反行為を行った場合には、この代表者の故意・過失行為を法人自身の故意・過失行為と同一視し、代表者とともに法人の行為責任を問うべきであろう<sup>(4)</sup>（図6参照）。具体的な要件としては、次の三点が重要となろう。①代表者の違反行為が法人の業務に関連して実行されている。②代表者の違反行為が、代表者の職務権限に属している。③代表者の違反行為が法人の利益のために実行されている。

こうした自然人行為者の存在を前提とした行為責任と企業のシステムとしての側面を考慮した監督責任の二重評価は矛盾するように見えるかもしれない。しかし、現代の企業法人は、法的にも、実質的にも多様な側面をもっており、その評価にあたっては、代表者等の自然人と同一視される側面と自然人には還元できないシステムとしての側面の両

方を考慮することが妥当である。<sup>(5)</sup>

## 第二節 「企業システム過失責任」の課題

もちろん、「企業システム過失責任」には多くの課題も残されている。第一に、わが国ではコンプライアンス・プログラムの導入は初期段階にあり、比較的導入が進んでいる法領域についても、業種、企業の組織規模などによって実施状況にばらつきが目立つ。このため、今すぐに、「企業システム過失責任」の基準に従って法人の刑事責任を判断しても、法人の免責が認められる分野は限られており、無過失責任を課すのに等しいと批判される両罰規定における法人の刑事責任を妥当な範囲に制限することは難しい。その前にコンプライアンス・プログラムの導入を図らねばならない分野が大半である。コンプライアンス・プログラムの導入がすすんでいる分野としては、独占禁止法や外国為替法があげられる。他方、前述したように、これら以外の法分野について、今まで法人によつて違反防止のための取り組みが全く行われていなかつたわけではない。したがつて、そうした従来の違反防止の取り組みを対象にして、「企業システム過失責任」の存否を判断することは可能である。ただし、そうした従来の取り組みでは、よほど体系的で機能的なものでなければ、コンプライアンス・プログラムと同程度の効果は期待できないのも事実である。他方、逆に「企業システム過失責任」の導入を図ることによつて、企業に対してコンプライアンス・プログラムの導入を促すこととも、政策的には十分検討に値するだろう。

第二に、「企業システム過失責任」が、コンプライアンス・プログラムの実施のインセンティブとなるためには、

企業法人に対して感銘力の期待できる刑事制裁も併せて検討しなければならない。わが国の法人に対する刑事制裁は、他の経済先進国に比べて厳しいとは言い難い。このため法人に対する刑事制裁の多様化や厳格化も、わが国にとって早急に取り組まなければならない課題となっている。<sup>(6)</sup>また、アメリカ合衆国において、組織体に対する量刑ガイドラインが、コンプライアンス・プログラムの発展に大きな影響力を發揮しているのは、コンプライアンス・プログラムを罰金額の算定にあたって軽減事由として考慮したからだけではなく、他方において、従来とは比較にならない厳しい罰金刑を用意したことにも起因する。コンプライアンス・プログラムの作成や実施は、直接利益と結びつかず、逆に企業に対しても起因する。コンプライアンス・プログラムの改善・厳格化によってコンプライアンス・プログラム導入のコストとベネフィットの釣り合いがある程度とれなければ、企業にコンプライアンス・プログラムの導入を促すことは難しい。<sup>(7)</sup>具体的には、わが国でも一部で採用されている法人に対する罰金刑の高額化を一層するほか、アメリカ合衆国で実施されているようなコンプライアンス・プログラムを遵守事項としたプロベイション<sup>(8)</sup>、社会奉仕命令<sup>(9)</sup>、被害弁償などの導入を検討すべきであろう。また同様の観点から、法人に対する刑事訴追を積極化することも重要である。

### 第三節 立法論としての「企業システム過失責任」

適切な法人处罚のためには、刑法典上の犯罪も含めて広く企業法人の刑事责任を問う必要がある。<sup>(11)</sup>したがって、今後のわが国の法人の刑事责任は、立法論を念頭において検討を加えなければならない。このように立法論として法人

の刑事責任を検討するにあたっても、「企業システム過失責任」は考慮されるべきである。

今日、法人の刑事責任論の念頭におかれている企業法人は、「システム」や「組織構造」といった自然人にはない固有の性質を兼ね備えている。このため企業犯罪によつて甚大な被害がもたらされる一方で、その原因は企業内の人々人に還元できないことがある。こうした点を考慮に入れて、法人の刑事責任の適正なあり方を問うならば、企業固有の刑事責任を問う「企業システム過失責任」は立法論において、より本領を發揮することができるものと思われる。ただし、立法論を想定したとき、「企業システム過失責任」は新しい問題に直面することになる。

第一に、新しい立法で法人の刑事責任の範囲が拡大され、業務上過失致死罪等の刑法典上の犯罪を適用することになつた場合、ここでもコンプライアンス・プログラムを注意義務の内容とすることができるのかが問題となる。法人の刑事責任について立法的な手当を講じる場合、適用範囲の拡大が論点の一つとなる。法人の活動領域の拡大や社会的影響力の増大を前提とすれば、刑法典上の犯罪を含めて、基本的にはあらゆる犯罪について法人の刑事責任の問われる可能性が認められるべきである。こうした姿勢に立つた場合、業務上過失致死罪のような犯罪類型に対しても、コンプライアンス・プログラムが法人自身の注意義務の内容として機能し得るのであろうか。現在両罰規定が規定されている行政犯に比べて、業務上過失致死罪の注意義務は、抽象的で包括的である。このように抽象的で包括的な注意義務の内容として、コンプライアンス・プログラムがなじむのか検討する必要がある。

第二に、法人の注意義務の対象を違反行為者が特定できない場合にも拡大することが可能かが問題となる。現行の両罰規定では、その規定上、法人を処罰するためには違反行為者の特定が要件となつてゐる。しかし、以前から、可

罰的違法性の理論や信頼の原則の適用によって、従業者に可罰的違法行為が認められない場合や担当者の交代によつて違反行為者が特定できないような場合にも、法人には刑事責任を課すべき場合があることが指摘されてきた。<sup>(12)</sup>理論的には、法人の活動の一環として違反行為が発生したのであれば、その実行行為者が特定されたかどうかにかかわりなく、コンプライアンス・プログラムが効果的に運用されていたかどうかを問題とすることは可能であろう。しかし、この場合、法人の過失と法益侵害との因果関係を認定することは可能であろうか。それとも、過失推定説を採用する限り、因果関係までもが推定されてしまうことになるのか、検討すべき課題が残されているといえよう。

第三に、法人の刑事責任について立法的手当を施す場合、企業の「システム」としての性質を考慮するのは、過失についてだけで良いのかが問題となる。具体的には、故意犯においても企業の「システム」としての性質を考慮する可能性として、次の三つのアプローチが提案されている。①不作為犯について客観的義務違反をシステムの不整備に求める。②有責性を判断する段階で法人の非難可能性の存否を評価するにあたって、反対動機の形成の有無をシステムに着目して考える。③システムから法人固有の故意、違法性の意識、期待可能性などの責任要件を認定する。<sup>(13)</sup>さらに、アメリカ合衆国の判例のように、④法人の故意責任の前提となる代表者の行為が「職務の範囲内」か、「法人のための行為」などを判断するにあたって、コンプライアンス・プログラムを考慮することも検討に値する。これらのアプローチの実現のためには、本稿で検討してきた両罰規定における法人の刑事責任の性質としての「企業システム過失責任」以上に高いハードルが待ち受けており、より慎重な考察が必要であろう。<sup>(14)</sup>

(1) 企業の「システム」としての違反防止の取り組みを注意義務の内容とする法人固有の選任・監督上の過失を支持するもの

両罰規定における法人の刑事責任とコンプライアンス・プログラム

同志社法学 五〇巻二号 一五〇（九四八）

として、藤木英雄「行政刑法」（学陽書房、一九七六）五一頁、田中利幸「企業体の刑事責任」西原春夫ほか編「判例刑法研究1刑法の基礎・構成要件・刑罰」（有斐閣、一九八〇）一二〇五頁、川濱昇「独禁法遵守プログラムの法的位置づけ」「川又良也先生還暦記念・商法・経済法の諸問題」（商事法務研究会、一九九四）五六六頁以下、佐伯仁志「法人处罚に関する一考察」『松尾浩也先生古稀祝賀論文集・上巻』（有斐閣、一九九八）六七一頁以下。

なお、川濱昇・前掲論文では、「効果的な法遵守プログラムがあることが選任監督上の義務を尽くしたとする見解は理論的に可能ではある」とする一方で、「法遵守プログラムが一見水も漏らさぬようなものであっても、会社の各部門への業績要請等が法遵守を軽視せざるをえない組織上の圧力をもたらしかねない」ので、免責を「法遵守プログラムの実施だけでそれを判断するのは間違っている」と指摘される。しかしこうした事例の場合、形式的には、コンプライアンス・プログラムが実施されているように見えるが、実質的には機能しておらず効果が期待できないと評価して免責を否定すべきであり、基本的にはコンプライアンス・プログラムを効果的に実施していたならば、法人は免責されるべきである。

(2) 松下満雄「『独占禁止法コンプライアンス・プログラムの手引』作成に携わって（学者の立場から）」公正取引四九三号（一九九一）一一頁。

(3) 従来、こうした客観的注意義務違反性を重視した過失概念を法人の刑事責任に導入することへの批判の一つとして、それが過失概念一般の緩和につながることが指摘されてきた（三井誠「法人处罚における法人の行為と過失」刑法雑誌二三巻一・二号（一九七九）一五三頁以下、米田泰邦「企業組織体責任論と行為論」「行為論と刑法理論」（成文堂、一九八六）一六九頁以下、大谷實「法人处罚の在り方（二）——将来の立法論の選択——」同志社法学四三巻二号（一九九二）一五頁など参照）。しかし、企業法人に固有の性質に着目した法人の处罚根拠を明らかにし、法人にのみ適用される過失概念を導入することが可能であれば、こうした批判に応えながら、客観的注意義務違反性を重視した過失概念を導入することができるであろう。

(4) 代表者の違反行為について、法人の行為責任を認める見解は、田中利幸「法人犯罪と両罰規定」中山研一ほか編「現代刑法講座第一巻・刑法の基礎理論」（成文堂、一九七七）二九〇頁、内田文昭「外国為替及び外貨貿易管理法七三条の法意

——両罰規定における法人の处罚——」『刑法解釈論集〈総論I〉』（立花書房、一九八二）八〇頁以下、中森喜彦「法人の刑事责任」Law School五一号（一九八二）三七頁、西田典之「团体と刑事罚」『岩波講座・基本法学2——团体』（岩波書店、一九八三）一一七〇頁以下、宇津呂英雄「法人处罚のあり方」石原一彦ほか編『现代刑罚法大系1——现代社会における刑罚の理論——』（日本評論社、一九八四）二三二四頁以下、伊東研祐「法人の刑事责任」芝原邦爾ほか編『刑法理論の现代的展開〈総論II〉』（日本評論社、一九九〇）一三七頁、大谷實「法人处罚の在り方——将来の立法の選択肢——（二・完）」五頁以下、京藤哲久「法人の刑事责任——序論的考察」内藤謙先生古稀祝賀・刑事法学の现代的状况（有斐閣、一九九四）一一一頁以下、金澤文雄「法人の刑事责任と両罰規定」阿部純二ほか編『刑法基本講座第2巻・構成要件論』（法律文化社、一九九四）五四頁など、近時では多数にのぼる。

(5) 拙稿「企业殺人（corporate homicide）と企业の刑事责任——英米における企业への杀人罪の適用が意味するもの——」

同志社法学四九巻四号（一九九八）一五〇頁。

(6) 松原久利「现行の法人处罚の在り方とその理諭上の問題」同志社法学四二巻四号（一九九〇）一〇九頁以下、

(7) 川濱昇・前掲注(1)論文五七六頁。

(8) 林幹人「现代の经济犯罪——その法的規制の研究」（弘文堂、一九八九）一八七頁以下、川濱昇・前掲注(1)論文五七七頁、吉岡一男「企业の犯罪と责任」法学論叢一四〇巻五・六号（一九九七）九六頁以下、拙稿「企业犯罪論の現状と展望（一・完）」同志社法学四七巻五号（一九九六）三三二頁以下。

(9) 瀬川晃「犯罪者の社会内遭遇」（成文堂、一九九一）三八七頁、拙稿・前掲注(5)論文三三一頁以下。

(10) 佐伯仁志「刑罚としての损害賠償」『平野龍一先生古稀祝賀記念論文集（下）』（有斐閣、一九九一）一一三頁、拙稿・前掲注(5)論文三三九頁以下。

(11) 下村康正「法人の犯罪能力」白門一八巻一一号（一九六六）二五頁、福田平「现代刑法における责任主義と集团的犯罪行动」『刑法解釈学の基本問題』（有斐閣、一九七五）一一七頁、萩原玉味「法人处罚の規定形式」西原春夫ほか編『刑法学1』（有斐閣、一九七七）一五六頁、藤木英雄「法人と刑法」法学セミナー一一六二号（一九七七）五七頁以下、飯田英男

両罰規定における法人の刑事责任とコンプライアンス・プログラム

同志社法学 五〇巻二号 一五一（九四九）

「法人処罰に関する立法上の問題点」ジュリスト六七二号（一九七八）八八頁、西田典之・前掲注（3）論文二六九頁、宇津呂英雄・前掲注（3）論文一二三頁、平野龍一「刑法の将来と課題」「刑法の機能的考察」（有斐閣、一九八四）二六一頁、東條伸一郎「両罰規定」伊藤栄樹ほか編『注釈特別刑法第一巻』（立花書房、一九八五）二五九頁、伊東研祐・前掲注（3）論文一三七頁、平場安治「責任概念要素と刑事責任論の根底」団藤重光博士古稀祝賀論文集第二巻（有斐閣、一九八四）六一頁以下、拙稿・前掲注（4）論文一五四頁。

（12）板倉宏『企業犯罪の理論と現実』（有斐閣、一九七五）三四頁以下。

（13）藤木英雄「法人に刑事責任はあるうか」季刊現代経済一四号（一九七四）一七〇頁。ここでは、「犯罪の成立上、被害を生じさせたことにつき、あるいは不法な状態を出現させたことにつき、積極的な作為ではなく、積極的にあることをすべきであるという義務に違反したことが重視される場合は少なくなく、その中には、過失犯とともに不作為犯があると説かれる。しかし藤木博士自身は、他方において、「故意についていえば、法人自体が犯罪事実を客観的に認識し、かつそのような事実が発生してもかまわないと認容したと認めるのはむずかしい」と指摘され、「故意は、どうしても自然人特有の心理現象であつて、したがつて法人の故意犯ということを考えるならば、法人の主要な役職にあるものの故意をもつて法人自体の故意と考えざるをえない」との結論を導かれている。この点は、現段階での本稿の立場と同じである。ただし、この見解を応用して、法人の主觀面を自然人行為者に求めておきながら、客觀面についてはそこから切り離してシステムの不備から判断すということは考えられるが、仮にこのような方法を採用するのであれば、主觀的犯罪成立要件と客觀面犯罪成立要件を異質の対象から導くことは論理的に可能かが問われることになろう。

（14）佐伯仁志・前掲注（1）論文六七二頁以下。ここでは、「法人固有の責任を認めるためには、自然人行為者に故意・過失が認められるだけではそれが代表者であつても不十分である。さらに、法人自体を当該自然人行為者とは独立に非難できなければならぬ。そのためには、法人として、当該違反行為に出ないことができたのに、行為に出たことを非難できる必要がある」と指摘する一方、「法人の場合は、行為者の行為を内部で監視し思ひどまらせる機序は、当該行為者の内面だけではなく、法人の組織的な犯罪防止措置にも見いだすことができる。法人の場合には、自然人の人格が組織化されているという

ことができる」と説かれる。結論として、「法人の行為とみなすことのできる代表者その他の高級管理職員の行為については、その行為を防止することのできなかつた組織制度的措置義務違反がある場合に」法人が刑事責任を負うことになるとされる。

しかし、高級管理職員はともかく、代表者が職務権限の範囲内で法人の利益のために違法行為を実行した場合に、その行為を監督し、規制するような組織制度的措置とはいかなるものであるのか。その制度を作成し、運営する権限は誰がもつのか。法的な観点だけでなく、実質的な観点からも疑問が残る。アメリカ合衆国の組織体に対する量刑ガイドラインも、たとえ法人がコンプライアンス・プログラムを実施していても、代表者が違法行為を実行した場合には、罰金額の軽減を認めない。代表者が違法行為を意欲的に実施したときに、法人が組織として非難可能性を否定するだけの反対動機を形成できるのか検討が必要であろう。

(15) 吉岡一男・前掲注(8)論文一〇二頁以下。ここでは、「組織の犯罪行為における故意・過失の要件は、それぞれの構成要件に該当する犯罪内容をもつ具体的行為が、組織の通常のプロセス・決定機構によって、関連情報を考慮しつつ決定されあるいは実行されたことをもって基本的には満たされる」と説かれる。さらに、「実質的な責任主義を構成する、違法性の意識や期待可能性の欠如による免責についても、同様に自然人の意識にかかる情報状態を客觀化するかたちで考えていくことができる。たとえば違法性の意識の不存在については、組織内における決定過程や犯罪的活動の遂行過程における法的規範情報の欠落としてとらえられる。また、期待可能性の欠如は、決定環境における非通常的事態の存在として、自然人におけるものと共通する基盤の上に具体化していくことができよう」と主張される。法人企業の固有の性質を刑事責任の判断にあたって考慮する姿勢を徹底した見解であり注目される。ただし、「その犯罪行為ごとの具体的な内容については、組織の犯罪行為主体性が法的認知を受け、捜査・検察実務や裁判例が積み重ねられる中で明確になっていこう」と述べられるように、それぞれの責任要件の具体的な内容については、「なお明確でない点も残って」(佐伯仁志・前掲注(1)論文六七一頁)おり、吉岡教授自らが認められているように、「その具体的検討はなお将来の課題である」といえよう。

(16) さらに、故意・過失といった自然人の刑事責任に関する前提を超えて、法人固有の第三の刑事責任の可能性を示唆するものとして、青木紀博「アメリカにおける『法人責任』論の試み」産大法学三〇巻三・四号(一九九七)一三三頁以下。